

市指定文化財
旧熊谷陸軍飛行学校桶川分教場建物
保存活用計画（素案）



平成29年5月

桶川市

目 次

第 1 章 計画の概要

第 1 節	計画の作成	1
1	計画作成年月日	
2	計画作成者	
3	計画期間	
4	計画策定の体制	
第 2 節	文化財の名称等	3
1	文化財の名称	
2	建造物の構造及び形式	
3	所有者の氏名及び住所	
第 3 節	文化財の概要	4
1	文化財の構成	
2	文化財の概要	
3	文化財としての価値	
第 4 節	文化財の保護の経緯	11
1	保存事業履歴	
2	活用履歴	
第 5 節	保護の現状と課題	11
1	保存の現状と課題	
2	活用の現状と課題	
第 6 節	計画の概要	12
1	計画の目的	
2	計画区域	
3	関連計画	

第 2 章 保存管理計画

第 1 節	保存管理の現状	17
1	保存状況	
2	管理状況	
第 2 節	保護の方針	26
1	部分の設定と保護の方針	
2	部位の設定と保護の方針	
第 3 節	管理計画	93
1	管理体制	
2	管理方法	
第 4 節	修理計画	94
1	当面必要な維持修理の措置	
2	今後の保存修理計画	

第3章 環境保全計画

第1節 環境保全の現状と課題	95
1 現状	
2 課題	
第2節 環境保全の基本方針	97
第3節 区域の区分と保全方針	97
1 区域の区分	
2 各区域の保全方針	
第4節 一体をなして価値を形成するものの保護の方針	100
第5節 防災上の課題と対策	102

第4章 防災計画

第1節 防火・防犯対策	105
1 火災時の安全性に係る課題	
2 防火管理計画	
3 防犯計画	
4 防火・防犯設備計画	
第2節 耐震対策	110
1 耐震診断	
2 地震時の対処方針	
第3節 耐風対策	112
1 被害の想定	
2 今後の対処方針	

第5章 活用計画

第1節 公開計画	113
1 建造物の公開	
第2節 活用基本計画	117
1 計画条件の整理	
2 活用の基本的な考え方	
3 具体的な取組み	
4 建築計画	
5 管理・運営計画	

第6章 保護に係る諸手続

第1節	予め許可を要する行為	125
1	現状変更	
第2節	届出を要する行為	125
1	所有者及び管理者並びに管理団体の変更	
2	修理	
3	文化財建造物の保存に影響を及ぼす行為	
4	き損・滅失	

第 1 章 計画の概要

本章では、「第 2 章 保存管理計画」から「第 5 章 活用計画」までの各種計画を作成するうえで前提となる、文化財の構成や概要、文化財としての価値及び保護の現状と課題を整理し、「市指定文化財旧熊谷陸軍飛行学校桶川分教場建物保存活用計画（以下、「本計画」という）」の概要を示すものである。

第 1 節 計画の作成

1 計画作成年月日

平成 2 9 年 月 日（作成日を記入）

2 計画作成者

桶川市

3 計画期間

本計画の計画期間は、作成日より保存活用を行う期間とする。

なお、関連法令や社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて計画を見直し、改定を行うこととする。

4 計画策定の体制

計画策定の体制は、次のとおりとする。なお、活用計画については、学識経験者や関連団体の代表者などからなる「旧熊谷陸軍飛行学校桶川分教場活用検討委員会」から意見を聴取し検討を行った。

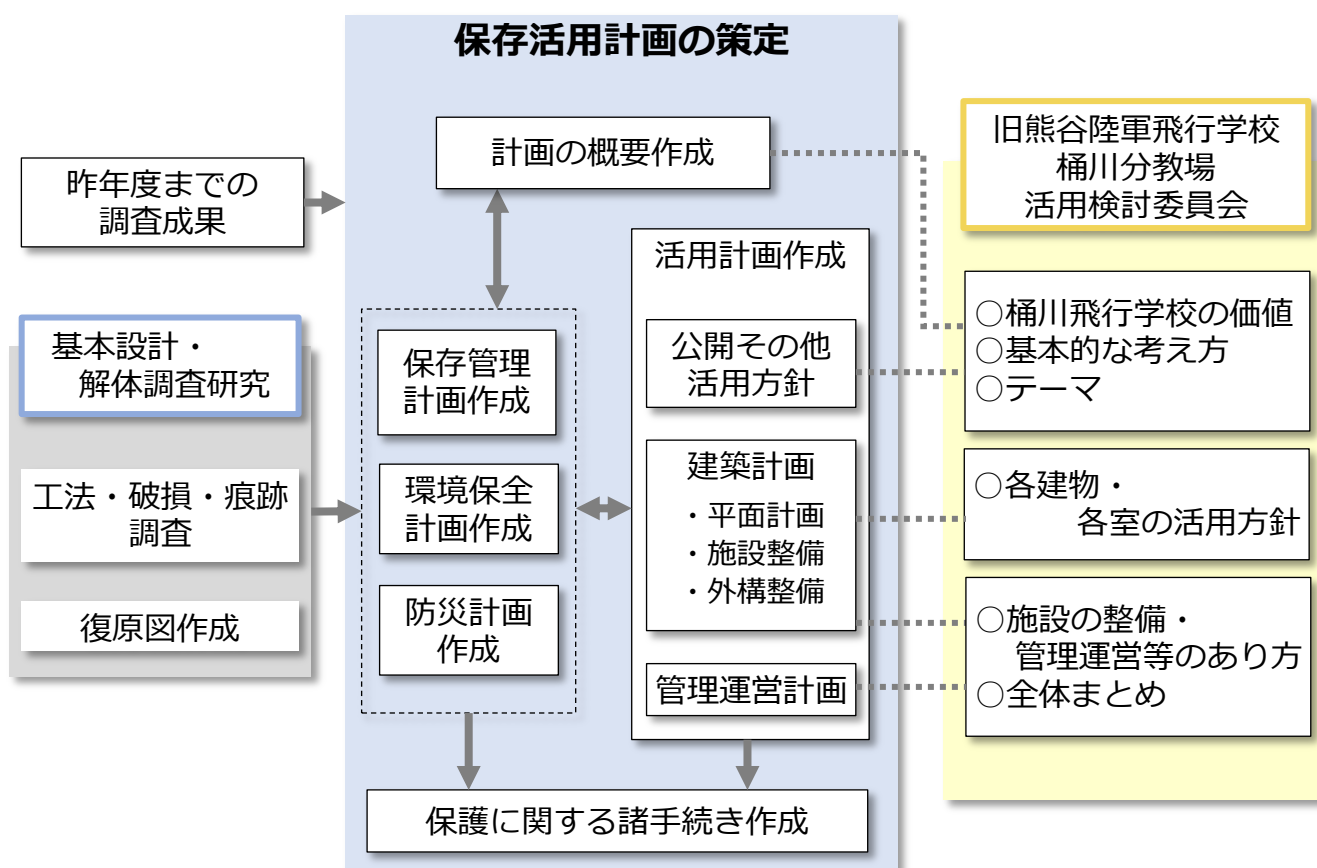


図 I - 1 計画策定の体制

第2節 文化財の名称等

1 文化財の名称

(1) 名称及び員数

旧熊谷陸軍飛行学校桶川分教場建物（五棟）

(2) 指定年月日

平成28年2月29日

(3) 所在地

桶川市大字川田谷2335番16ほか

2 建造物の構造及び形式

(1) 守衛棟

木造平屋建て

床面積66.00㎡、本体桁行11.00m×梁間6.00m

軒高3.516m <11.6尺>、棟高5.182m <17.1尺>

(2) 車庫棟

木造平屋建て

床面積147.29㎡、本体桁行20.19m×梁間6.00m

軒高4.030m <13.3尺>、棟高5.697m <18.8尺>

(3) 兵舎棟

木造平屋建て

床面積491.90㎡、本体桁行41.50m×梁間11.00m

軒高3.516m <11.6尺>、棟高6.272m <20.7尺>

(4) 便所棟

木造平屋建て

床面積88.00㎡、本体桁行17.00m×梁間4.00m

軒高2.909m <9.6尺>、棟高3.728m <12.3尺>

(5) 弾薬庫

鉄筋コンクリート造平屋建て

床面積3.30㎡、本体桁行2.00m×梁間1.65m

軒高2.410m、棟高2.660m

3 所有者の氏名及び住所

(1) 所有者

桶川市

(2) 所在地

桶川市泉一丁目3番28号

第3節 文化財の概要

1 文化財の構成

旧熊谷陸軍飛行学校桶川分教場建物（五棟）
（守衛棟・車庫棟・兵舎棟・便所棟・弾薬庫）

2 文化財の概要

(1) 立地環境

本市は、東京から40km圏にあり、埼玉県のほぼ中央に位置し、東西8km、南北4kmにわたり蝶が羽を広げたような形をしており、市東部の市境には元荒川、市西部の市境には荒川が流れている。

地形は、市の中央部が台地となっており、東西方向の市境に向かって緩やかに下がっている。

当該建造物は、市域西側の川田谷地区に所在し、敷地の西側には荒川が流れ、南側には県道川越栗橋線が通過しており、荒川に架かる太郎右衛門橋上流の高台に位置している。

近隣には、原山古墳群、城山公園西側に隣接する三ツ木城跡、国重要文化財である木造阿弥陀如来坐像のある泉福寺などが散在している。

（２）創立沿革

旧熊谷陸軍飛行学校桶川分教場（以下、「旧桶川飛行学校」とする。）は、昭和12年（1937）に設置された、熊谷陸軍飛行学校の分校である。熊谷陸軍飛行学校は、昭和10年（1935）に開校し「飛行機操縦ニ従事スル航空兵科現役下士官トナスベキ生徒」＜昭和10年（1935）勅令第224号熊谷陸軍飛行学校令＞を教育した学校であり、分校である旧桶川飛行学校でも飛行機操縦に関する実技教育を行った。

昭和15年（1940）を迎えると、下士官候補者の他に、少年飛行兵の教育を開始（※2）したが、戦争末期の昭和20年（1945）に熊谷陸軍飛行学校が廃止されたことに伴い、旧桶川飛行学校は特別攻撃隊の訓練場となった。同年4月には、特別攻撃隊12名を鹿児島県の知覧へ送り出している。

当該建造物は、昭和12年（1937）の学校の設置から昭和20年（1945）の終戦までの間、飛行機操縦の訓練施設としての用途である、兵舎や、守衛所、車庫、便所などとして使用され、敷地内に現存する五棟以外にも複数棟の建物が存在していた。また、荒川の対岸には滑走路をはじめとした飛行機操縦の訓練場が置かれ、ここで実際に飛行機に乗った操縦訓練が行われていた。

終戦の後、当該建造物は、海外からの引揚者や戦災者などの住宅困窮者のための住居として供され、市営住宅の「若宮寮」となった。ここでは、最大300名程度の人々が暮らしたが、平成19年（2007）に最後の居住者が退去すると、「若宮寮」は廃止された。

平成22年（2010）、かつての旧桶川飛行学校の敷地の一部であった土地を市が国より買い受けた後、活用の検討を進めている。

3 文化財としての価値

（以下、「歴史的建造物旧熊谷陸軍飛行学校桶川分教場施設群 桶川市指定有形文化財審議資料」より抜粋）

旧熊谷陸軍飛行学校桶川分教場は、昭和10年（1935）に開校した旧熊谷陸軍飛行学校（現在の航空自衛隊熊谷基地）の分校として、昭和12年（1937）6月に桶川市大字川田谷の地に設置された陸軍少年飛行兵の実技教育施設であった。この分教場には少年飛行兵の他、学徒出陣の特別操縦見習士官など、延べ1,500人を超える入隊者がいたが、戦争末期には特別攻撃隊（特攻隊）訓練基地となり、終戦前の昭和20年（1945）4月には、特攻隊員12名を鹿児島県知覧特攻基地に送った。（註1）

桶川飛行学校校地は荒川に跨がる太郎右衛門橋を挟み、上流桶川側に校舎用地が位置したが、そこは南北軸で北側に裾広がる凡そ1万4千㎡規模の羽子板状敷

地であった。ここに現存する守衛棟・車庫棟・兵舎棟・便所棟・弾薬庫の他、失われた気象通信棟・学校本部棟・教室棟・講堂・食堂棟・浴室棟・燃料倉庫・物置・消防ポンプ小屋などが配されていた。一方、下流川島側の河川敷用地には、10万㎡を優に超える広大な実地飛行訓練用の滑走路や訓練機格納庫・燃料倉庫などが配されていた。終戦直後、駐留米軍の指示に従って軍事に直結した戦闘訓練機・滑走路・格納庫・燃料倉庫などの施設構築物の解体撤去、また、火薬類や軍事書類の焼却処分が成されたが、校舎用地側は敷地が整形でなかったことが功を奏し、殆どの施設が解体撤去の危機から免れ、それらは東京大空襲や大陸からの引揚者など、住宅困窮者の共同住宅として転用されることになった。旧桶川町が仲介する公設の引揚者寮（若宮寮）として昭和20年9月から受入が開始されたが、最大で64世帯300余名がここで生活を送っている。このような用途で施設活用は平成19年（2007）3月までの62年間続いたが、最前線で戦う下士官級操縦訓練生たちが一時を過ごしたこのような施設群は全国でも殆ど現存確認出来ず、旧桶川飛行学校施設群の存在は正に奇跡的な幸運の巡り合わせとも言え、往時の様子を知るうえで重要である。

当時の施設群が現存する校舎用地は三回に分けて買い増しが成されていることが登記簿から読み取れるが、第一回目は昭和12年1月26日の取得となることから、開校日となる昭和12年6月3日から起算すると、造成・建設工事は四ヶ月間の突貫工事で成されたことが判る。施工は当時、陸軍航空本部桶川建築工場内に出張所を構えていた株式会社加藤組が一手に工事を担ったようであるが、設計図面らしきものは残念ながら現存していない。

緩やかな南側前面道路を上って行くと校舎用地正門が位置していたが、その左手奥に「守衛棟」が現存している。建物は正面を南面させ、木造平屋建ての切妻屋根とし、妻側並びに平側背面に出入口を設けている。外壁は南京下見板張りにて要所に引違窓などの柱間装置を配し、後補となる下屋庇が各面に付加されている。内部は床をコンクリート土間並びに一部を畳敷とし、内壁は縦羽目板実矧張りで設えている。天井は竿縁天井及び打上天井とする。創建当初の間取りは、正門側の東手前が守衛事務室兼休憩所であったものと考えられ、中央間は応接室、奥間は倉庫空間であったと想定される。戦後、共同住宅への用途変更に伴い、上床組・押入などの造作並びに水洗設備を付加する改変が成されている。小屋組はキングポストトラスとし、陸梁両端を軒桁に架けて鼻母屋を載せ、陸梁小口は鼻隠板で覆っている。また、四隅は陸梁と軒桁を火打梁で堅固に固定している。屋根勾配は4.5寸勾配とし、小波石綿スレート葺仕上げとする。

正門より右手奥には「車庫棟」が現存している。建物は正面を営庭側に西面させ、木造平屋建ての切妻屋根とし、平側正背面に出入口を設けている。南側側面には昭和18年（1943）頃に増築されたと考えられる下屋が張出し、また、東側背面にも戦後の改変で増築された下屋が張出している。外壁は全開口となる正面

を除いて南京下見板張りとし、要所に引違窓などの柱間装置を配していたが、戦後に改変が成され、現状は波形鉄板縦張りの外壁となる。用途上全面開放となる正面は、ガイドレール付大型引込戸が配されており、開扉時は左右戸袋に引分け収納をしていた。内部は床をコンクリート土間とし、一部に整備用ピットを設けている。内壁は縦羽目板実矧張りで設え、天井は設けずに小屋組キングポストトラスを露とし、陸梁両端を軒桁に架けて鼻母屋を載せ、陸梁木口は鼻隠板で覆っている。また、四隅並びに増築起点は陸梁と軒桁を火打梁で堅固に固定している。屋根勾配は4．5寸勾配とし、小波石綿スレート葺仕上げとする。戦後、共同住宅への用途変更に伴い、車両の整備保管場所であった空間内に上床組・押入などの造作並びに水洗設備を付加する改変が成されている。なお、昭和12年の創建時は建物間口が北側から12mであったが、戦況が急速に緊迫し始めた昭和18年頃に南側に8．19m（27尺）ほど増築を行い、整備保管場所の増設に加えてコンクリート土間の倉庫と床板張りの運転手休憩所を新たに設えている。

校地中央に位置する営庭の奥には、シンボルとなる「兵舎棟」が現存する。建物は正面を南面させ、木造平屋建ての切妻屋根とし、平側正背面並びに妻側に出入口を設けている。東側側面には凸状の下屋が張出すが、昭和16年頃と昭和18年頃（註2）の二段階増築となる。外壁は南京下見板張りで要所に引違窓などの柱間装置を配し、後補の下屋庇が付加されている。建築計画は居室を南面させる片廊下形式であり、入口右手側に教官控室や医務室諸室が置かれ、左手側には訓練生18名が一同に集う大部屋の寄宿室（63㎡）が四室連なる形態であった。その後、入隊者が増えた昭和18年頃に一室西側に増築しており、最大で90名の訓練生がここに寄宿していた。居室内部は転ばし根太に床板張りとし、内壁は縦羽目板実矧張りにて設えている。天井は本実突付板張り天井で要所を野縁に脳天釘止めとするが、戦後の改変にて一部合板板張り天井となっている。また、居室上部となる天井裏には断熱用藁草が敷き込まれている。寄宿室東西壁面には、ベッド幅と同一（幅90cm）となる壁付き持送り棚が人数分配されており、個人の衣服などが個別に収納されていた。寄宿室定員は一室18名となることから、一人当たりの占有面積は3．5㎡/人となる。戦後、共同住宅への用途変更に伴い、室内上床組や寄宿室を二分する後補間仕切壁などの造作並びに水洗設備を付加する改変が大掛かりに成されている。北側廊下境の柱間装置は引違戸などが配されており、廊下内壁も居室内部と同様の縦羽目板実矧張りで設えとなる。なお、廊下天井は全て張られておらず、小屋裏を露としている。小屋組はキングポストトラスとし、陸梁両端を軒桁に架けて鼻母屋を載せ、陸梁木口は鼻隠板で覆っている。また、四隅並びに中央梁間の要所には陸梁と軒桁を火打梁で堅固に固定している。更にキングポストトラスを桁行方向に繋ぐ母屋桁の他に、小屋筋違い並びに振れ止めを要所に配している。屋根勾配は4．5寸勾配とし、小波石綿スレート葺仕上げとする。昭和12年の創建当初は桁行長が38mであったが、その後の増築行為によって右手東側は6．25m延び、また、左手西側は7m延

びたことで下屋を含む総長は昭和18年当時で51.25mの規模となり、校地内で中核を成す壮大な建物であったことが窺い知れる。

兵舎棟の背面北側に、渡り廊下で繋がる「便所棟」が現存する。建物は正面を南面させ、木造平屋建ての切妻屋根とし、平側正面と妻側に出入口を設けている。外壁は南京下見板張りで、南北面に引違い高窓の柱間装置を配している。内部は床をコンクリート土間とし、内壁を縦羽目板実矧張りで設えている。天井は張らずに小屋裏を露とする。南側小便所は間口4mの地流しを設け、立ち台・地流し・腰壁共にモルタル金鰻仕上げとする。大便所は南側に3室・北側に9室が位置し、二段のモルタル金鰻仕上げ階段上床面に和式汲取り便器が備わる。大便所片開き扉は内壁に倣い、縦羽目板実矧張り仕上げにて意匠を踏襲している。便所西側には土間形式の倉庫が備わっていたが、戦後、共同住宅への用途変更に伴って二間四方の和室に改変が成されている。小屋組は他の現存する建物とは違い、軒桁に陸梁を渡して小屋束立ちとする和小屋形式とする。屋根勾配は4寸勾配とし、小波石綿スレート葺仕上げとするが、南面はそのまま屋根を延ばして渡り廊下屋根も兼ねる。渡り廊下を兼ねる南面下屋はコンクリート土間で独立柱を2m間隔で配し、下屋梁との接合部を頬杖で堅固に固定している。

正門外左手前に、「弾薬庫」が現存する。建物は正面を東面させ、鉄筋コンクリート造平屋建ての片流れ屋根とし、平側正面に出入口を設けている。駆体壁厚を18cmとし、地盤基準面から正面臥梁上端高を2.8m・背面駆体上端高を2.66mとして、側壁を巡らしている。側壁・背面壁の下部三箇所には換気孔が配される。正面は二段のコンクリート階段が備わり、外片開き扉が配されていた。内部床は上床組とし、地盤面からの湿気が上がらないように配慮されていた。また、屋根・小屋組は簡素な構造で、梁に垂木を渡して小波石綿スレート葺仕上げとし、爆発時には屋根のみが吹き飛ぶ構造が採られている。昭和12年(1937)の創建当初から現存するこれら5棟の建物のうち、木造の4棟においては共通する建築上の特徴があり、平面計画寸法が全てメートル法によって柱間が設定されているが、立ち上がりとなる立・断面計画寸法は全て尺貫法によって軒高や棟高が設定されている。つまり、和洋単位折衷型の建築計画となっており、建築史的にも稀少な施設群であると言える。これは「陸軍建築設計要領」(註3)の規定に倣い、平面計画寸法はメートル法を採用したものと考えられるが、これには立ち上がりの規定が詳細に記されていないことから、四ヶ月間という突貫工事を乗り切るために、大工職人たちが日常的に使用し、体感的にも身に付けている尺貫法を採用したものと考えられる。なお、兵舎棟西側寄宿室一室の増築を除き、兵舎棟東側下屋増築並びに車庫棟南側増築は戦況が緊迫を帯び始めた時期であり、更なる突貫工事を乗り切るため、平面計画寸法も全て尺貫法が採用されている。陸軍建築設計要領には一般構造規定や建築構造別規定も明記されている。これを木造となる守衛棟・車庫棟・兵舎棟・便所棟と照合してみると、使用材種は規定通り杉材・松材となる。また、基礎と土台はアンカーボルトで緊結され、

柱間には耐力上有効な筋違いを配し、小屋組は耐震上有効なキングポストトラスが採用されている。更に屋根は切妻造りとし、屋根材には不燃材料となる波型石綿スレートが採用されている。外壁は下見板張りで防腐剤塗装が施され、内壁は羽目板張りとなる。全て規定に準拠したものとなる。一方、コンクリート構造となる弾薬庫に関しても小規模ではあるが、堅牢に構築するという規定に準拠している。

このように、当時の陸軍省が定めた建築設計要領に基づいてこれらの施設群が建築されていることは概ね明らかであり、戦前・戦中におけるこの種の建築技術を知るうえで、また、改修変遷から読み取れる社会情勢を知るうえでも重要である。更には和洋単位折衷型の建築計画であることなど、国内で唯一とも言える特徴を包含する建造物（戦争遺産）であることに相違ないものと判断される。これに加え、下士官級操縦訓練生たちの苦悩や心の葛藤など、多くの人間模様がここで展開された史実も見逃せず、旧桶川飛行学校施設5棟の歴史的価値は極めて高いものと言え、後世に引き継がれるべき歴史的建造物である。

(註1)

昭和12年6月に開校後、昭和18年3月までは他の兵科から転科してきた下士官操縦訓練生を教育し、桶川では前期5ヶ月を主に行った。気象学・空気力学・航空工学などの学科に加え、滑走路で訓練機を操縦する実地技能訓練が行われた。訓練機は鉄製骨格に絹張りの複葉機「95式乙I型中間練習機」が使用されたが、通称赤とんぼと称した。昭和18年より、それまでの「桶川分教場」という呼称が「桶川教育隊」に変更され、陸軍少年飛行兵（少飛）の他、陸軍特別操縦見習士官（特操）が入校してきた。昭和20年2月20日、陸軍熊谷飛行学校としての機能は廃止となり、第52航空師団第6練習飛行隊に改変され、桶川分教場も同年3月以降は、特攻の訓練基地と化して行った。

(註2)

昭和15年（1940）の兵舎棟を背にした関係者全員での記念撮影写真において、増築部下屋がそれに写っていないため、それ以降の増築であると考えられる。二段階増築の根拠は小屋組形式が異なっているためである。なお、兵舎棟正面出入口中廊下は、途中右手東側に折れて中廊下形状で諸室を南北に二分していたが、戦後の改変で中廊下を無くして大部屋に変更していることも判った。

(註3)

文献調査によって今回新たに発見された文書である。正式文書名は、陸軍建築事務規定付録「陸軍建築設計要領改定案」であり、昭和14年9月に陸軍省経理局によって編纂されている。この発見により、陸軍関係施設がこれ以前のものと併せ、これら規定に準拠して建築を行っていたことが明らかとなったが、平面計画寸法がメートル法となることも、全てこれに基づくものであることが判った。

第4節 文化財の保護の経緯

1 保存事業履歴

平成28年度、建物の老朽化に伴い、解体調査及び部材保存を実施した。

2 活用履歴

当該建造物の整備を行うため、現在活用は行っていない。

第5節 保護の現状と課題

1 保存の現状と課題

当該建造物は、建築後、用途の変更や老朽化などにより修理、改修が行われたが、全体として様々な破損、腐朽が進み修理を実施する必要がある。

2 活用の現状と課題

当該建造物の活用は、現在行われていない。今後、公開その他の活用にあたり、基本方針、公開計画などを定める必要がある。

第6節 計画の概要

1 計画の目的

文化財としての価値を損なうことのないよう、保存・管理の方法などを定めるとともに、旧熊谷陸軍飛行学校桶川分教場の公開その他の活用のあり方を検討し、文化財保存と活用の両立を目指すことを目的とする。なお、本計画は、文化庁の定める『重要文化財（建造物）保存活用計画策定指針』及び『重要文化財（建造物）保存活用標準計画の作成要領』に準じた構成・内容とする。

2 計画区域

保存活用計画の対象区域を「計画区域」とする。計画区域は、次のとおりとする。

《地 番》

桶川市大字川田谷字若宮 2 3 3 5 番 1 6、1 7、1 8、2 0、2 1、2 2、
2 3、2 4、2 6、2 8

同 2 3 4 7 番 4

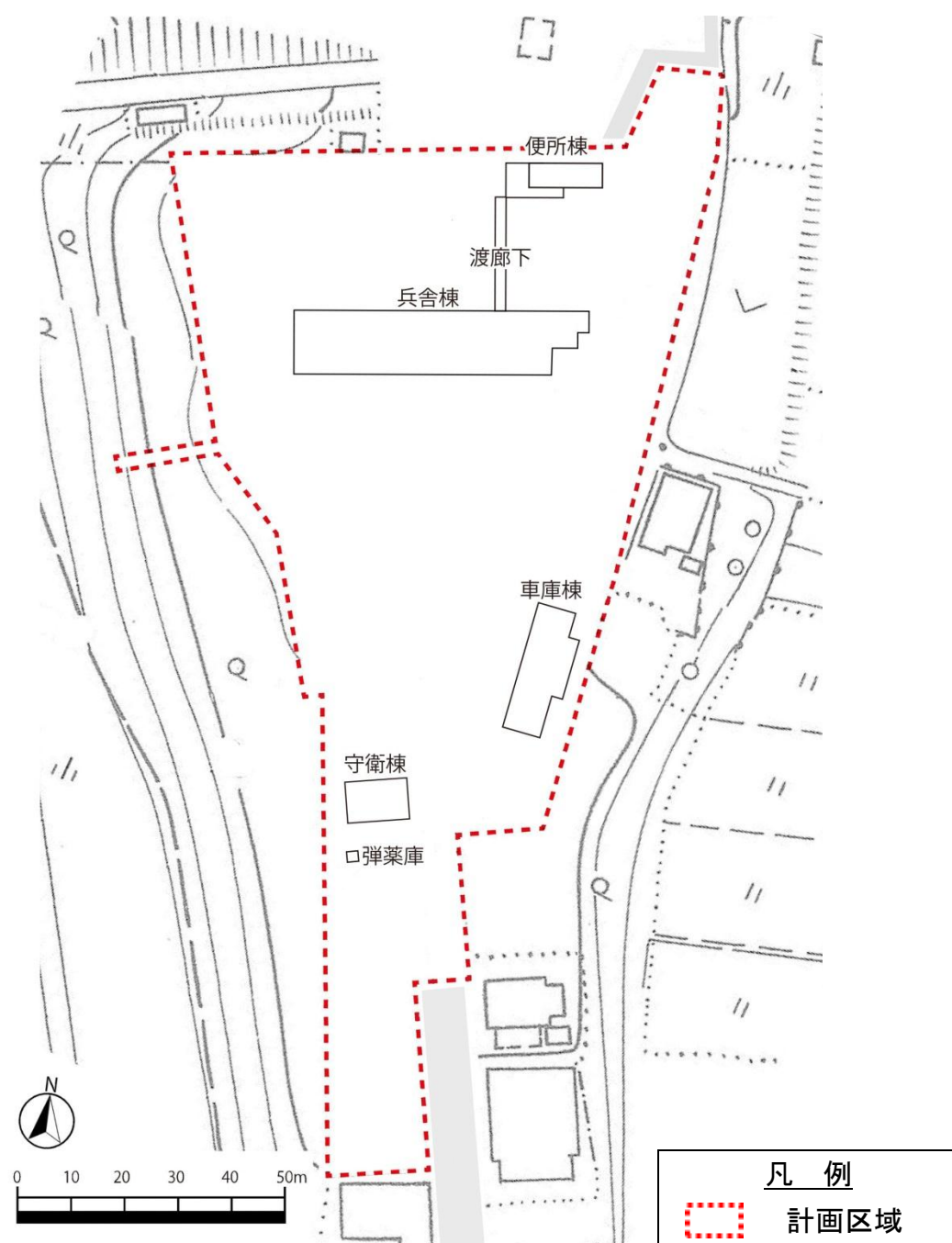


図 I - 4 計画区域

3 関連計画

本計画は、関連する諸計画との整合を図り、策定するものとする。なお、関連計画は次のとおりである。

(1) 桶川市第五次総合振興計画後期基本計画（平成28年3月）

○ 基本構想 第4章 まちづくりの枠組み

2 土地利用

(2) 土地利用構想

【拠点の形成】

⑨ 観光まちづくり拠点

「川田谷の旧若宮寮跡地については、その利活用に努めるとともに、荒川沿川のサイクリングロードとのネットワーク化を図ります。」

○ 施策の大綱2 生きる力を育み 次代に繋げる桶川をつくる

施策205 人権教育・啓発と平和の推進

対 象：市民

目指す姿：人権と平和に対する理解と認識が深まっている

人権と平和が尊重される社会づくりのために行動している

施策206 文化・芸術の振興・保存・継承

対 象：市民、文化財

目指す姿：多様な文化芸術にふれ親しんでいる

地域の歴史や文化財を大切にしている

○ 施策の大綱6 にぎわいと活力ある桶川をつくる

施策604 観光の振興

対 象：市内の観光地、市内外の人

目指す姿：地域資源を発掘・活用することによって、多くの人が訪れ、楽しむことができる

観光情報が市内外に発信されることによって、多くの人の関心が集まっている

(2) 桶川市都市計画マスタープラン（改訂版）（平成25年3月）

○ 第Ⅲ章 地域別構想 第一節 川田谷地域

1. 将来地域像

「旧熊谷陸軍飛行学校桶川分教場については、その利活用に努めるとともに、荒川沿川のサイクリングロードとのネットワーク化を図ります。」

2. 地域の現況と課題

■創造的に対応すべき課題

「◇地域資源としての旧熊谷陸軍飛行学校桶川分教場の活用」

4. 地区整備の方向性

(4) 観光まちづくり拠点の形成

「荒川沿いのサイクリングロード、斜面林と一体となった地域資源としての旧熊谷陸軍飛行学校桶川分教場を活用し、公園機能を含めた観光まちづくり拠点の形成に向けた検討を行います。」

(3) 桶川市緑のまちづくり基本計画（改訂版）（平成25年3月）

○ 第2章 緑の保全及び緑化の目標

3. 緑の確保目標と配置方針の設定

(2) 緑地の整備方針

①都市公園等の整備方針

「旧熊谷陸軍飛行学校桶川分教場を歴史公園としての機能を持たせ、特殊公園として整備します。」

(4) 旧若宮寮（旧熊谷陸軍飛行学校桶川分教場）跡地整備基本計画書 （平成26年9月）

○ 3. 基本計画

3-2 旧若宮寮(旧熊谷陸軍飛行学校桶川分教場)の整備に向けた考え方 《整備の方針》

「熊谷飛行学校桶川分教場の歴史的な価値の保存継承を図る」

「平和を考える場として活用を図る」

「広域的な観光ルートを視野に入れたテーマ性の高い立寄り観光拠点とする」

「地域で利活用ができる施設とする」

(5) 桶川市公共施設配置基本計画（平成27年3月）

○ 5. 基本方針

5. 2 公共施設配置の方針

(1) 公共施設配置の基本方針

＜新たに整備する公共施設の基本方針＞

「関連諸計画に基づき、整備に向けた検討が進められている本庁舎、（仮称）道の駅おけがわ、旧熊谷陸軍飛行学校桶川分教場については、引き続き事業化に向け計画的に推進していきます。」

(6) 桶川市まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成28年3月）

○ 第4章 戦略の推進

1 戦略の全体像

基本目標2 新しいひとの流れをつくる

＜2＞施策の内容

方針2－2 滞留・消費を生み出す交流拠点をつくる

◆必要な取組

「道の駅や旧熊谷陸軍飛行学校桶川分教場跡地整備による拠点形成」

第2章 保存管理計画

本章では、当該建造物を保存管理するために、保存すべき部分・部位を設定するとともに、その適切な管理及び修理方針を定める。

第1節 保存管理の現状

1 保存状況

当該建造物は、建築後、用途の変更や老朽化などにより修理・改修が行われてきた。平成28年2月29日に市の有形文化財に指定されて以降は修理・改修は実施されていない。

当該建造物のうち、木造である4棟については、屋根及び外壁の破損・腐朽が進み、柱間装置についても、当初・*後補ともに破損・欠失が見られる。基礎・土間コンクリートにも損傷があり、構造躯体では柱脚部分の腐朽が進んでいる。

コンクリート造の弾薬庫は、床・屋根が欠失しているが、コンクリート壁に劣化は見られない。

各建造物においては、次のような破損が見られる。

(1) 守衛棟

(以下、「旧熊谷陸軍飛行学校桶川分教場整備事業 基本設計図書」より抜粋)

「守衛棟」は基礎・土間コンクリートの損傷が想定以上に著しく、屋根及び外壁の破損も顕著であり、特に外部に面する柱間装置はひどく損傷している。また、内部の改変も著しく、後補となる間仕切りや床組みが残存したままとなっているが、当初材も含め、腐朽や劣化する部位が各所で見受けられる。創建当初から存在する4棟の建物のうち、比較すると壁量が多いことからか、建物全体の面外傾斜は少ない。

桁行11m×梁間6mの建物で、外壁の破損が著しく、建具も損傷している。また、内部間仕切りや床組などの改変が甚だしい。

これらに加え、基礎が脆弱であり、無筋状態のコンクリートにただ建物が載っている状況である。また、部分的に基礎コンクリートに差し込んだだけのアンカーボルト(φ13)で土台を緊結している。

*後補：創建後に追加されたもの



守衛棟 建物全景



外壁破損状況



建具破損状況



内部間仕切りの改変状況



床組みの改変状況

(2) 車庫棟

(以下、「旧熊谷陸軍飛行学校桶川分教場整備事業 基本設計図書」より抜粋)

「車庫棟」は基礎・土間コンクリートの損傷が想定以上に激しく、屋根及び外壁の破損も顕著であり、腐朽などによって大きく欠損し、吹きさらしとなっている箇所がある。また、建物正面に配される鋼製スライドゲートの腐食は著しく、開閉が不能の状況である。その他、屋根を支えるトラス陸梁の腐朽進行など、建物の基本骨格を成す構造材までもが傷んでいる状況である。創建当初から存在する4棟の建物のうち、壁量が少ないこともあって、南東側に建物が80ミリメートルほど傾斜しており、全体的に破損が最も進行している建物であると言え、基本的に人の出入りは厳禁である。

桁行20.19m×梁間6mの建物で、屋根及び外壁の破損が著しい。正面の鋼製スライドゲートの損傷が著しい。内部間仕切りや床組などの改変が甚だしい。なお、建物左前にあるごみ置場に関しては、火災・防犯の関係上、早期に撤去する必要がある。

これらに加え、基礎が脆弱であり、無筋状態のコンクリートにただ建物が載っている状況である。また、部分的に基礎コンクリートに差し込んだだけのアンカーボルト(φ13)で土台を緊結している。



車庫棟 建物全景



屋根破損状況



外壁破損状況



鋼製スライドゲートの劣化状況



内部間仕切り・床組などの改変

(3) 兵舎棟

(以下、「旧熊谷陸軍飛行学校桶川分教場整備事業 基本設計図書」より抜粋)

「兵舎棟」は基礎・土間コンクリートの損傷が想定以上に激しく、屋根及び外壁の破損も顕著であり、特に外部に面する柱間装置もひどく損傷しているため、開閉不能のものも存在し、北側面においては改変が成され、後補のアルミサッシが配される有様となっている。各室も後補となる間仕切りや床組みが残存したままとなっているが、当初材も含め、腐朽や劣化する部位が各所に見受けられる。また、西端増築部の屋根・外壁の破損も顕著であり、腐朽などによって大きく欠損し、吹きさらしとなっている箇所がある。創建当初から存在する4棟の建物のうち、現在も単発的ではあるが建物使用が成されていることから、目視的には他の建物より健全な状態に見える。なお、建物傾斜も南北方向は殆どなく、東側に20ミリメートルほど傾斜している程度である。

この兵舎棟は唯一、展示公開のための電気設備・給水設備が成されている建物であるが、応急的な対応となっていることから、これも早期の更新が必要である。

桁行41.50m×梁間11mの建物で、増減築が行われている。屋根及び外壁の破損が著しく、建具も損傷している。廊下に面した内部建具は状態が良い。内部間仕切りや床組などの改変が甚だしい。

これらに加え、基礎が脆弱であり、無筋状態のコンクリートにただ建物が載っている状況である。また、部分的に基礎コンクリートに差し込んだだけのアンカーボルト(φ13)で土台を緊結している。



兵舎棟 建物全景



外壁などの破損状況



屋根及び外壁の著しい破損状況



内部間仕切り・床組などの改変



廊下に面した内部建具の状態

（４）便所棟

（以下、「旧熊谷陸軍飛行学校桶川分教場整備事業 基本設計図書」より抜粋）

「便所棟」は基礎・土間コンクリートの損傷が想定以上に激しく、屋根及び外壁の破損も顕著であり、北側面の一部では外壁が欠損して土台・柱などの構造部材まで腐朽破損している箇所がある。また、当初の衛生器具の多くは存在しておらず、一部残るものは破損して使用できない。創建当初から存在する４棟の建物のうち、車庫棟に継いで破損劣化が著しい建物であると言える。建物も南東面にやや傾斜しているが、これに付属する渡り廊下屋根・軸部も破損が甚だしい状況であり、現状の仮設補強で何とか持っている状況である。

桁行 17.00 m × 梁間 4 m の建物で、屋根及び外壁の破損が著しく、部材腐朽も甚だしい。内部間仕切りや床組などに改変が認められる。衛生器具が破損している。

これらに加え、基礎が脆弱であり、無筋状態のコンクリートにただ建物が載っている状況である。また、部分的に基礎コンクリートに差し込んだだけのアンカーボルト（φ 13）で土台を緊結している。



便所棟 建物全景



外壁破損状況



屋根破損状況



衛生器具



内部間仕切りなどの改変状況

(5) 弾薬庫

(以下、「旧熊谷陸軍飛行学校桶川分教場整備事業 基本設計図書」より抜粋)

「弾薬庫」は床及び屋根は原形をとどめないが、コンクリートの外壁は健全である。

基礎は布基礎形式である。

桁行2.00m×梁間1.65mの建物で、屋根及び床は原形をとどめない。

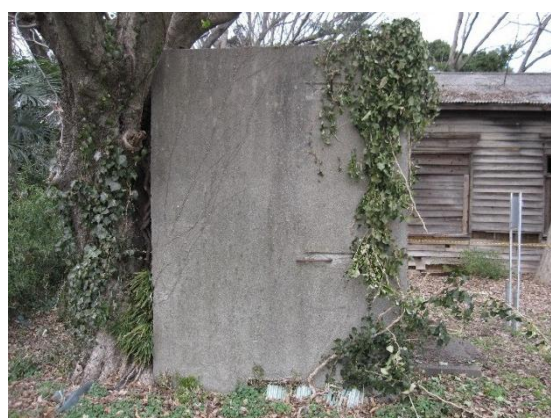
著しい劣化及び改変は認められなかった。



弾薬庫 建物全景



北側状況



南側状況



西側状況



通気口

2 管理状況

平成19年（2007）の若宮寮廃止以降、建物扉の施錠や当該建造物の清掃などの日常的な維持管理を行ってきた。

第2節 保護の方針

当該建造物を適切に保存するため、部分・部位を設定し、保護の方針を定める。

1 部分の設定と保護の方針

形式、意匠、技術などについて、屋根・壁面外観（外部）や部屋（内部）を単位として、次の区分に準拠して「部分」を設定し、保護の方針を定める。

なお、判断が困難な部分は、文化財保護の観点から上位の基準に区分する。

表Ⅱ－1 部分の設定と保護の方針

部分の設定		保護の方針
桶川飛行学校 時代	保存部分	文化財としての価値を守るために厳密な保存が要求される部分
	保全部分	維持及び保全することが要求される部分
	その他部分	活用又は安全性の向上のために改変が許される部分
戦 後	後 補	今後、保護の方針を検討する部分 (記録保存、部材の現物保存等)

※ 本計画では、「その他部分」に該当する部分はない。

(1) 守衛棟

外部・内部ともに桶川飛行学校時代の形相を残しているため、保存部分とする。

《参照》 図Ⅱ－守1、2 (P. 28、29)

(2) 車庫棟

外部については、桶川飛行学校時代の形相を概ね残しているため、保存部分を基本とするが、戦後の改修で取り付けられた下屋は後補とする。

内部については、桶川飛行学校時代の形相を残している室A、室B及び室Cは保存部分とするが、戦後の改修で取り付けられた部屋については後補とする。

《参照》 図Ⅱ－車1、2 (P. 30、31)

(3) 兵舎棟

外部については、桶川飛行学校時代の形相を残しているため、保存部分とする。

内部については、桶川飛行学校時代の形相を残す部屋を保存部分とするが、室 J は破損・腐朽が著しいため、保全部分とする。

《参照》 図Ⅱ―兵 1、2 (P. 32、33)

(4) 便所棟

外部・内部ともに桶川飛行学校時代の形相を残しているため、保存部分とする。

《参照》 図Ⅱ―便 1、2 (P. 34、35)

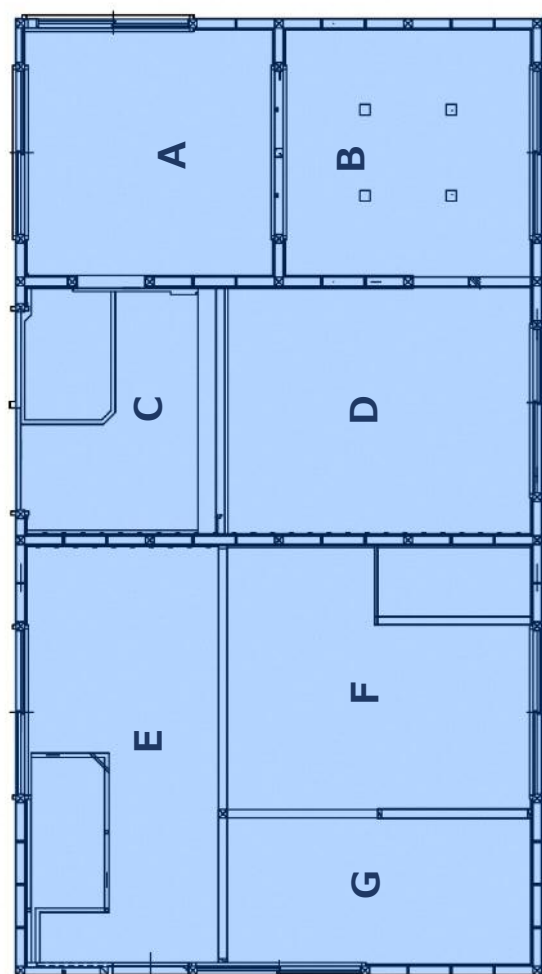
(5) 弾薬庫

外部・内部ともに桶川飛行学校時代の形相を残しているため、保存部分とする。

《参照》 図Ⅱ―弾 1 (P. 36)



図Ⅱ－守1 守衛棟 部分の設定 (外部)

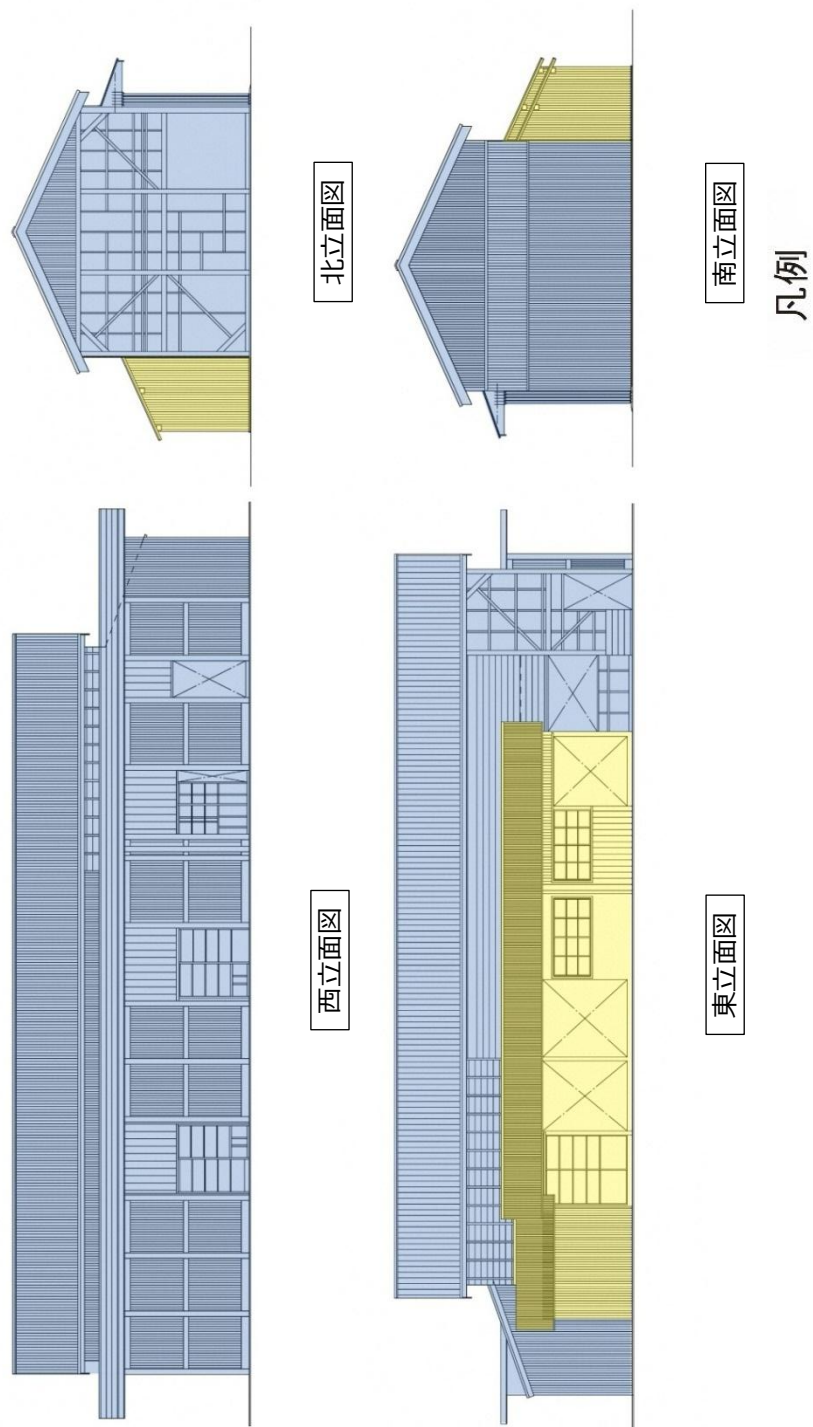


平面図

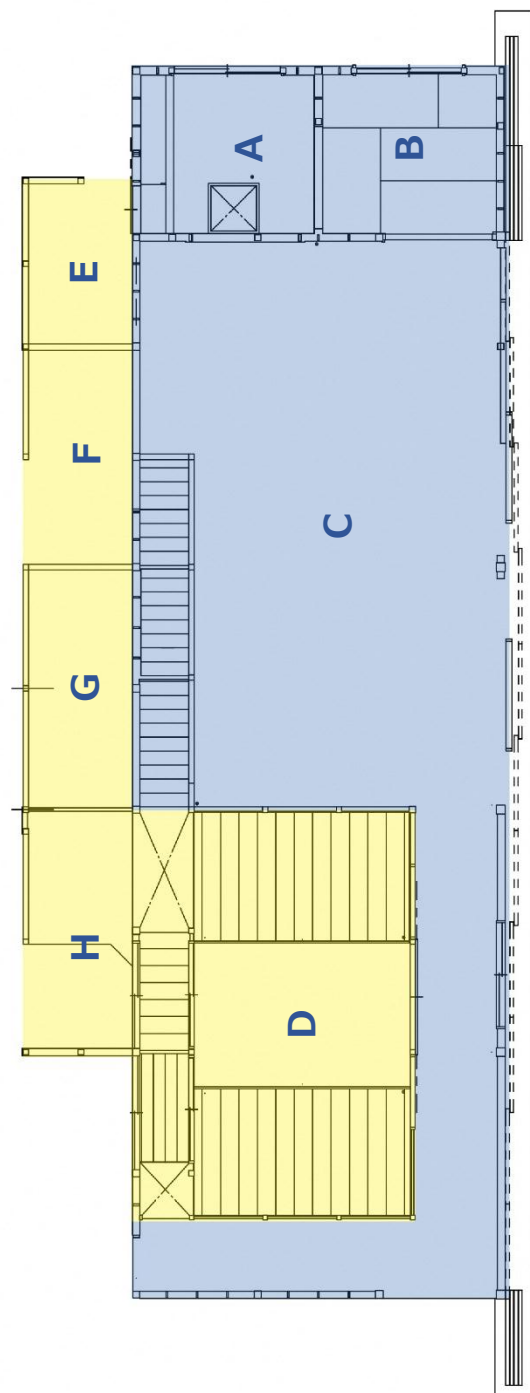
凡例

- : 保存部分 (桶川飛行学校時代)
- : 保全部分 (桶川飛行学校時代)
- : 後 補 (戦 後)

図Ⅱ－守2 守衛棟 部分の設定 (内部)



図Ⅱ－車1 車庫棟 部分の設定 (外部)

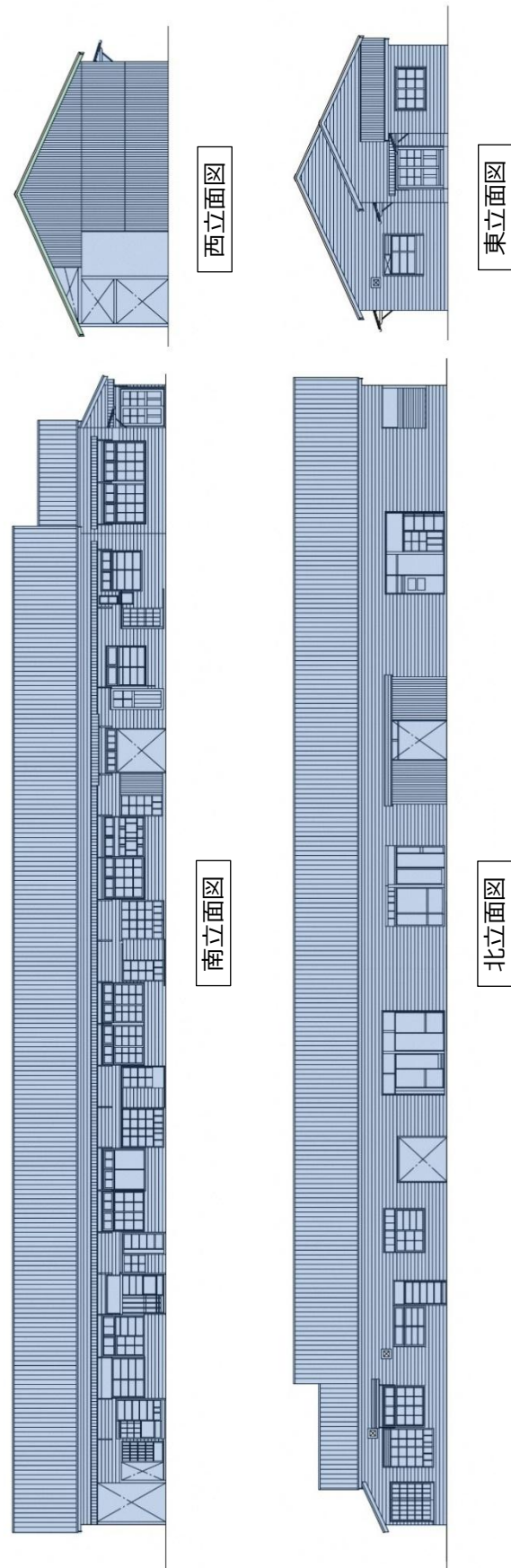


平面図

凡例

- : 保存部分 (桶川飛行学校時代)
- : 保全部分 (桶川飛行学校時代)
- : 後 補 (戦 後)

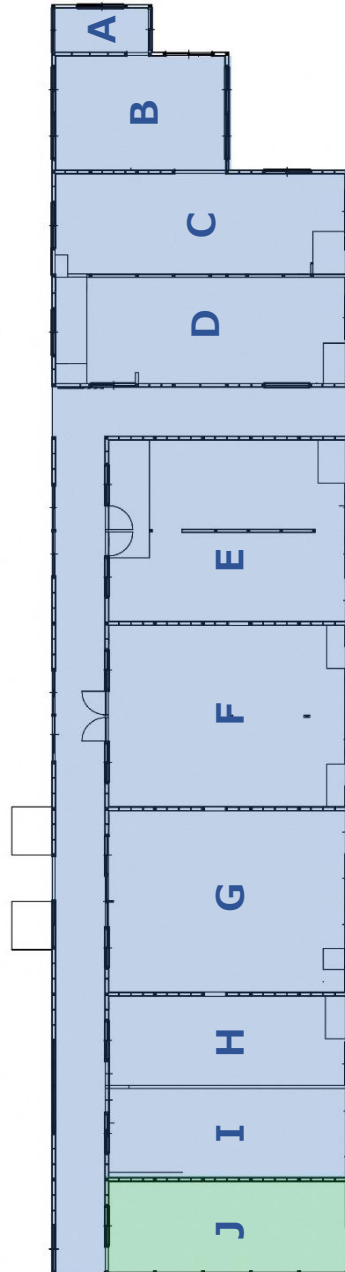
図Ⅱ－車2 車庫棟 部分の設定 (内部)



凡例

- : 保存部分 (桶川飛行学校時代)
- : 保全部分 (桶川飛行学校時代)
- : 戦後補 (戦後)

図Ⅱ－兵1 兵舎棟 部分の設定 (外部)

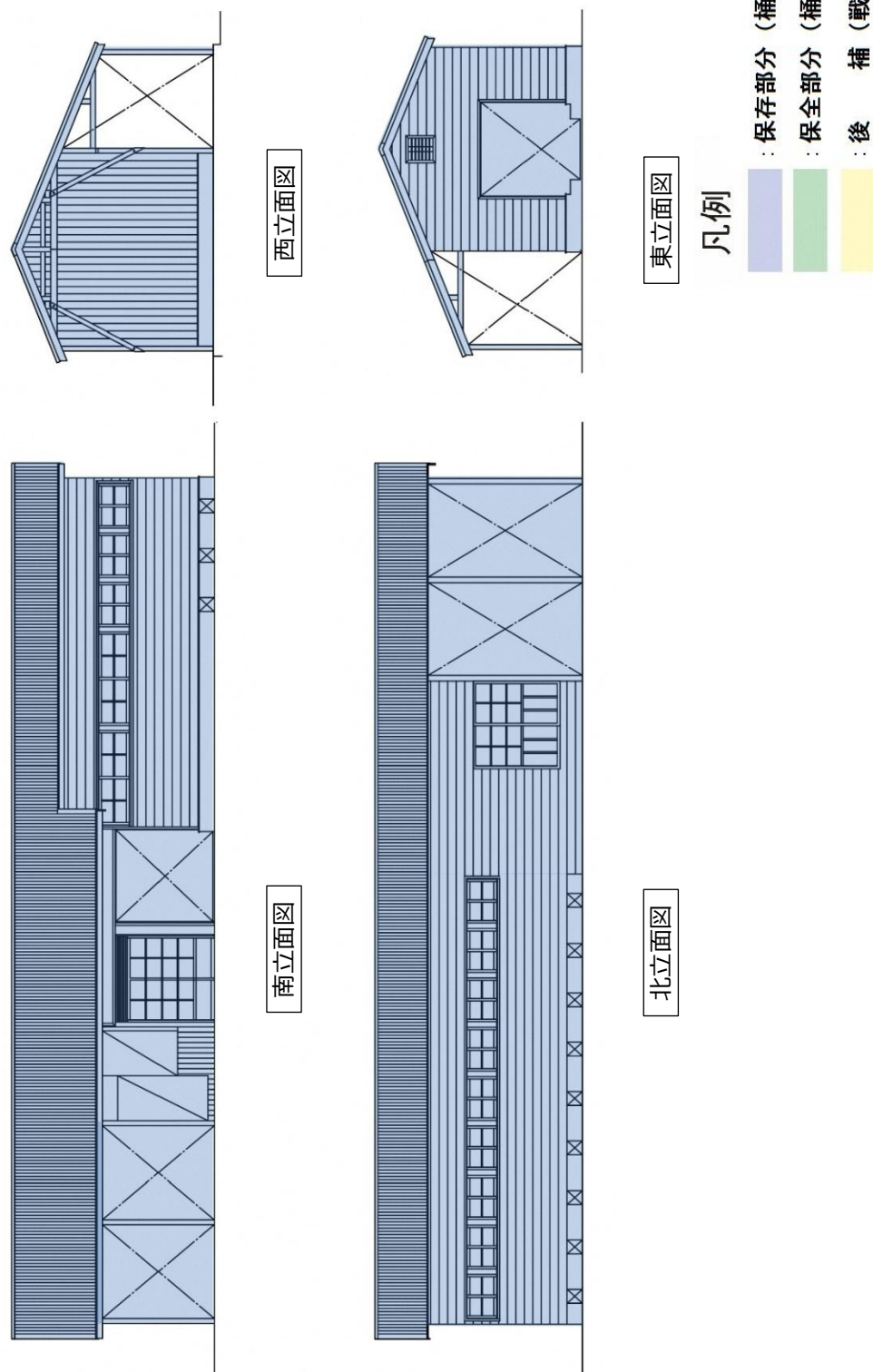


平面図

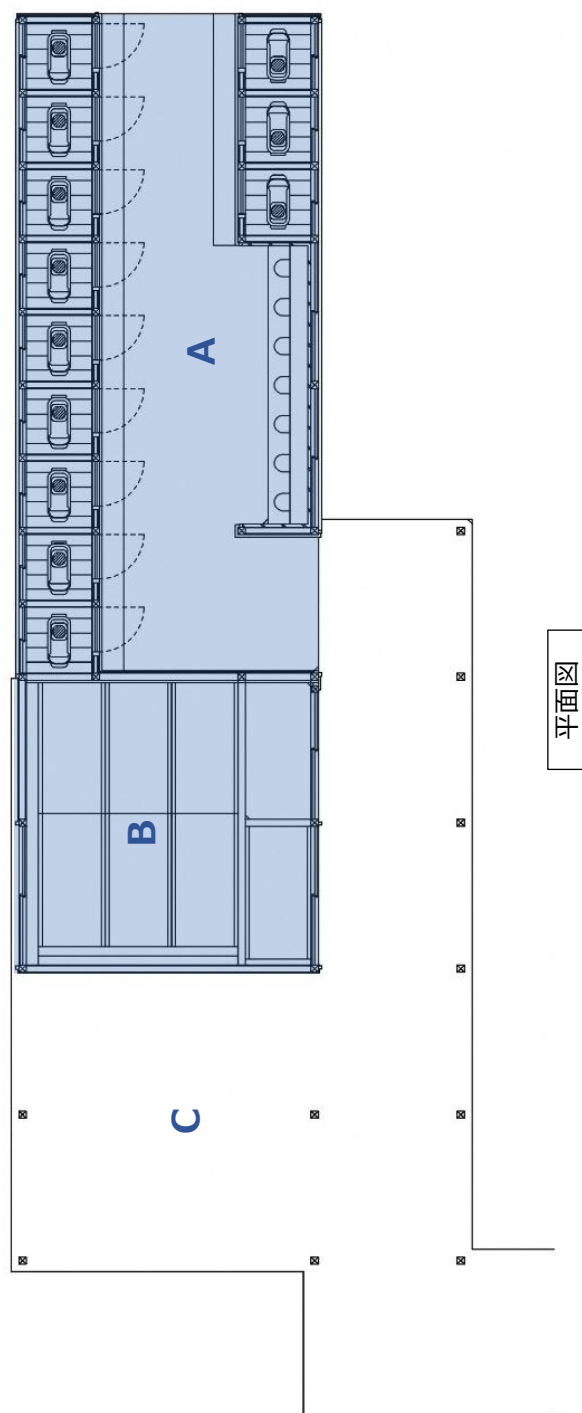
凡例

- | | |
|---|-------------------|
|  | : 保存部分 (桶川飛行学校時代) |
|  | : 保全部分 (桶川飛行学校時代) |
|  | : 後 補 (戦 後) |

図Ⅱ－兵2 兵舎棟 部分の設定 (内部)



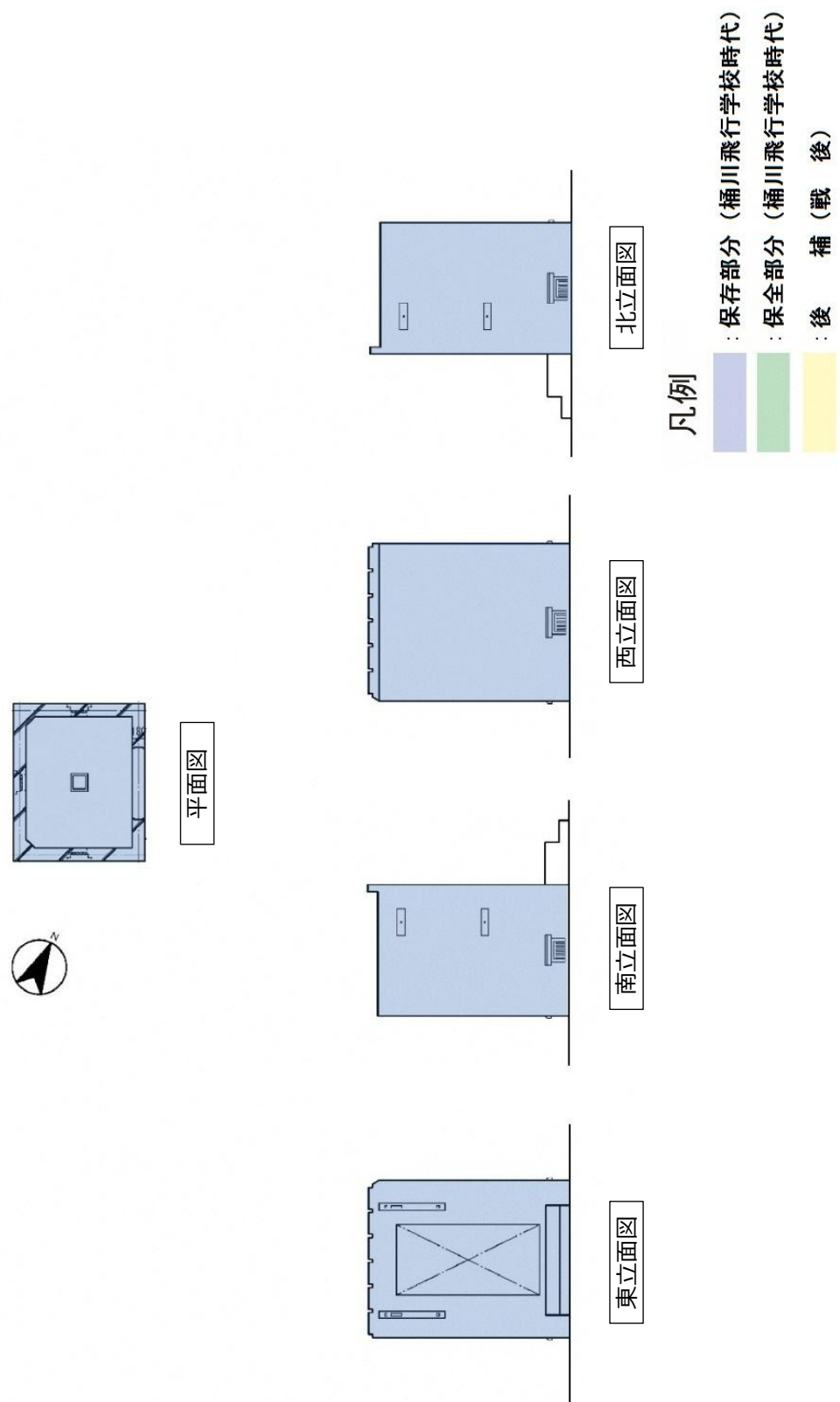
図Ⅱ－便1 便所棟 部分の設定 (外部)



凡例

- : 保存部分 (桶川飛行学校時代)
- : 保全部分 (桶川飛行学校時代)
- : 後 補 (戦 後)

図Ⅱ－便2 便所棟 部分の設定 (内部)



図Ⅱ－弾1 弾薬庫 部分の設定

2 部位の設定と保護の方針

「1 部分の設定と保護の方針」で設定した各部分について、一連の部材など（室内の壁面、床面、天井面及び建具など）を単位として、次の区分に準拠して「部位」を設定し、保護の方針を定める。

なお、判断が困難な部位は、文化財保護の観点から上位の基準に区分する。

表Ⅱ－2 部位の設定と保護の方針

部分の設定 部位の設定			保存部分	保全部分	その他部分
			文化財としての価値を守るために厳密な保存が要求される部分	維持及び保全することが要求される部分	活用又は安全性の向上のために改変が許される部分
桶川飛行学校 時代	基準 1	■材料自体の保存を行う部位	意匠上の配慮が必要な部位、特殊な材料又は仕様である部位、主要な構造を構成する部位		
	基準 2	■材料の形状・材質・仕上げ・色彩の保存を行う部位	定期的に材料の取り替えを必要とする修理が必要とされる部位		
	基準 3	■主たる形状・色彩を保存する部位	活用又は補強等のために特に変更が必要な部位	保存との調和が求められる部位	
	基準 4	■意匠上の配慮を必要とする部位		活用又は補強のために特に変更が必要な部位	保存部分と意匠的に一体である部位
	基準 5	■所有者等の自由裁量に委ねられる部位			その他
戦 後	後 補	■今後、保護の方針を検討する部位（記録保存、部材の現物保存など）			

※ 本計画では、「基準 5」に該当する部位はない。

(1) 守衛棟

外部について、屋根（スレート葺）、下見板及び桶川飛行学校時代のものと考えられる建具については基準1又は基準2とし、戦後の改修と考えられる建具は後補とする。主要構造部は基準1とする。

内部について、コンクリート土間は活用のために補強が必要な部位のため基準3とする。室B以外の床組は戦後の改修であり後補とする。壁は、桶川飛行学校時代のものと戦後のものが混在し、前者は基準1、後者は後補とする。天井は、桶川飛行学校時代の部位が残っているため基準1とする。

《参照》 図Ⅱ－守3、4（P.40、42）

表Ⅱ－守1、2（P.41、43、44）

写真Ⅱ－守1～12（P.45～50）

(2) 車庫棟

外部について、屋根（スレート葺）、下見板及び桶川飛行学校時代のものと考えられる建具については基準1又は基準2とし、戦後の改修と考えられる建具は後補とする。主要構造部は基準1とする。また、東側の下屋部分は、戦後の改修で取り付けられたものであると考えられ、下屋全体を後補とする。

内部について、コンクリート土間は活用のために補強が必要な部位のため基準3とする。木毛板下地モルタル塗の壁は、桶川飛行学校時代に改修されたものであるため基準2とする。また、その他の箇所には桶川飛行学校時代は室内壁が張られていなかったことが調査から判っているため、戦後の改修で取り付けられた壁は後補とする。室B以外の天井は、桶川飛行学校時代に小屋組現わしであったため、現在張られている竿縁などの天井は後補とする。上屋室内の北側に位置する室Dは、平成25年に映画撮影のために設置された部屋であるため、これを構成する部位は後補とする。

《参照》 図Ⅱ－車3、4（P.52、54）

表Ⅱ－車1、2（P.53、55、56）

写真Ⅱ－車1～14（P.57～63）

(3) 兵舎棟

外部について、屋根（スレート葺）、下見板及び桶川飛行学校時代のものと考えられる建具については基準1又は基準2とし、戦後の改修と考えられる建具は後補とする。主要構造部は基準1とする。

内部について、廊下のコンクリート土間は活用のために補強が必要な部位のため基準3とする。現状の床組は戦後の改修であることが調査から判っているため後補とする。室内壁は桶川飛行学校時代のものが残されており、当時の部位は基準1、戦後の改修で取り付けられた合板などは後補とする。天井は、桶川飛行学校時代のものと戦後のものが混在し、前者は基準1、後者は後補とする。

《参照》 図Ⅱ－兵3、4（P.64、66）

表Ⅱ－兵1、2（P.65、67～70）

写真Ⅱ－兵1～22（P.71～81）

(4) 便所棟

外部について、屋根（スレート葺）、下見板及び桶川飛行学校時代のものと考えられる建具については基準1又は基準2とし、戦後の改修と考えられる建具は後補とする。主要構造部は基準1とする。

内部について、コンクリート土間は活用のために補強が必要な部位のため基準3とする。室B及び各便房の床は、戦後に改修されたものであるため後補とする。室内壁は、桶川飛行学校時代のものと戦後のものが混在し、前者は基準1、後者は後補とする。天井については、桶川飛行学校時代に室A及びBは小屋組現わしであったことが調査から判っているため、現在室Bに張られている竿縁天井は戦後の改修であると考えられることから後補とする。

《参照》 図Ⅱ－便3、4（P.82、84）

表Ⅱ－便1、2（P.83、85）

写真Ⅱ－便1～6（P.86～88）

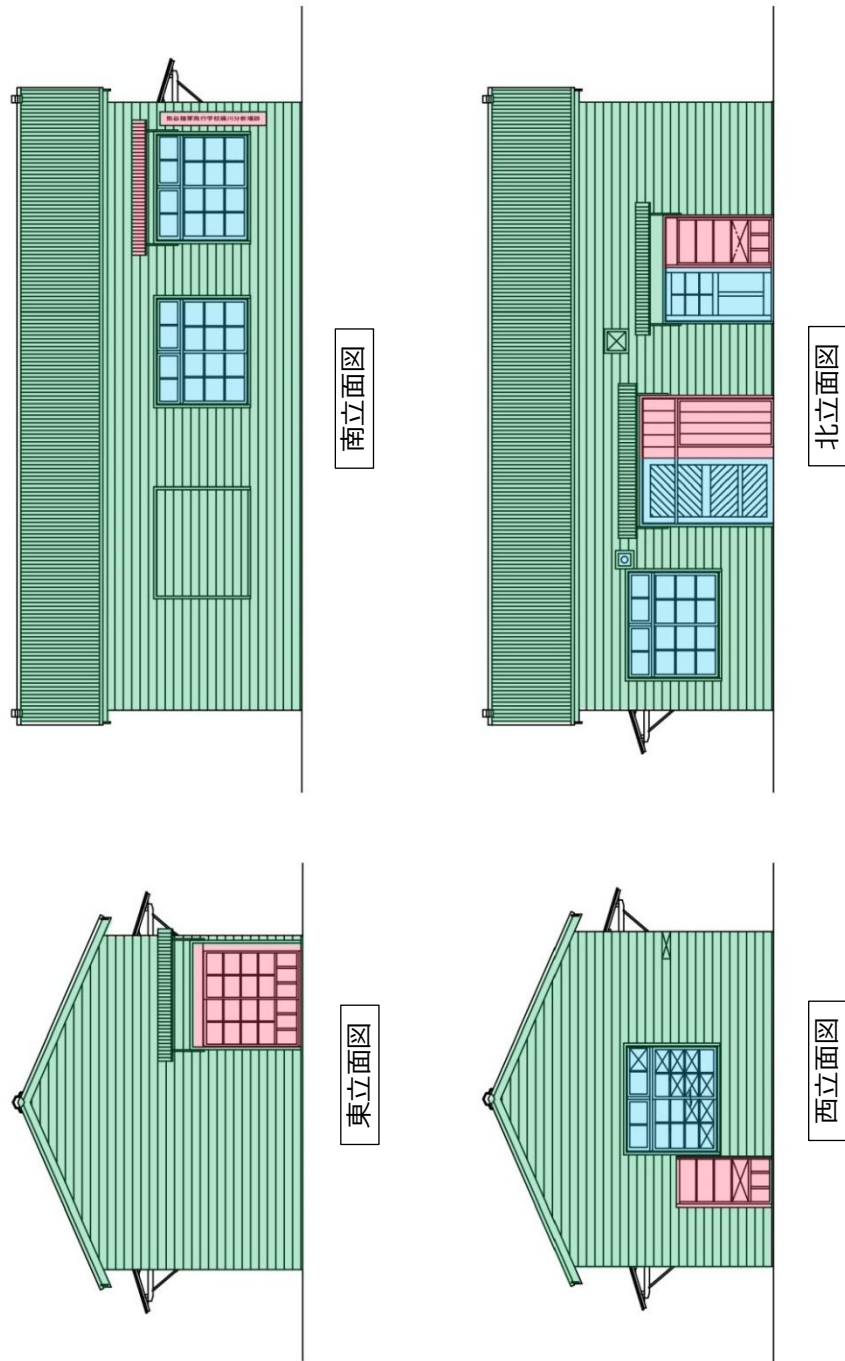
(5) 弾薬庫

外部について、主要構造部である壁を基準1とする。屋根は欠失している。内部について、床及び天井は欠失している。外部と一体となっているコンクリート壁を基準1とする。

《参照》 図Ⅱ－弾2（P.90）

表Ⅱ－弾1、2（P.91、92）

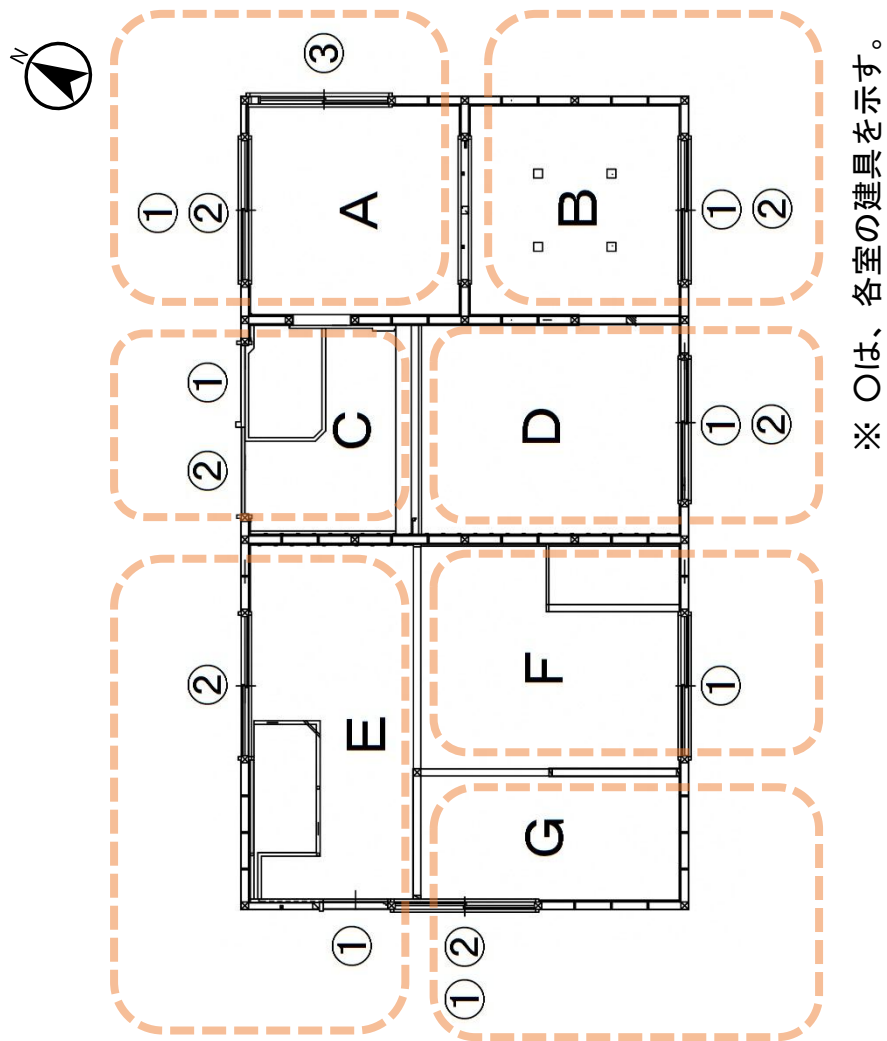
写真Ⅱ－弾1（P.92）



図Ⅱ－守 3 守衛棟 部位の設定 (外部)

表Ⅱ－守1 守衛棟 部位の設定（外部）

部分	部位	基準	現状（仕様）	
			部材名称・形式	材料、仕上げなど
外観（東面） 〔保存部分〕	基礎	4	布基礎、独立基礎、犬走り	コンクリート
	主要構造部	1	柱、梁、桁、小屋組	スギ、マツ
	外壁	2	南京下見板張	スギ
	建具	—	＜内部に記載＞	
	屋根	2	屋根葺材	スレート
		2	破風板	スギ
		2	庇 屋根葺材	波板鉄板葺
		1	庇 構造部	
外観（南面） 〔保存部分〕	基礎	4	布基礎	コンクリート
	主要構造部	1	柱、梁、桁、小屋組	スギ、マツ
	外壁	2	南京下見板張	スギ
	建具	—	＜内部に記載＞	
	屋根	2	屋根葺材	スレート
		2	鼻隠板	スギ
		後補	庇（構造部・屋根葺材）	波板鉄板葺
外観（西面） 〔保存部分〕	基礎	4	布基礎	コンクリート
	主要構造部	1	柱、梁、桁、小屋組	スギ、マツ
	外壁	2	南京下見板張	スギ
	建具	—	＜内部に記載＞	
	屋根	2	屋根葺材	スレート
		2	破風板	スギ
外観（北面） 〔保存部分〕	基礎	4	布基礎	コンクリート
	主要構造部	1	柱、梁、桁、小屋組	スギ、マツ
	外壁	2	南京下見板張	スギ
		1	眼鏡石	コンクリート
	建具	—	＜内部に記載＞	
	屋根	2	屋根葺材	スレート
		2	鼻隠板	スギ
		2	庇 屋根葺材	波板鉄板葺
		1	庇 構造部	



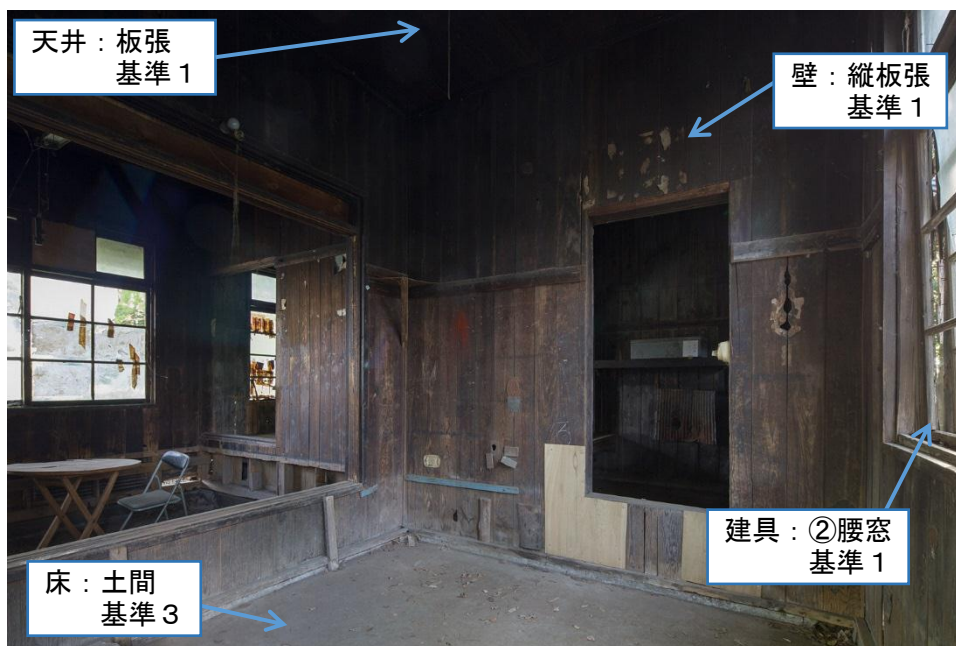
図Ⅱ－守4 守衛棟 建具位置図

表Ⅱ－守2 守衛棟 部位の設定（内部）（1／2）

部分	部位	基準	現状（仕様）	
			部材名称・形式	材料、仕上げなど
室A [保存部分]	床	3	土間	コンクリート
	壁	1	縦板張	スギ
	建具	1	①高窓	
		1	②腰窓	
		後補	③引違戸	
	天井	1	板張、廻縁	スギ
室B [保存部分]	床	—	（欠失）	
	壁	1	縦板張	スギ
	建具	1	①高窓	
		1	②腰窓	
	天井	1	板張、廻縁	スギ
室C [保存部分]	床	3	土間	コンクリート
	壁	1	縦板張	スギ
		1	目板張	
	建具	1	①片引戸	
		後補	②戸	
	天井	1	竿縁天井、廻縁	スギ
室D [保存部分]	その他	後補	照明器具	
	床	後補	板張	
	壁	1	縦板張	スギ
		1	目板張	
		後補	造付棚	
	建具	1	①高窓	
		1	②腰窓	
	天井	1	竿縁天井、廻縁	スギ
室E [保存部分]	床	3	土間	コンクリート
	壁	1	縦板張	スギ
		1	目板張	
		後補	合板張	
		後補	波板鉄板張	
	建具	後補	①片引戸	
		1	②引違戸	当初建具1枚、後補建具1枚
		後補		
室F [保存部分]	天井	1	竿縁天井、廻縁	スギ
	床	後補	板張	
	壁	後補	合板張	
		後補	栈木、押入	
	建具	1	①腰窓	
室F [保存部分]	天井	1	竿縁天井、廻縁	スギ

表Ⅱ－守 2 守衛棟 部位の設定（内部）（2／2）

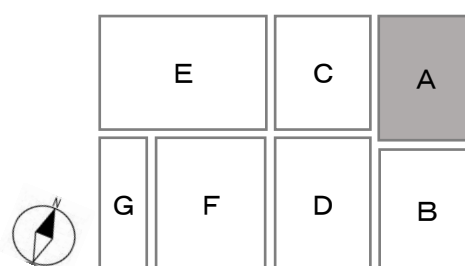
部分	部位	基準	現状（仕様）	
			部材名称・形式	材料、仕上げなど
室 G [保存部分]	床	後補	板張	
	壁	後補	合板張	
	建具	1	①高窓	
		1	②腰窓	
	天井	1	竿縁天井、廻縁	スギ
	その他	後補	照明器具	



写真Ⅱ一守1 室A



写真Ⅱ一守2 室A

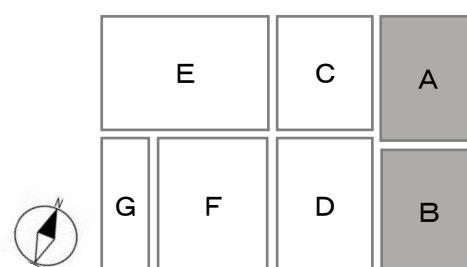


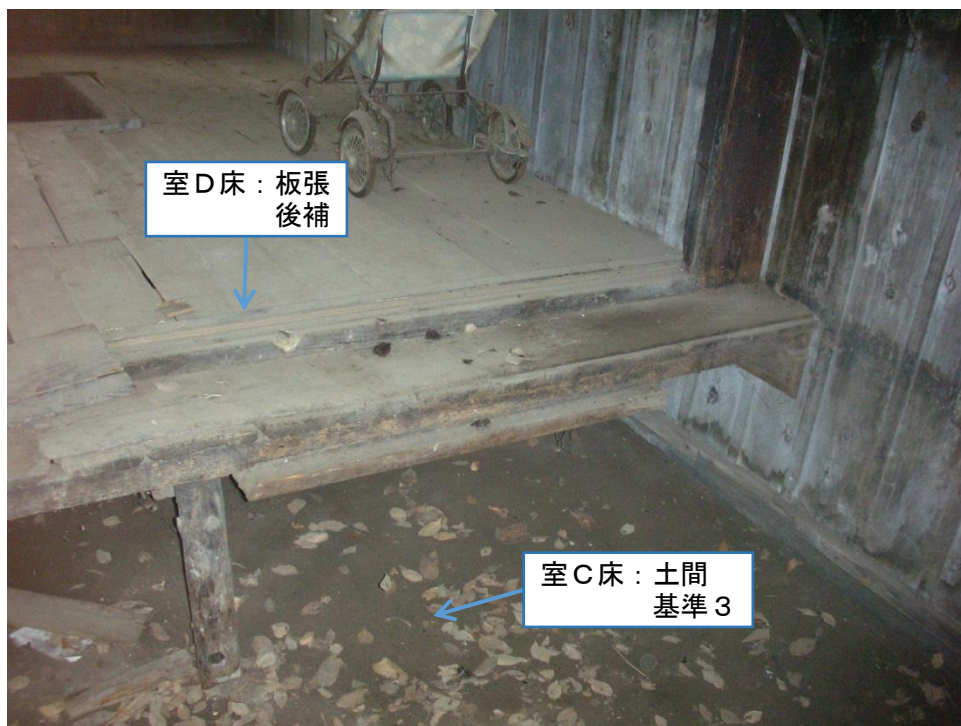


写真Ⅱ-守3 室A

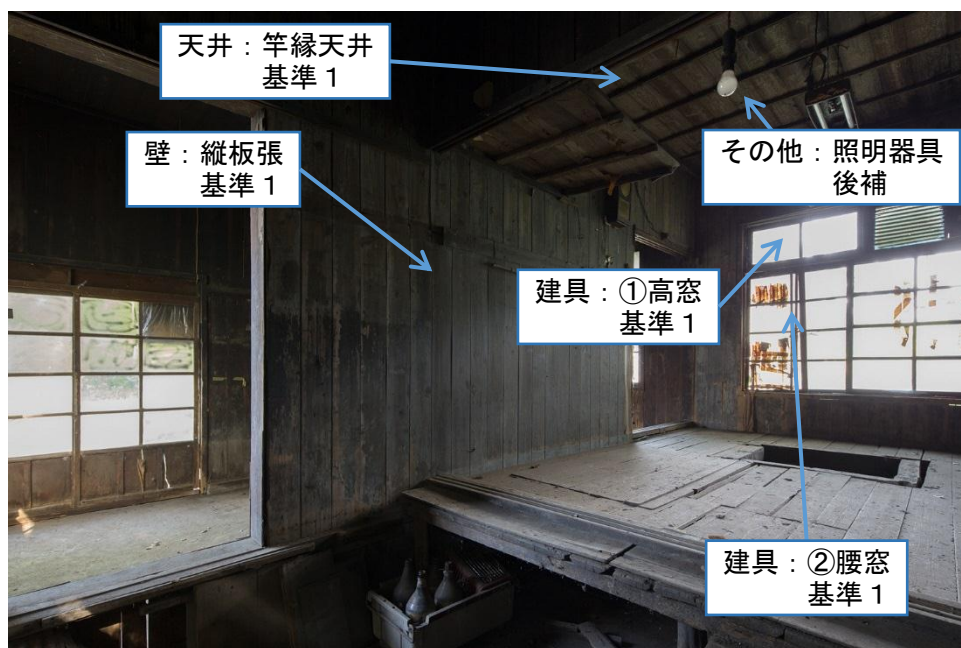


写真Ⅱ-守4 室B

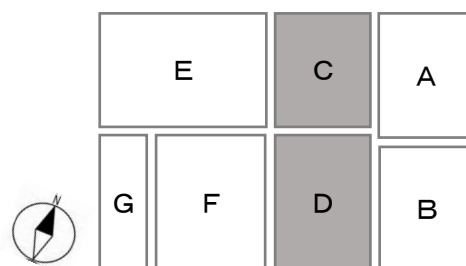




写真Ⅱ－守5 室C・D

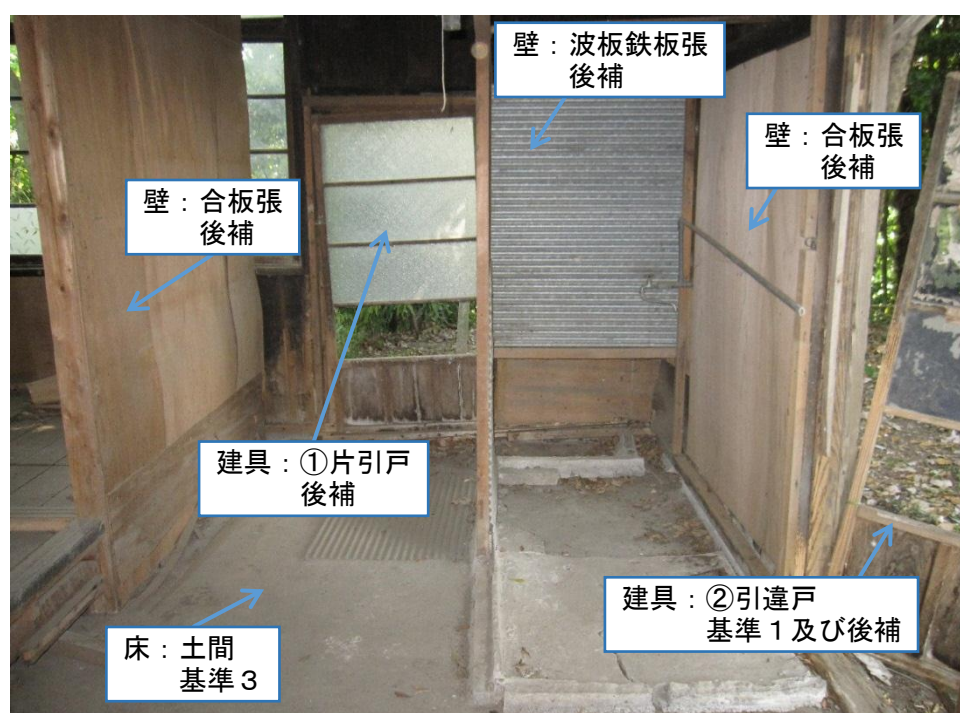


写真Ⅱ－守6 室D

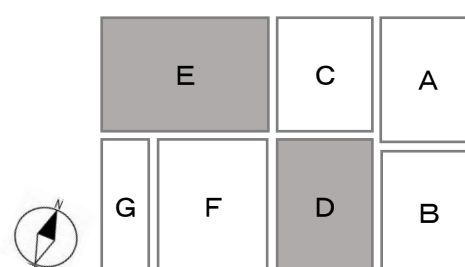




写真Ⅱ－守7 室D

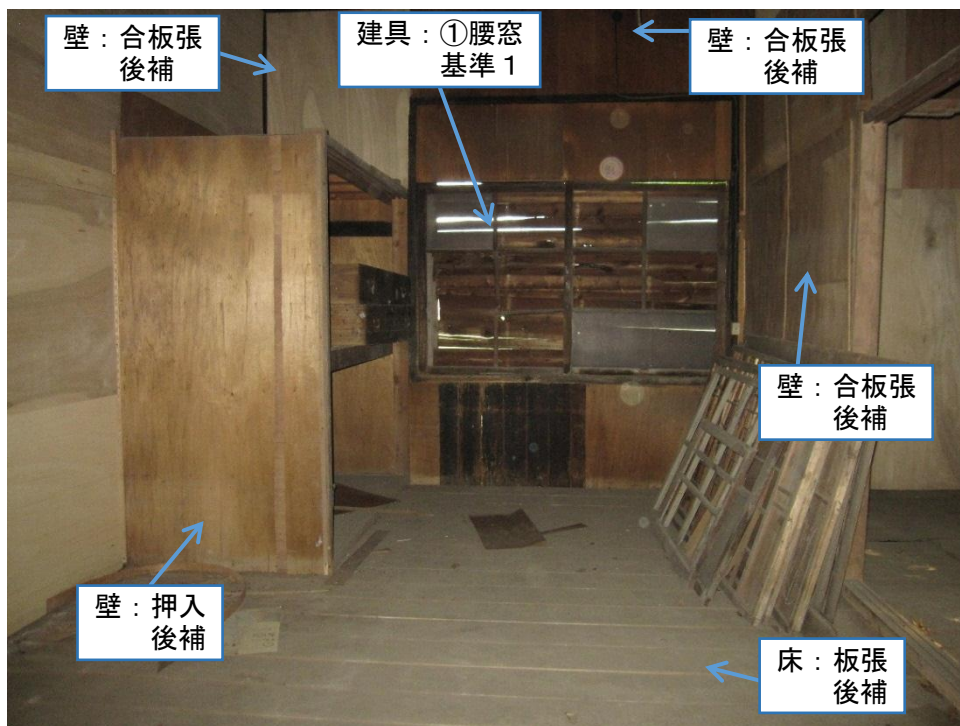


写真Ⅱ－守8 室E

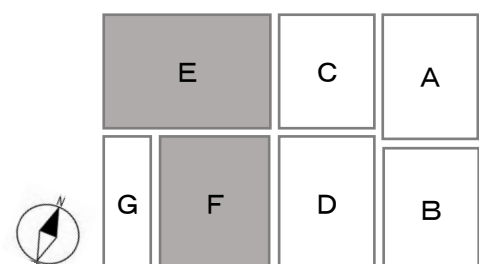


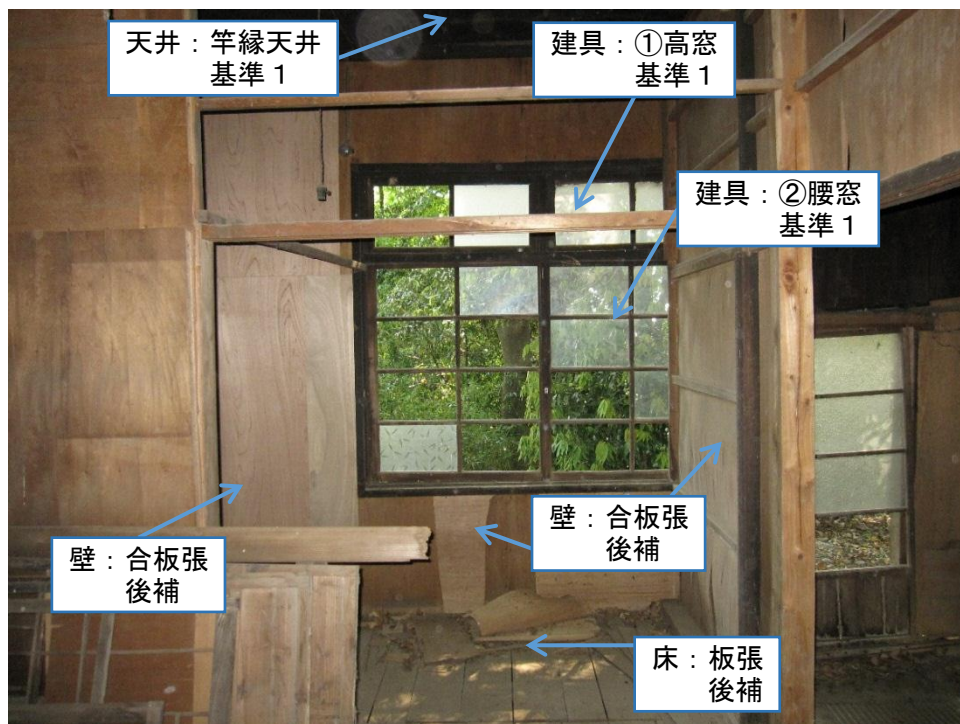


写真Ⅱ－守9 室E



写真Ⅱ－守10 室F

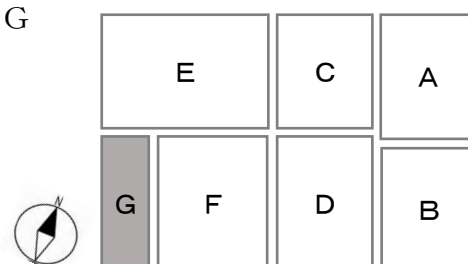


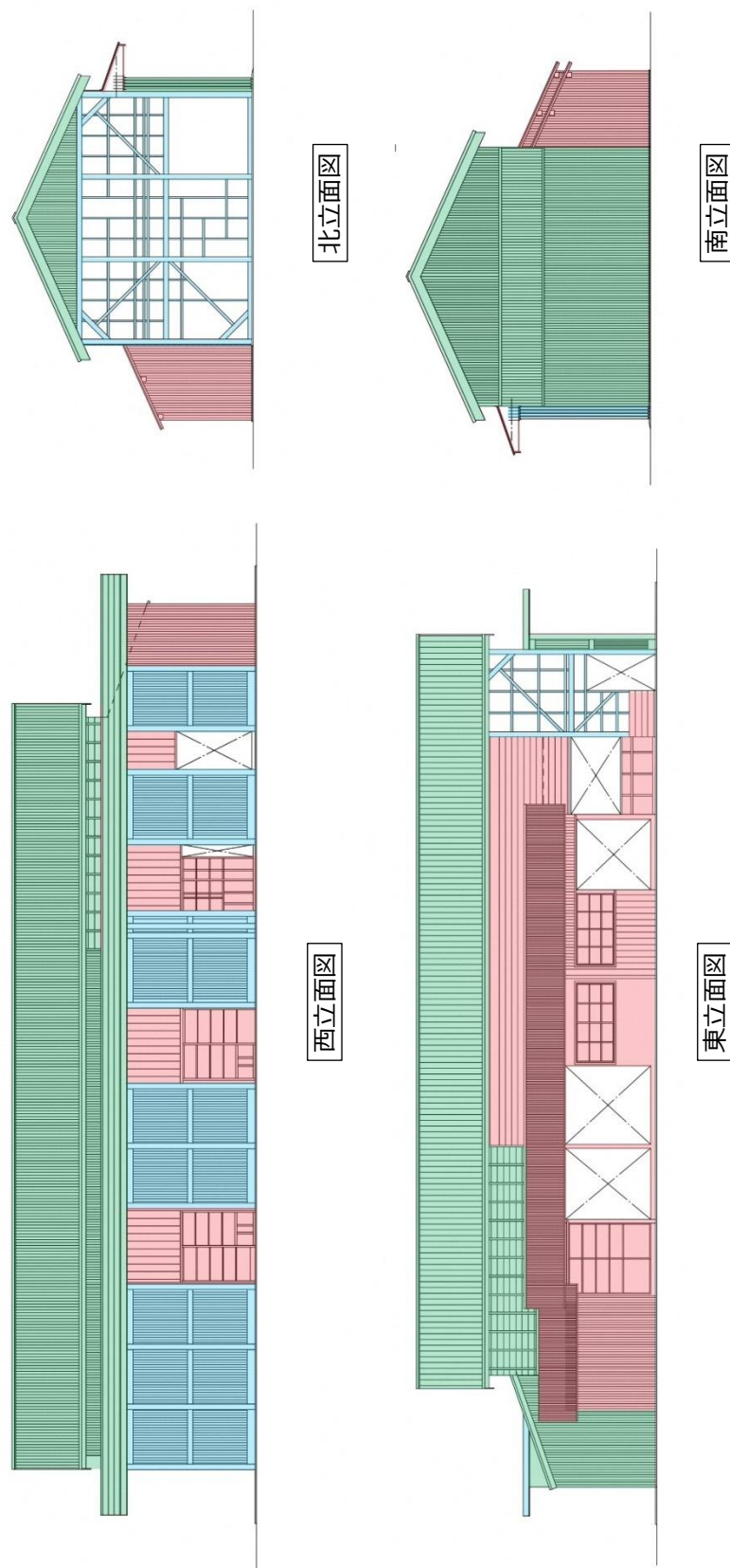


写真Ⅱ－守 1 1 室G



写真Ⅱ－守 1 2 室G





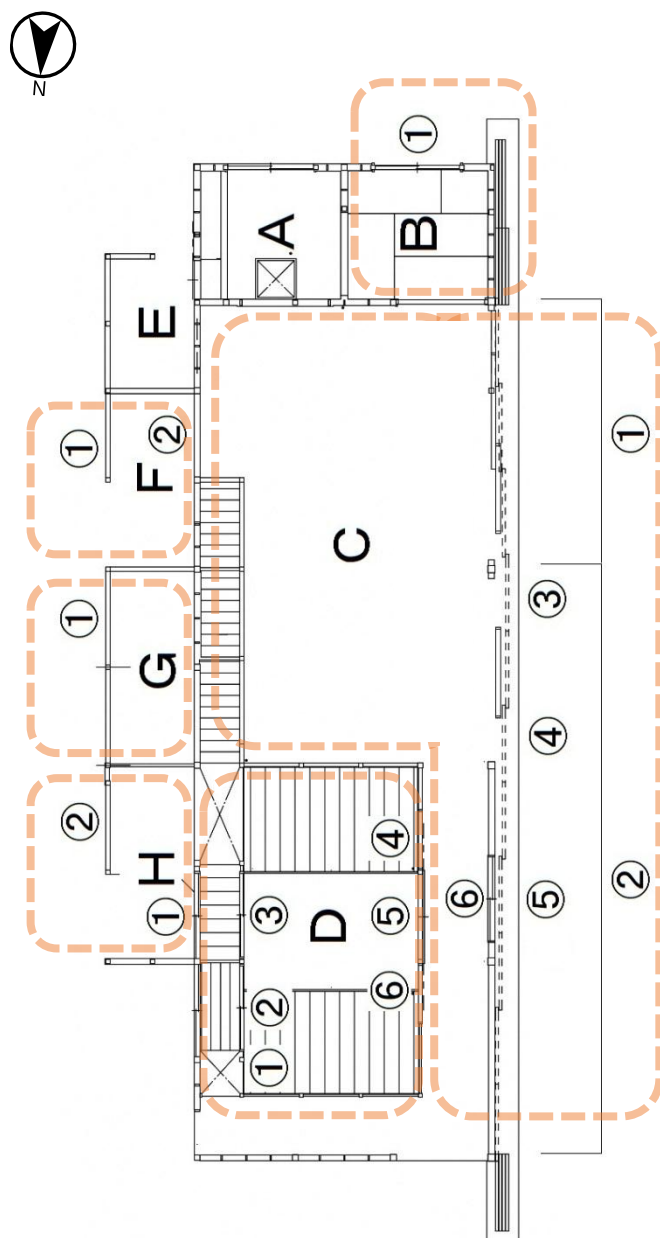
凡例

- ：基準 1 (桶川飛行学校時代)
- ：基準 2 (桶川飛行学校時代)
- ：後 補 (戦 後)

図Ⅱ－車3 車庫棟 部位の設定

表Ⅱ－車1 車庫棟 部位の設定（外部）

部分	部位	基準	現状（仕様）	
			部材名称・形式	材料、仕上げなど
外観（西面） 〔保存部分〕	基礎	4	独立基礎、布基礎、犬走り	コンクリート
	主要構造部	1	柱、梁、桁、小屋組	スギ、マツ
	外壁	2	簷子下見板張	スギ
		2	波板鉄板張	
		後補	縦板張	
		後補	波板鉄板張	
	建具	—	＜内部に記載＞	
	屋根	2	屋根葺材	スレート
		2	鼻隠板	スギ
		2	庇 屋根葺材	鉄板平葺
		1	庇 構造部	
外観（北面） 〔保存部分〕	基礎	4	独立基礎、布基礎	コンクリート
	主要構造部	1	柱、梁、桁、小屋組	スギ、マツ
	外壁	2	波板鉄板張	
		後補	波板鉄板張	
	屋根	2	屋根葺材	スレート
		2	破風板	スギ
外観（東面） 〔保存部分〕 〔後補〕	基礎	4	独立基礎、布基礎	コンクリート
	主要構造部	1	柱、梁、桁、小屋組	スギ、マツ
	外壁	2	簷子下見板張	スギ
		2	波板鉄板張	
		後補	縦板張	
		後補	波板鉄板張	
	建具	—	＜内部に記載＞	
	屋根	2	屋根葺材	スレート
		2	鼻隠板	スギ
		後補	屋根葺材（下屋）	波板鉄板
外観（南面） 〔保存部分〕	基礎	4	独立基礎、布基礎	コンクリート
	主要構造部	1	柱、梁、桁、小屋組	スギ、マツ
	外壁	2	波板鉄板張	
		後補	波板鉄板張	
	屋根	2	屋根葺材	スレート
		2	破風板	スギ
		後補	屋根葺材（下屋）	波板鉄板



※ ○は、各室の建具を示す。

図Ⅱ－車4 車庫棟 建具位置図

表Ⅱ－車2 車庫棟 部位の設定（内部）（1／2）

部分	部位	基準	現状（仕様）	
			部材名称・形式	材料、仕上げなど
室A [保存部分]	床	後補	板張	
	壁	1	目板張	スギ
		後補	押入（東面）	
	天井	後補	竿縁天井、廻縁	スギ
室B [保存部分]	床	—	欠失	
	壁	1	目板張	スギ
	建具	1	①腰窓	
	天井	1	竿縁天井、廻縁	スギ
室C [保存部分]	床	3	土間	コンクリート
		3	ピット	コンクリート
	壁	後補	縦板張	
		2	塗壁	木毛板下地モルタル塗
		後補	合板張	
		後補	押入（東面）	
	建具	1	①金属板張框戸	W1565, H3050（8枚）
		1	②金属板張框戸	W1800, H3090（3枚）
		後補	③引違戸	
		後補	④引違戸	
		後補	⑤引違戸	
		後補	⑥腰窓	
	天井	後補	竿縁天井、廻縁	スギ
	その他	後補	照明器具	
室D [後補]	床	3	土間	コンクリート
		後補	板張	
	壁	後補	目板張	
		後補	押入（東面）	
	建具	後補	①片開戸	
		後補	②腰窓	
		後補	③腰窓	
		後補	④腰窓	
		後補	⑤引分戸	
		後補	⑥腰窓	
	天井	後補	竿縁天井、廻縁	
室E [後補]	床	後補	板張	
	壁	—	外壁現わし	
	天井	—	小屋組現わし	

表Ⅱ－車2 車庫棟 部位の設定（内部）（2／2）

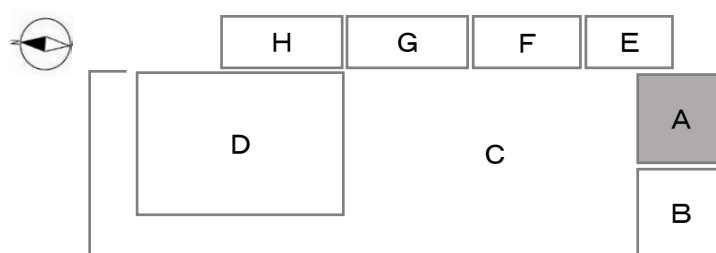
部分	部位	基準	現状（仕様）	
			部材名称・形式	材料、仕上げなど
室F [後補]	床	—	（欠失）	
	壁	後補	縦板張	
		後補	合板張	
	建具	後補	①腰窓	
		後補	②戸	
	天井	—	小屋組現わし	
室G [後補]	床	—	（欠失）	
	壁	後補	目板張	
		後補	合板張	
	建具	後補	①腰窓	
	天井	—	小屋組現わし	
室H [後補]	床	後補	高床板張	
	壁	後補	合板張	
		—	外壁現わし	
	建具	後補	①引違戸	
		後補	②腰窓	
	天井	—	小屋組現わし	
		—	小屋組現わし	

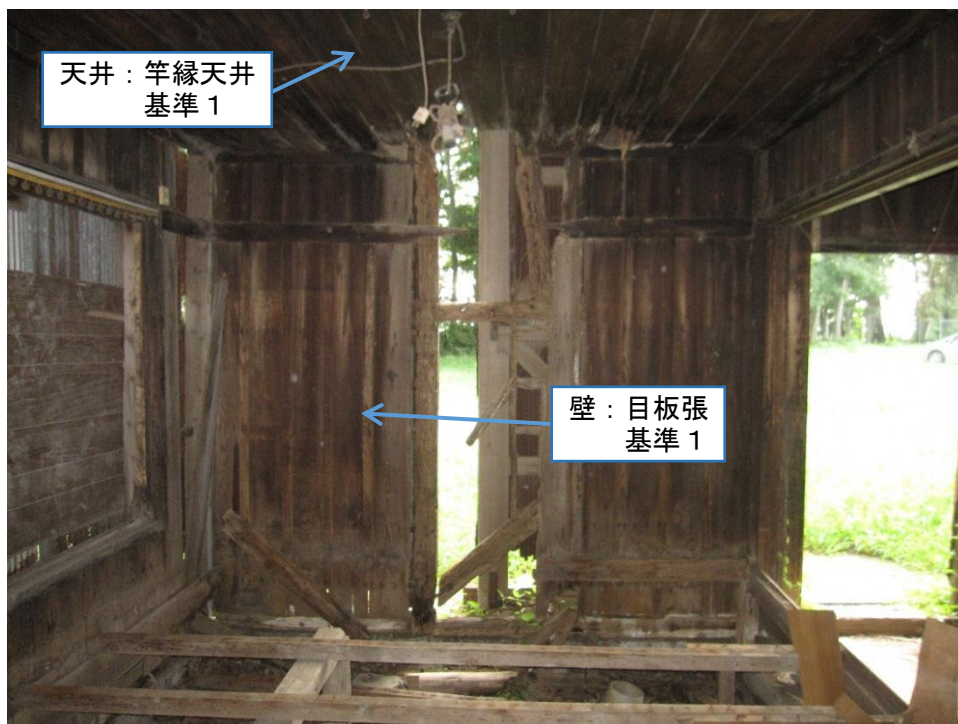


写真Ⅱ一車1 室A

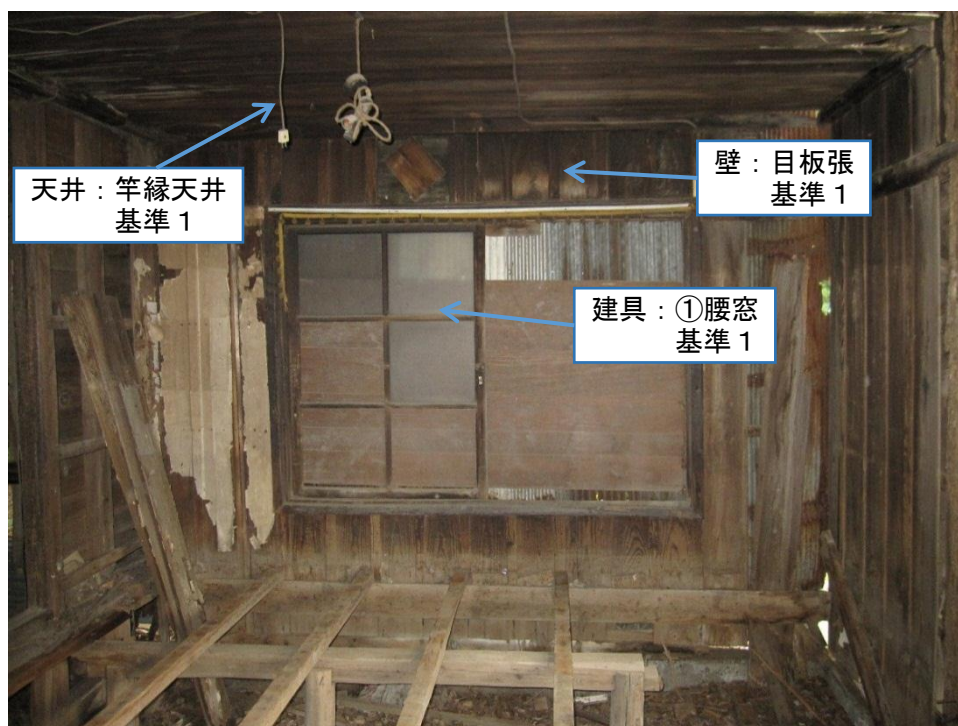


写真Ⅱ一車2 室A

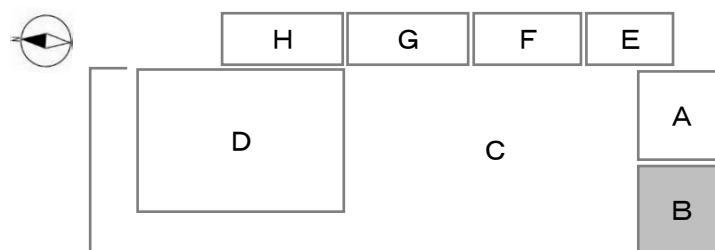




写真Ⅱ一車3 室B

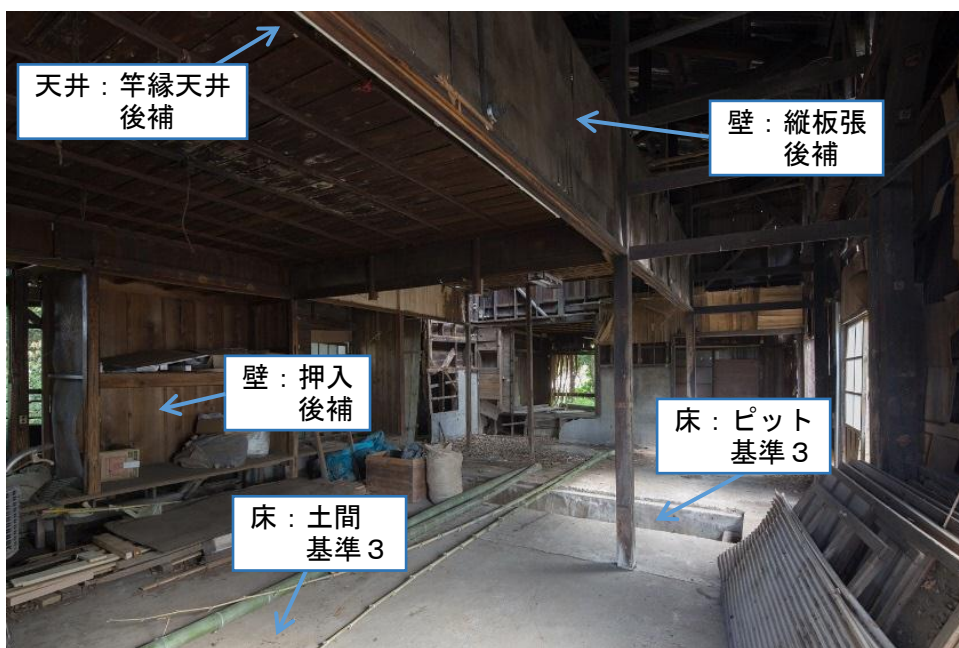


写真Ⅱ一車4 室B

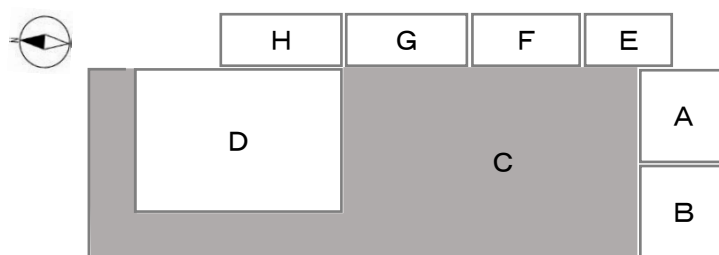




写真Ⅱ一車 5 室C



写真Ⅱ一車 6 室C

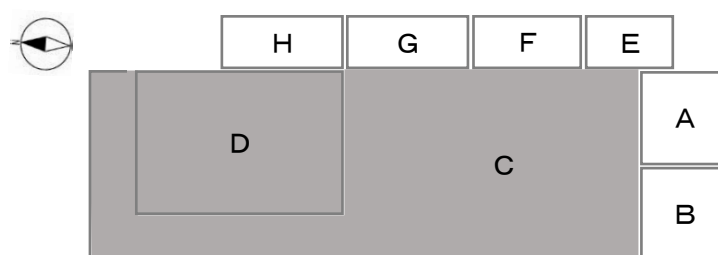


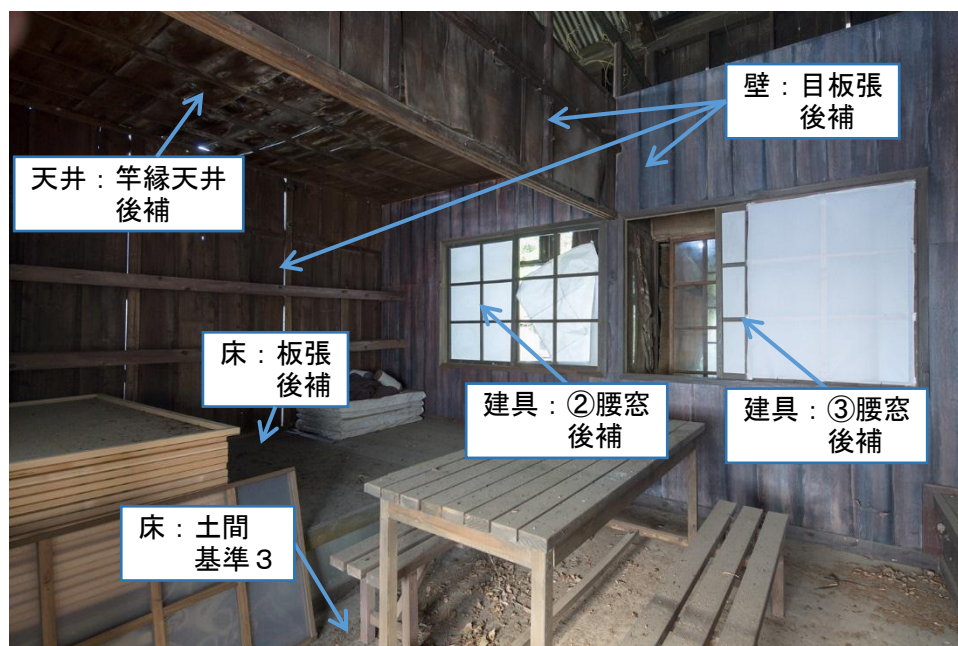


写真Ⅱ一車7 室C

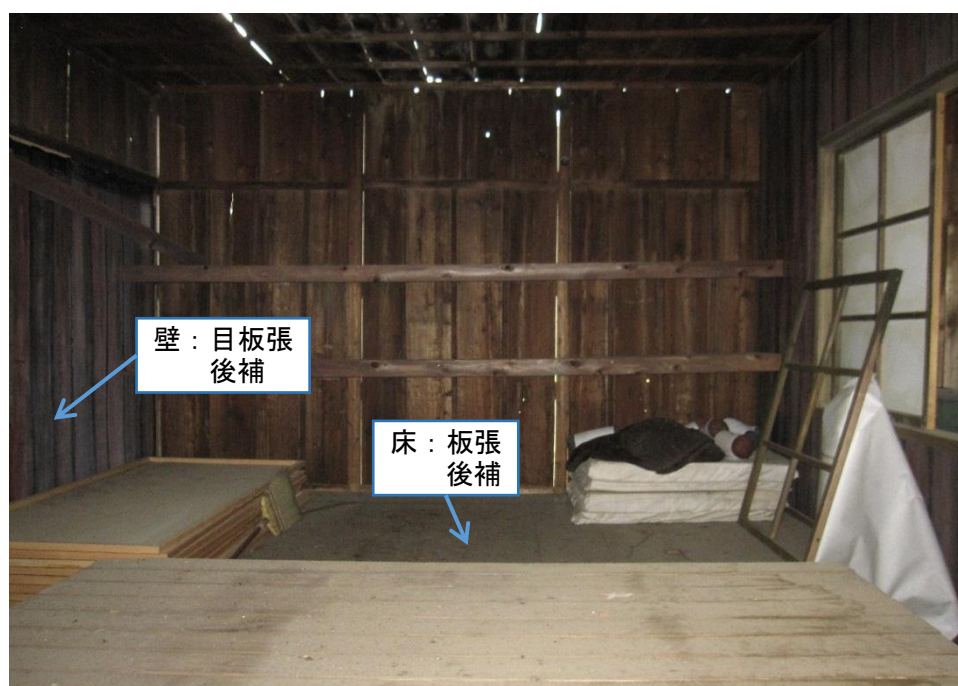


写真Ⅱ一車8 室C・D

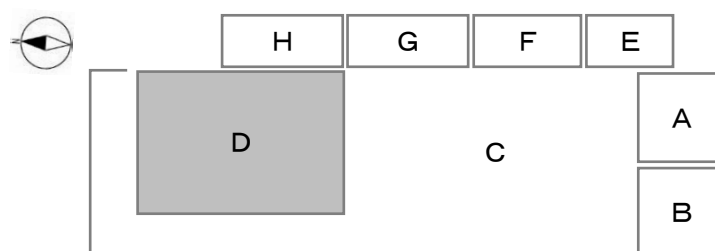




写真Ⅱ一車9 室D



写真Ⅱ一車10 室D

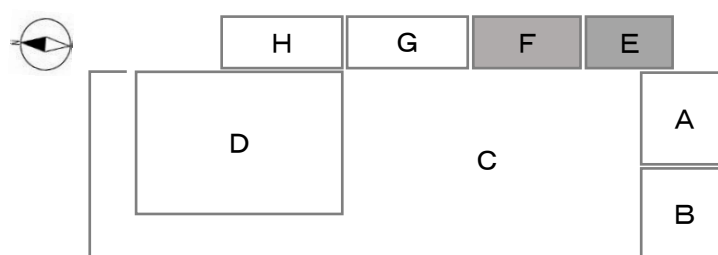




写真Ⅱ一車11 室E



写真Ⅱ一車12 室F

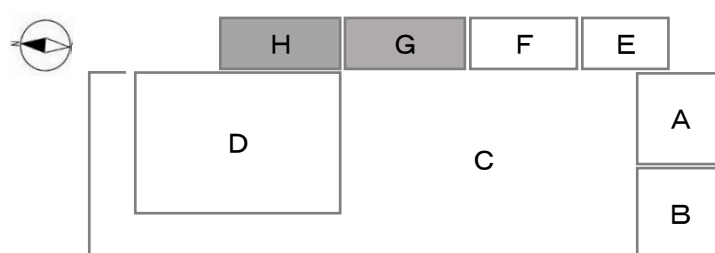


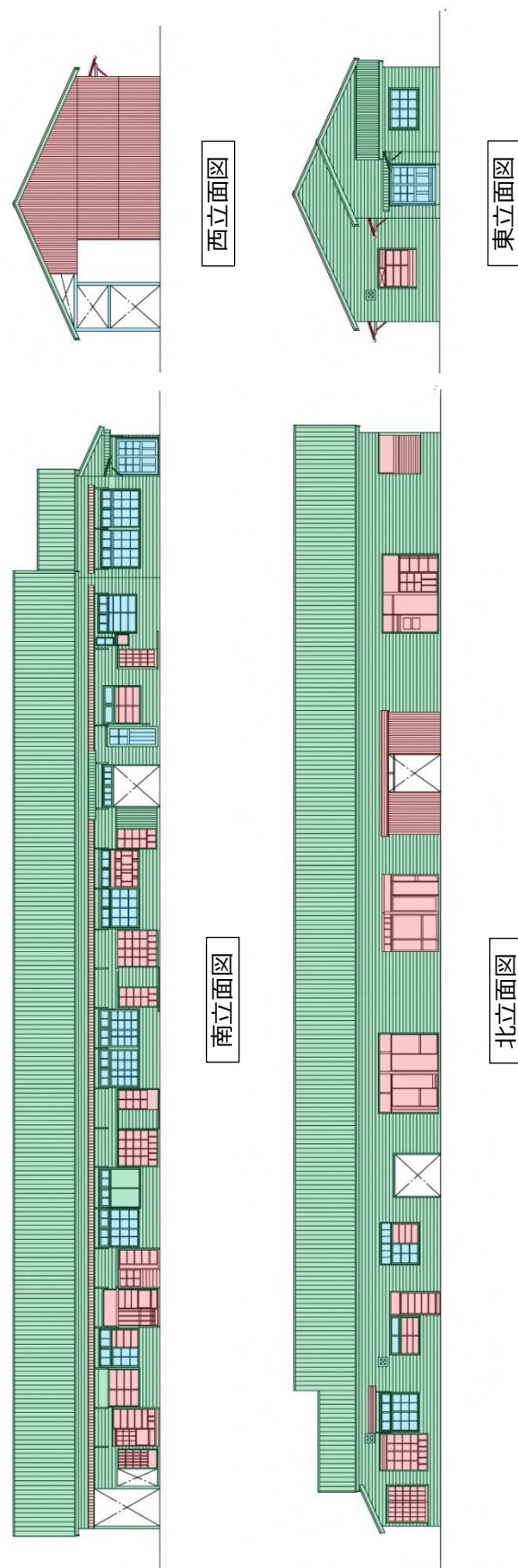


写真Ⅱ一車13 室G



写真Ⅱ一車14 室H





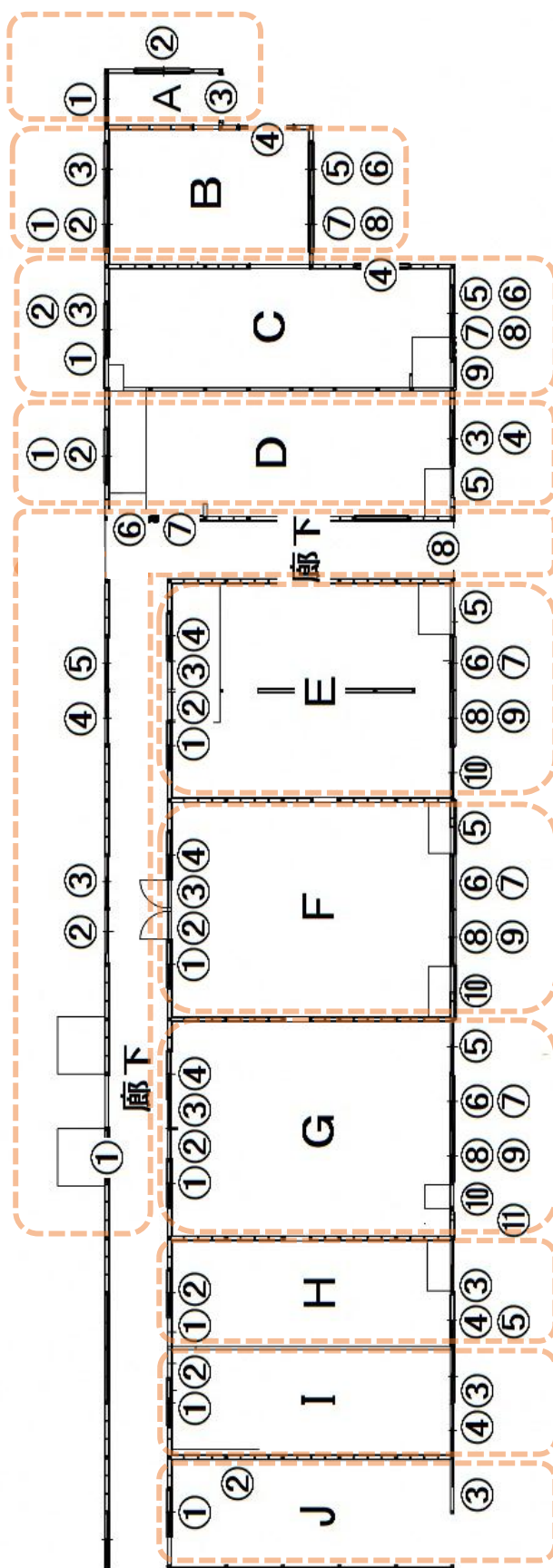
凡例

- : 基準 1 (桶川飛行学校時代)
- : 基準 2 (桶川飛行学校時代)
- : 後 補 (戦 後)

図Ⅱ－兵3 兵舎棟 部位の設定 (外部)

表Ⅱ－兵1 兵舎棟 部位の設定（外部）

部分	部位	基準	現状（仕様）	
			部材名称・形式	材料、仕上げなど
外観（南面） [保存部分]	基礎	4	布基礎、犬走り	コンクリート
	主要構造部	1	柱、梁、桁、小屋組	スギ、マツ
	外壁	2	南京下見板張	スギ
		1	眼鏡石	コンクリート
	建具	—	＜内部に記載＞	
	屋根	2	屋根葺材	スレート
		2	鼻隠板	スギ
		2	庇 屋根葺材	波板鉄板
		1	庇 構造部	
		後補	庇	
外観（西面） [保存部分]	基礎	4	布基礎	コンクリート
	主要構造部	1	柱、梁、桁、小屋組	スギ、マツ
	外壁	後補	波板鉄板張	
	建具	—	＜内部に記載＞	
	屋根	2	屋根葺材	スレート
		2	破風板	スギ
外観（北面） [保存部分]	基礎	4	布基礎、犬走り	コンクリート
	主要構造部	1	柱、梁、桁、小屋組	スギ、マツ
	外壁	2	南京下見板張	スギ
		後補	波板鉄板張	
	建具	—	＜内部に記載＞	
	屋根	2	屋根葺材（上屋）	スレート
		2	鼻隠板	スギ
		後補	屋根葺材（下屋）	波板鉄板
		後補	庇	
外観（東面） [保存部分]	基礎	4	布基礎	コンクリート
	主要構造部	1	柱、梁、桁、小屋組	スギ、マツ
	外壁	2	南京下見板張	スギ
		後補	波板鉄板張	
		1	眼鏡石	コンクリート
	建具	—	＜内部に記載＞	
	屋根	2	屋根葺材（上屋）	スレート
		2	破風板	スギ
		2	庇 屋根葺材	波板鉄板
		1	庇 構造部	
渡廊下 [保存部分]	基礎	4	独立基礎	
	主要構造部	1	柱、梁、桁、小屋組	スギ、マツ
	屋根	2	屋根葺材	スレート
		後補	屋根葺材	金属波板



※ Oは、各室の建具を示す。

図Ⅱ－兵4 兵舎棟 建具位置図

表Ⅱ－兵２ 兵舎棟 部位の設定（内部）（１／４）

部分	部位	基準	現状（仕様）	
			部材名称・形式	材料、仕上げなど
室Ａ [保存部分]	床	後補	高床板張	
	壁	２	塗壁	木毛板下地モルタル塗
		後補	合板張	
	建具	後補	①引違戸	
		１	②腰窓	
		１	③引違戸	
	天井	２	塗天井	木毛板下地モルタル塗
	その他	後補	照明器具	
室Ｂ [保存部分]	床	後補	土間	コンクリート
		後補	高床板張	
	壁	１	目板張	スギ
		後補	①高窓	
	建具	後補	②腰窓	
		後補	③引違戸	
		１	④引違戸	
		１	⑤高窓	
		１	⑥腰窓	
		１	⑦高窓	
		１	⑧腰窓	
	天井	１	板張、廻縁	スギ
		後補	照明器具	
室Ｃ [保存部分]	床	後補	土間	コンクリート
		後補	高床板張	
	壁	後補	合板張	
		後補	①戸	
	建具	１	②高窓	
		後補	③腰窓	
		後補	④腰窓	
		１	⑤高窓	
		後補	⑥腰窓	
		１	⑦固定窓	
		後補	⑧固定窓	
		後補	⑨開戸	
	天井	１	板張、廻縁	スギ
		後補	合板張	
	その他	後補	照明器具	

表Ⅱ－兵２ 兵舎棟 部位の設定（内部）（２／４）

部分	部位	基準	現状（仕様）	
			部材名称・形式	材料、仕上げなど
室Ｄ [保存部分]	床	後補	土間	コンクリート
		後補	高床板張	
	壁	後補	合板張	
	建具	後補	①高窓	ガラス
		１	②腰窓	当初１枚、後補１枚
		後補	③高窓	
		後補	④腰窓	
		１	⑤開戸	
		後補	⑥腰窓	
	天井	１	板張、廻縁	スギ
		後補	合板	
	その他	後補	照明器具	
室Ｅ [保存部分]	床	後補	土間	コンクリート
		後補	高床板張	
	壁	１	縦板張	スギ
		後補	合板張	
	建具	１	①腰窓	
		１	②開戸	
		１	③開戸	
		１	④腰窓	
		後補	⑤片引戸	
		１	⑥高窓	
		後補	⑦腰窓	
		１	⑧高窓	
		１	⑨腰窓	
		後補	⑩引違戸	
	天井	１	板張、廻縁	スギ
	その他	後補	照明器具	

表Ⅱ－兵２ 兵舎棟 部位の設定（内部）（３／４）

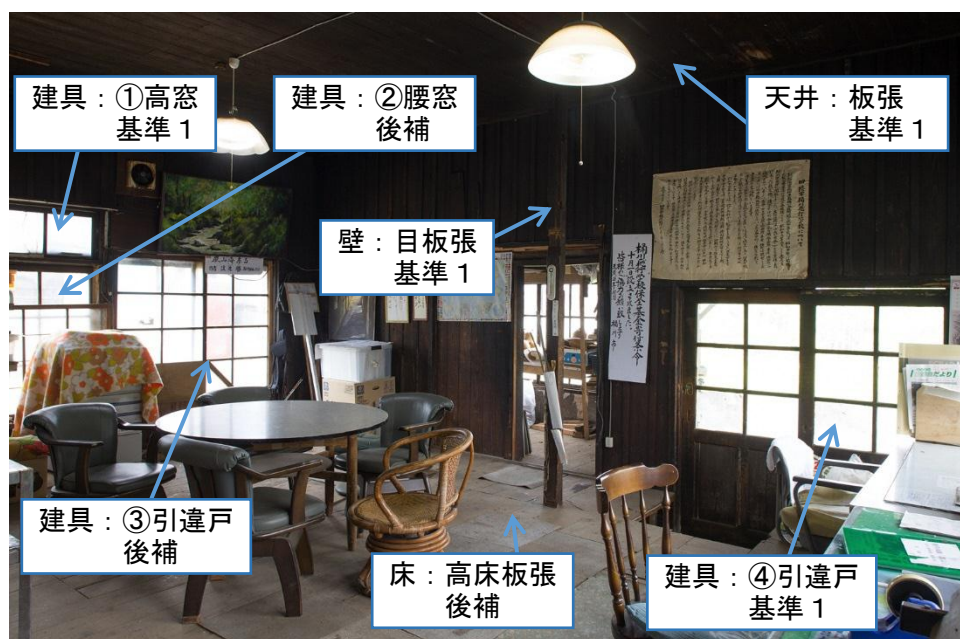
部分	部位	基準	現状（仕様）	
			部材名称・形式	材料、仕上げなど
室 F [保存部分]	床	後補	高床板張	
		後補	土間	コンクリート
	壁	１	縦板張	スギ
		後補	合板張	
		１	造付棚	
	建具	１	①腰窓	
		１	②開戸	
		１	③開戸	
		１	④腰窓	
		後補	⑤戸	
		１	⑥高窓	
		後補	⑦腰窓	
		１	⑧高窓	
		後補	⑨腰窓	
		後補	⑩片引戸	
	天井	１	板張、廻縁	スギ
	その他	後補	照明器具	
室 G [保存部分]	床	後補	高床板張	
		後補	土間	コンクリート
	壁	１	縦板張	スギ
		後補	合板張	
		１	造付棚	
	その他	後補	台所設備	
		後補	照明器具	
	建具	１	①腰窓	
		１	②開戸	
		１	③開戸	
		１	④腰窓	
		後補	⑤引違戸	
		１	⑥高窓	
		後補	⑦腰窓	アルミサッシ
		後補	⑧高窓	
		後補	⑨腰窓	
		後補	⑩片引戸	
		後補	⑪固定窓	
	天井	１	板張、廻縁	スギ
	その他	後補	照明器具	

表Ⅱ－兵２ 兵舎棟 部位の設定（内部）（４／４）

部分	部位	基準	現状（仕様）	
			部材名称・形式	材料、仕上げなど
室 H [保存部分]	床	後補	高床板張	
	壁	1	縦板張	スギ
		後補	合板張	
	建具	1	造付棚	
		後補	①開戸	
		1	②腰窓	
		後補	③引違戸	
		1	④高窓	
		1	⑤腰窓	当初窓 1 枚、後補窓 1 枚
		後補		
	天井	1	板張、廻縁	スギ
	その他	後補	照明器具	
室 I [保存部分]	床	後補	高床板張	
	壁	後補	合板張	
	建具	1	①腰窓	当初窓 1 枚、後補窓 1 枚
		後補	②開戸	
		後補	③腰窓	
		後補	④引違戸	
	天井	1	板張、廻縁	スギ
	その他	後補	照明器具	
室 J [保全部分]	床	—	（欠失）	
	壁	後補	合板張	
	建具	後補	①腰窓	
		後補	②引戸	
		後補	③戸	
	天井	—	（欠失）	
廊下 [保存部分]	床	3	土間	コンクリート
	壁	1	縦板張	スギ
		後補	合板張	
	建具	後補	①引違戸	
		後補	②引違戸	アルミサッシ
		後補	③引違戸	アルミサッシ
		後補	④引違戸	アルミサッシ
		後補	⑤引違戸	アルミサッシ
		後補	⑥戸	
		1	⑦腰窓	
		1	⑧高窓（固定窓）	
	天井	—	（欠失）	



写真Ⅱ－兵1 室A



写真Ⅱ－兵2 室B

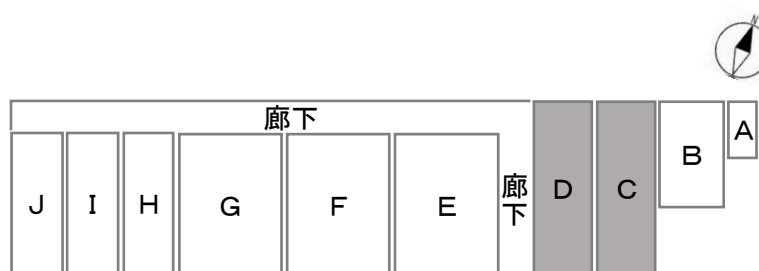


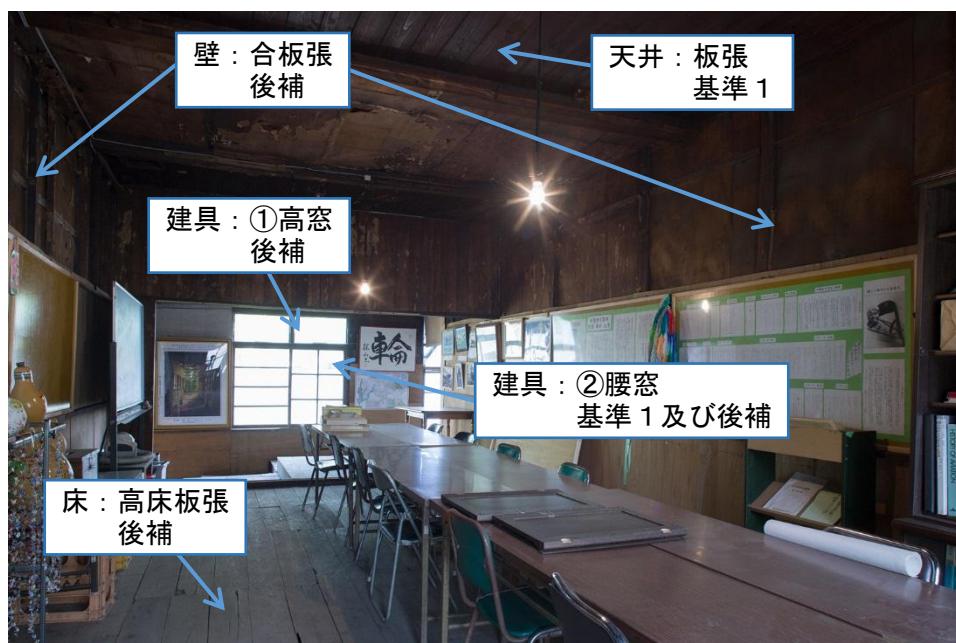


写真Ⅱ一兵3 室C

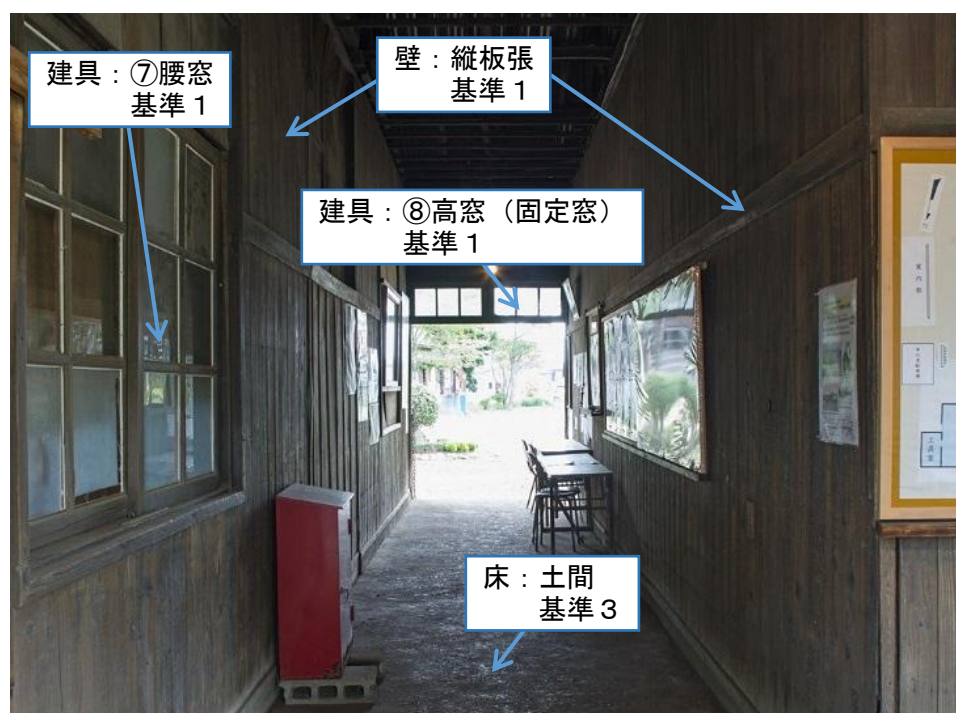


写真Ⅱ一兵4 室D

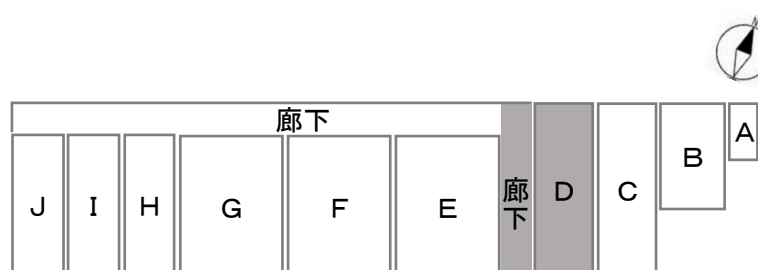




写真Ⅱ－兵 5 室D



写真Ⅱ－兵 6 廊下

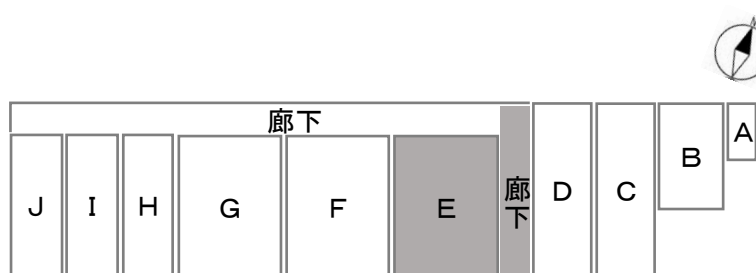


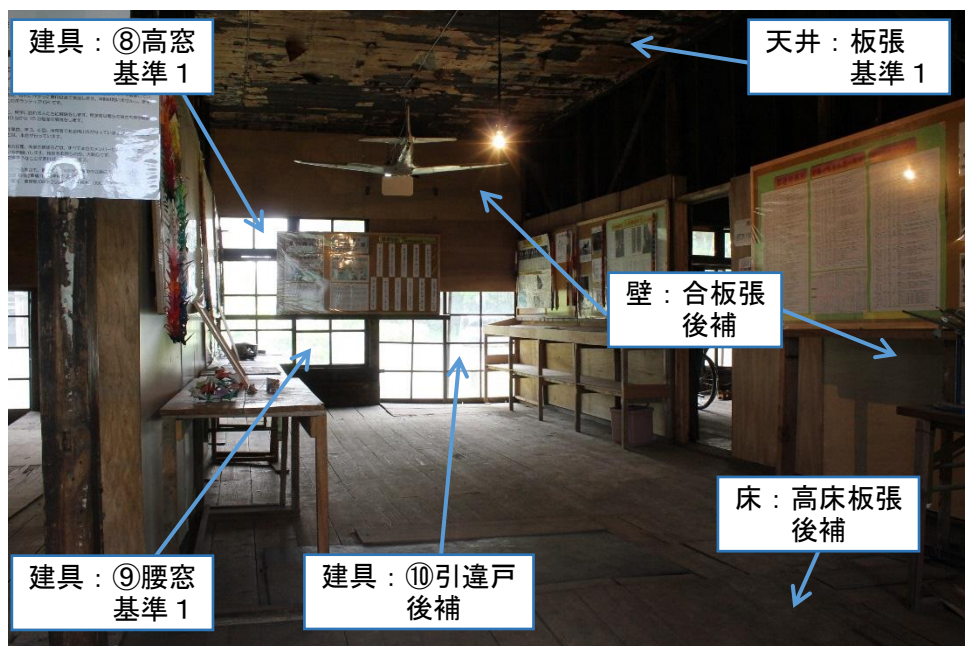


写真Ⅱ－兵 7 廊下

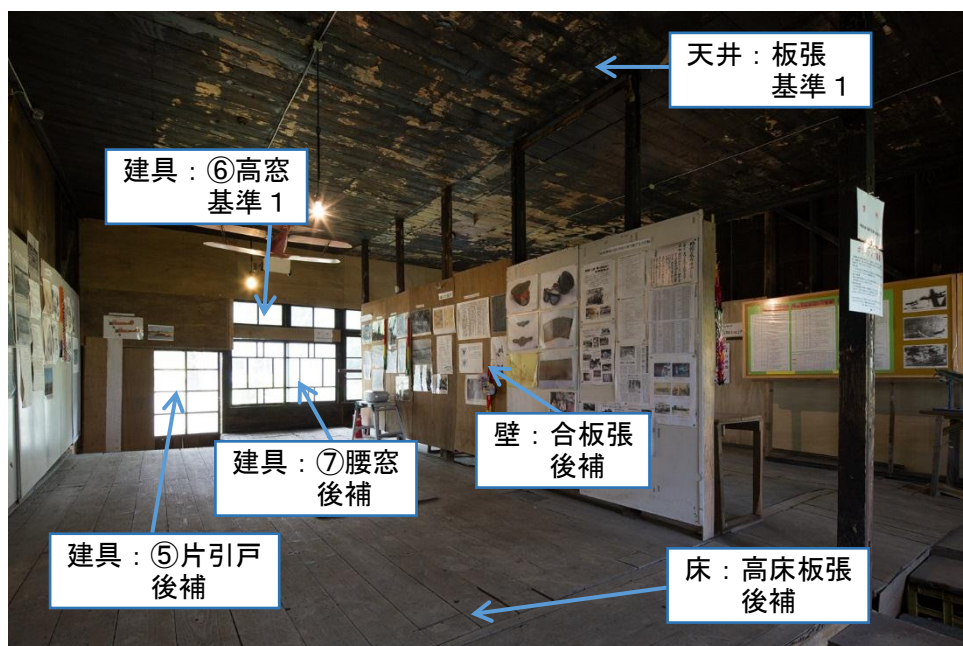


写真Ⅱ－兵 8 室E

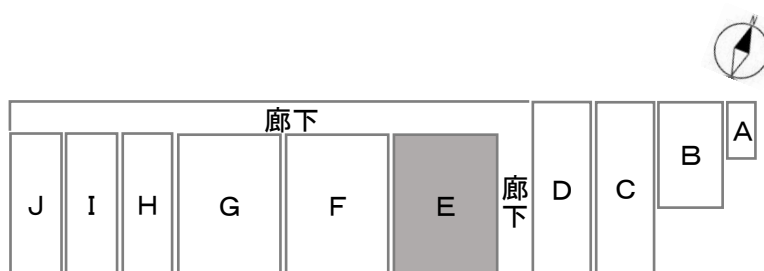




写真Ⅱ一兵9 室E

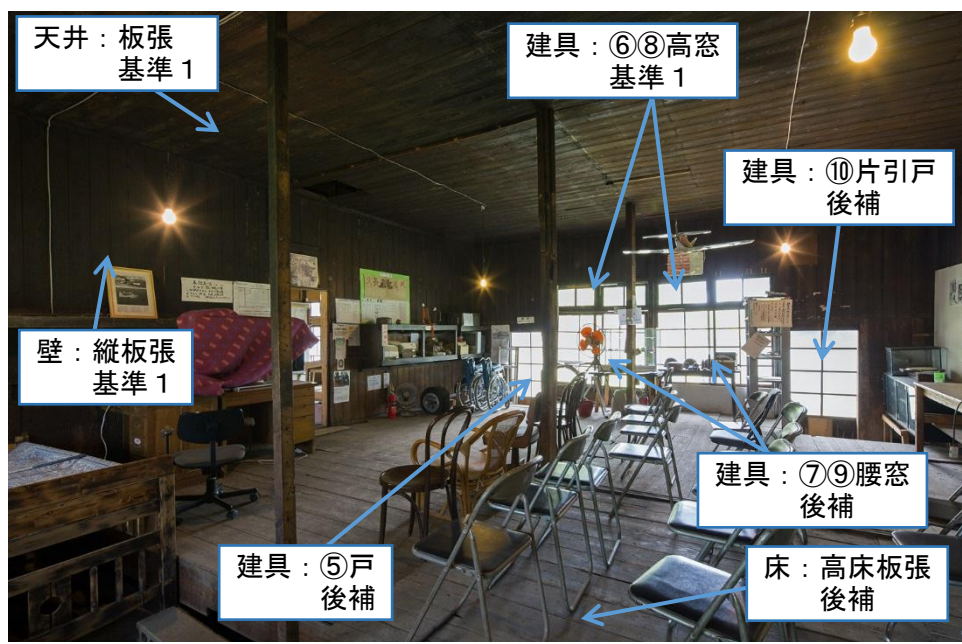


写真Ⅱ一兵10 室E

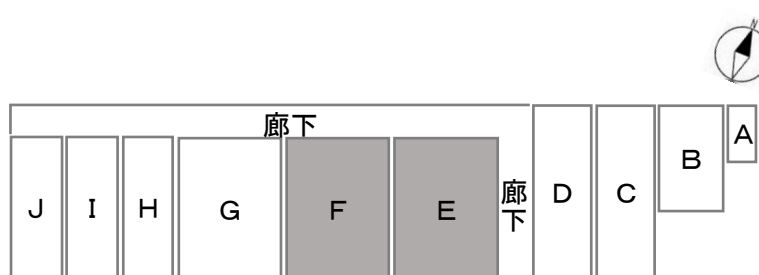


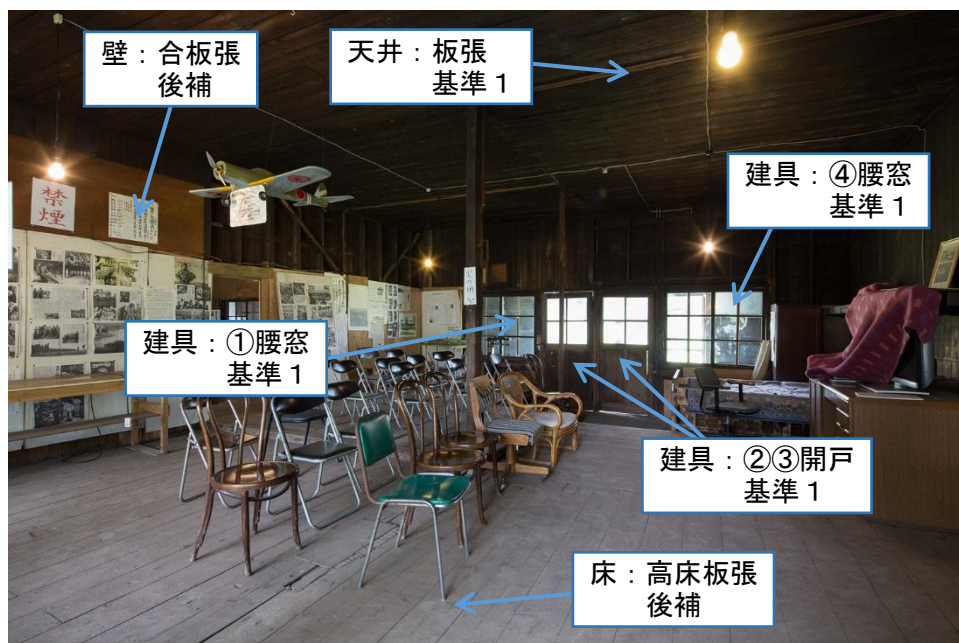


写真Ⅱ－兵11 室E

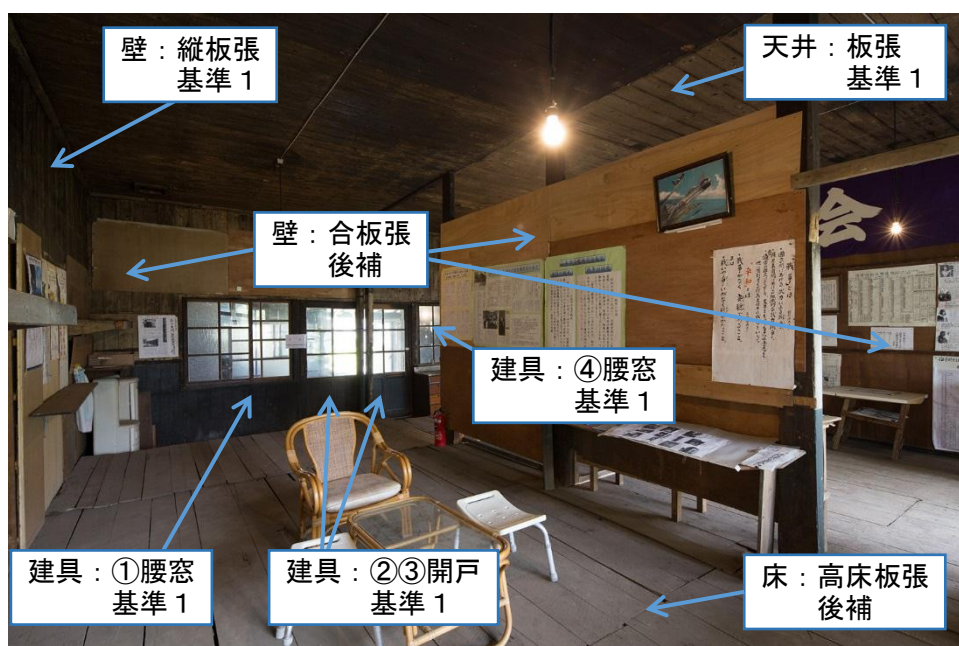


写真Ⅱ－兵12 室F

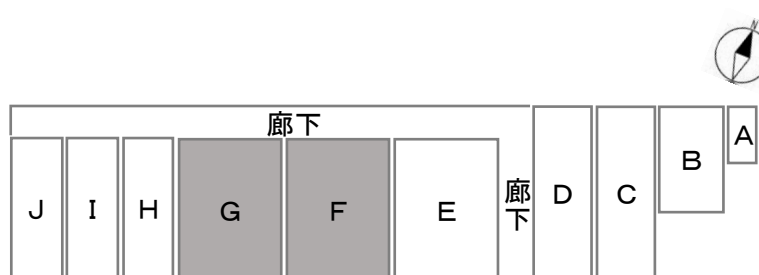


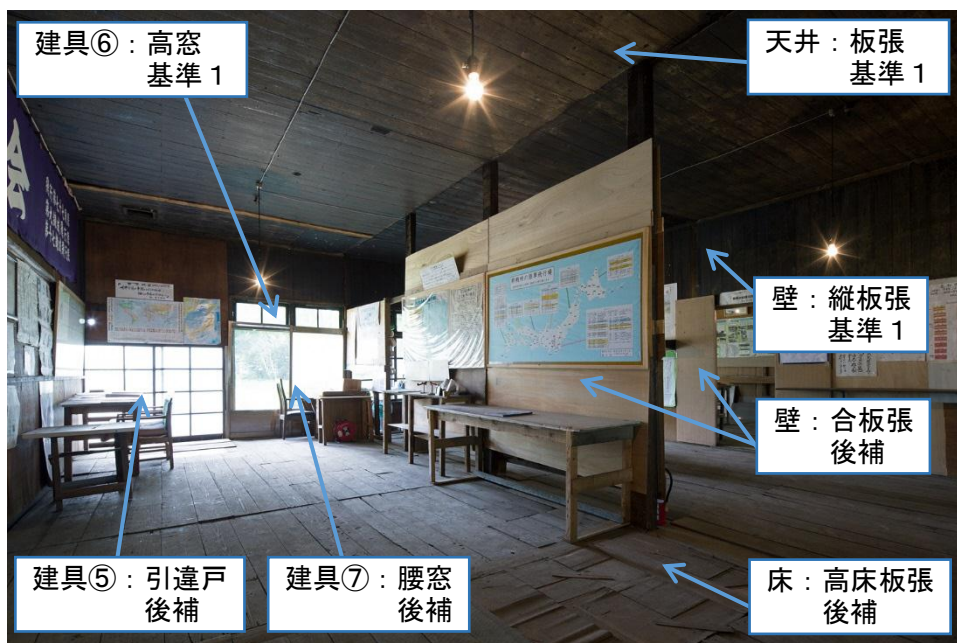


写真Ⅱ－兵13 室F



写真Ⅱ－兵14 室G

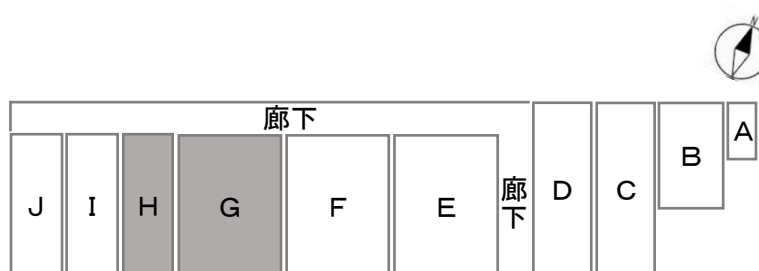




写真Ⅱ－兵15 室G

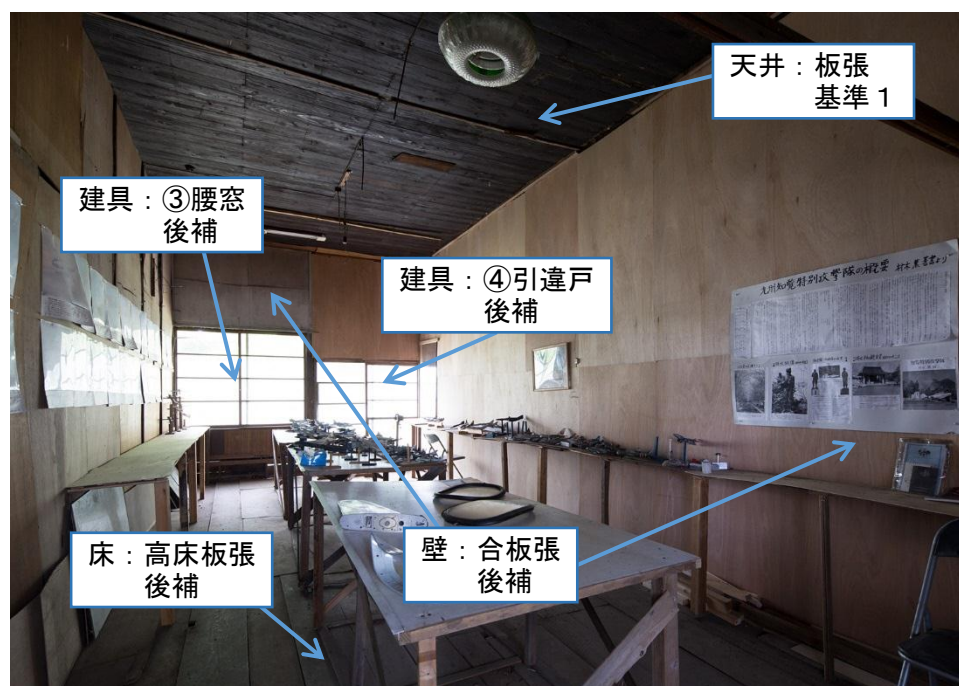


写真Ⅱ－兵16 室H

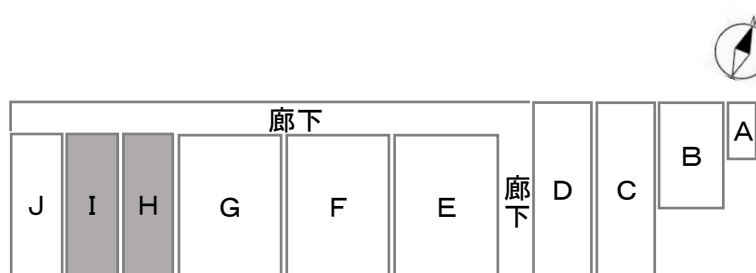


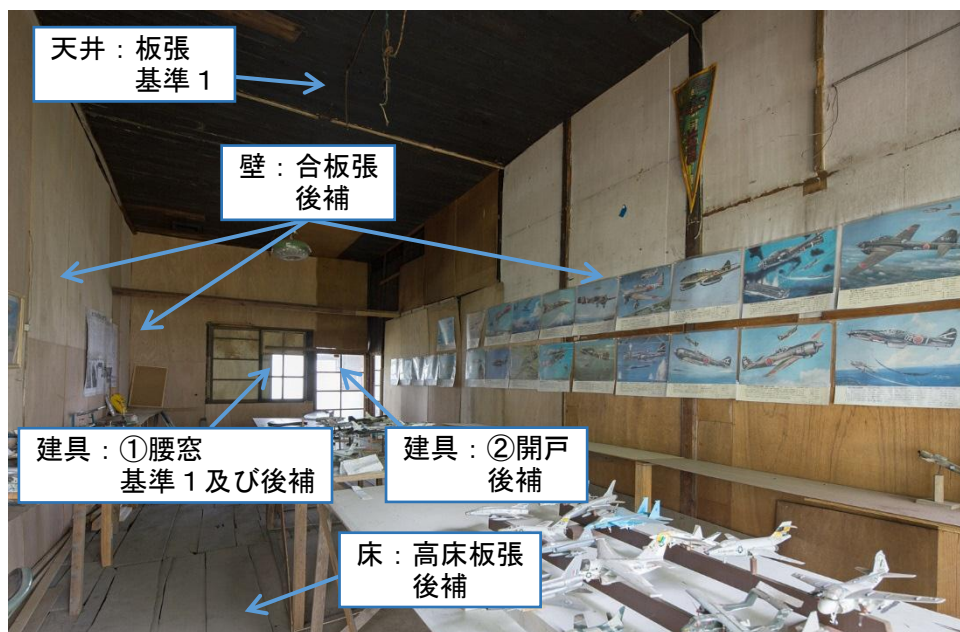


写真Ⅱ－兵17 室H



写真Ⅱ－兵18 室I

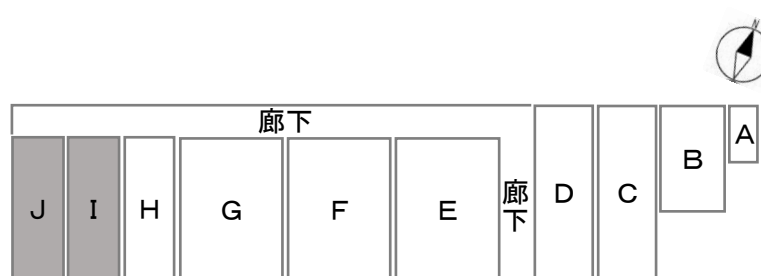




写真Ⅱ－兵19 室I



写真Ⅱ－兵20 室J



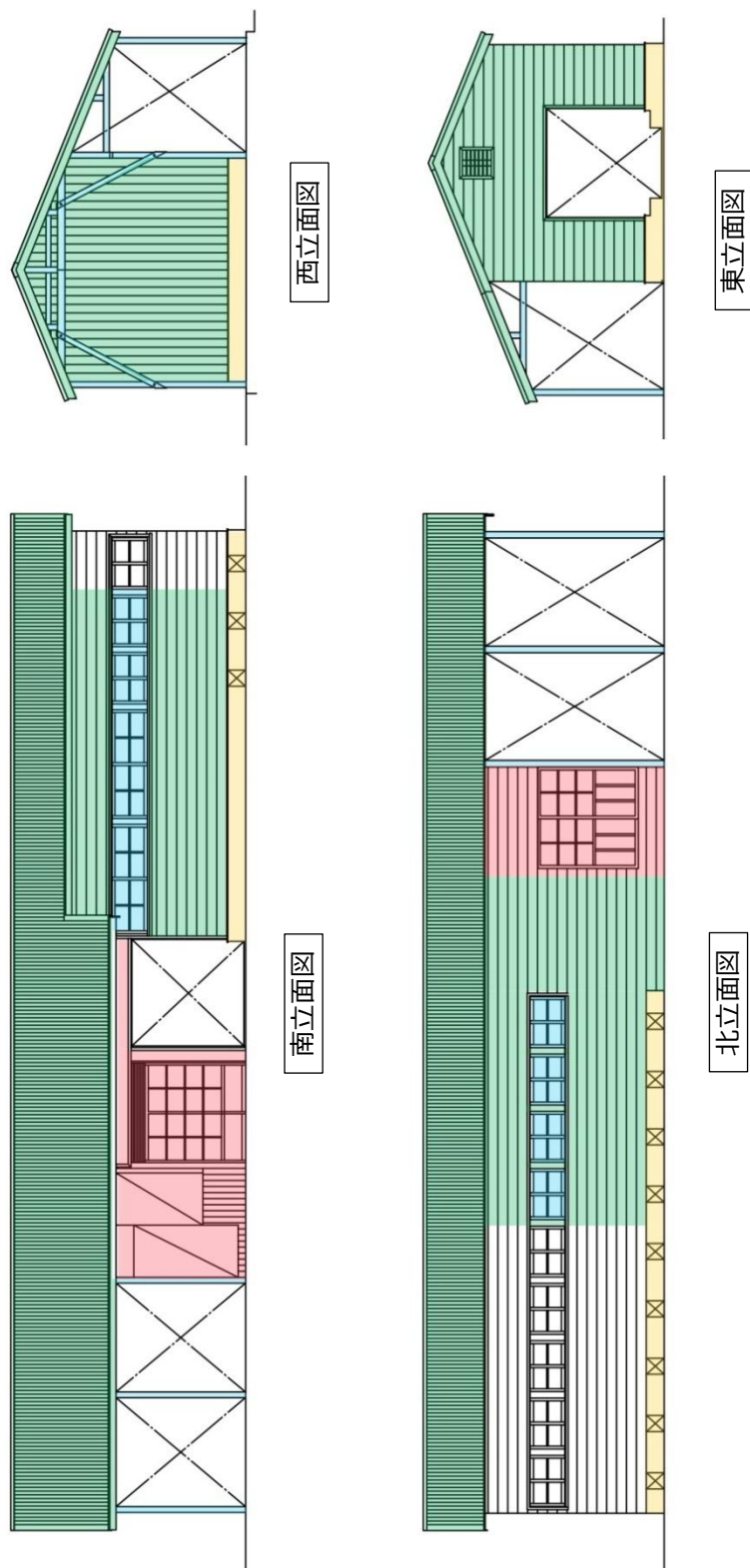


写真Ⅱ－兵 2 1 廊下



写真Ⅱ－兵 2 2 廊下





図Ⅱ－便 3 便所棟 部位の設定

表Ⅱ－便1 便所棟 部位の設定（外部）

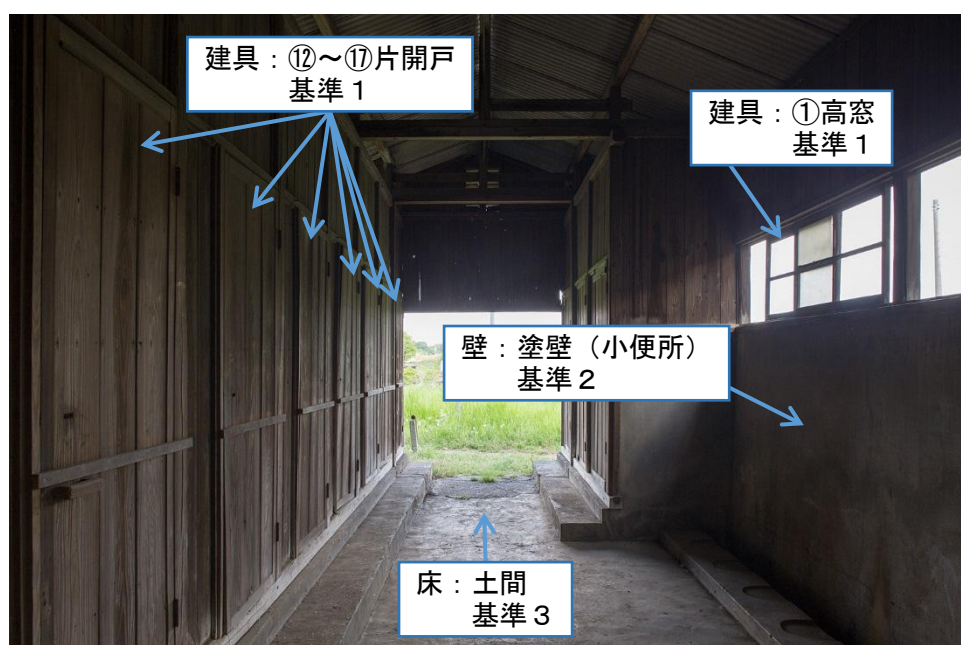
部分	部位	基準	現状（仕様）	
			部材名称・形式	材料、仕上げなど
外観（南面） 〔保存部分〕	基礎	4	布基礎	コンクリート
	主要構造部	1	柱、梁、桁、小屋組	スギ、マツ
	外壁	2	南京下見板張	スギ
		2	縦板張	
		後補	縦板張	
		後補	合板張	
	建具	—	＜内部に記載＞	
	屋根	2	屋根葺材	スレート
		2	鼻隠板	スギ
外観（西面） 〔保存部分〕	基礎	4	布基礎	コンクリート
	主要構造部	1	柱、梁、桁、小屋組	スギ、マツ
	外壁	2	縦板張	
	建具	—	＜内部に記載＞	
	屋根	2	屋根葺材	スレート
		2	破風板	スギ
外観（北面） 〔保存部分〕	基礎	4	布基礎	コンクリート
	主要構造部	1	柱、梁、桁、小屋組	スギ、マツ
	外壁	2	南京下見板張	スギ
		後補	南京下見板張	
	建具	—	＜内部に記載＞	
	屋根	2	屋根葺材	スレート
		2	破風板	スギ
外観（東面） 〔保存部分〕	基礎	4	布基礎	コンクリート
	主要構造部	1	柱、梁、桁、小屋組	スギ、マツ
	外壁	2	南京下見板張	スギ
		2	換気孔（ガラリ）	
	建具	—	＜内部に記載＞	
	屋根	2	屋根葺材	スレート
		2	破風板	スギ

表Ⅱ－便2 便所棟 部位の設定（内部）

部分	部位	基準	現状（仕様）	
			部材名称・形式	材料、仕上りなど
室A [保存部分]	床	3	土間、踏段	コンクリート
	壁	1	縦板張	スギ
		2	塗壁（小便所）	モルタル
	建具	1	①高窓	
		1	②高窓	
	天井	—	小屋組現わし	
室A （各便房） [保存部分]	床	後補	板張	スギ
	壁	1	縦板張	スギ
	建具	1	③高窓	
		1	④高窓	
		1	⑤高窓	
		1	⑥高窓	
		1	⑦高窓	
		1	⑧高窓	
		1	⑨片開戸	
		1	⑩片開戸	
		1	⑪片開戸	
		1	⑫片開戸	
		1	⑬片開戸	
		1	⑭片開戸	
		1	⑮片開戸	
		1	⑯片開戸	
		1	⑰片開戸	
		1	⑱片開戸	
		1	⑳片開戸	
	天井	—	小屋組現わし	
	その他	後補	衛生器	
室B [保存部分]	床	3	土間	コンクリート
		後補	板張	
		後補	畳敷	
	壁	後補	合板張	
		1	縦板張	スギ
	建具	後補	①引違戸	
		後補	②引違戸	
		後補	③引違戸	
	天井	後補	竿縁天井、廻縁	
室C [保存部分]	床	3	土間	コンクリート
	壁	1	縦板張	スギ
		後補	合板張	
	天井	—	小屋組現わし	



写真Ⅱ－便1 室A



写真Ⅱ－便2 室A





写真Ⅱ－便3 室A（便房）



写真Ⅱ－便4 室B





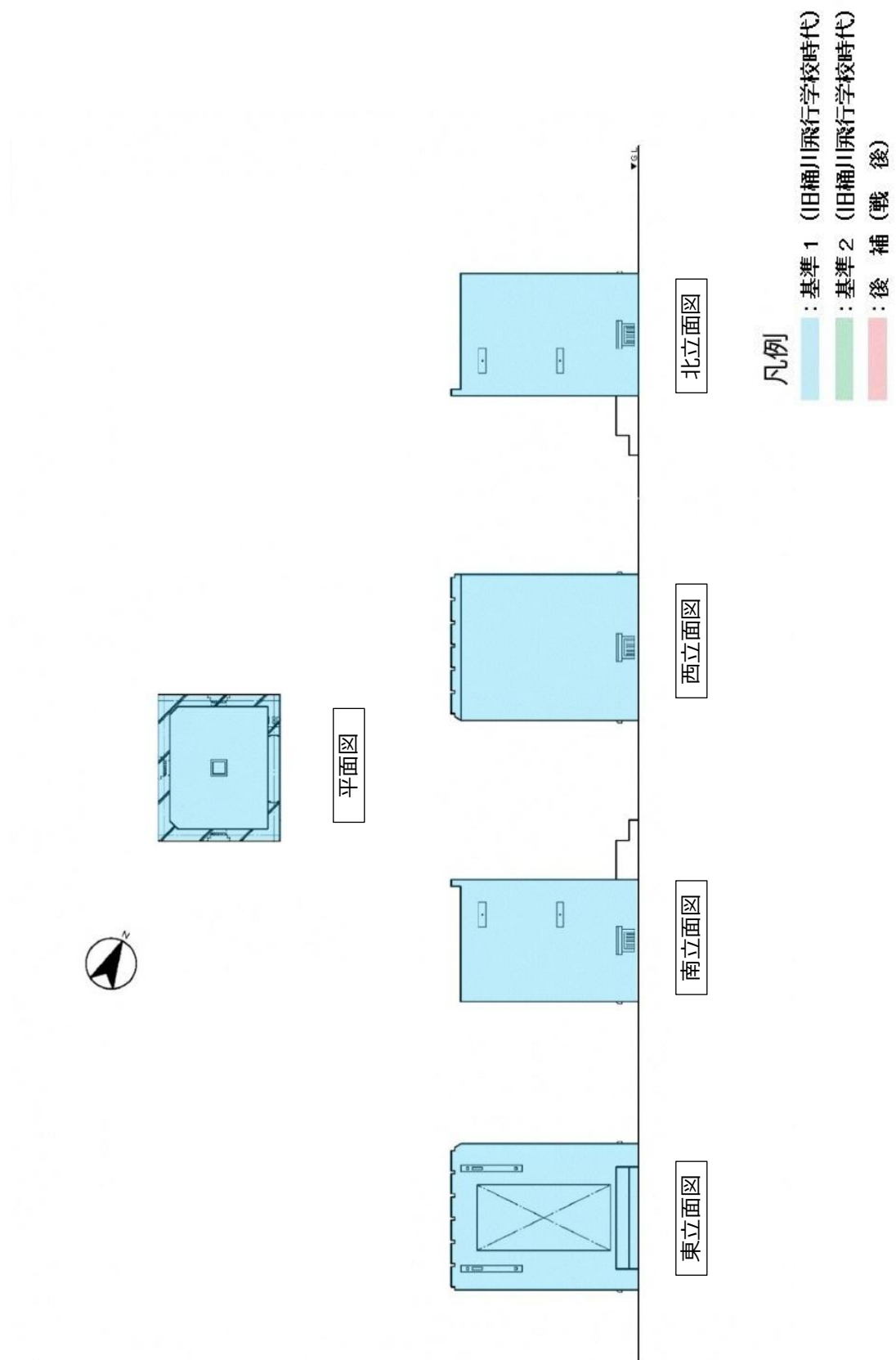
写真Ⅱ－便5 室C



写真Ⅱ－便6 室C



C	B	A
---	---	---



図II－弾2 弾薬庫 部位の設定 (外部・内部)

表Ⅱ－弾1 弾薬庫 部位の設定（外部）

部分	部位	基準	現状（仕様）	
			部材名称・形式	材料、仕上げなど
外観（東面） [保存部分]	基礎	1	布基礎、独立基礎	コンクリート
		1	階段	コンクリート
	主要構造部	1	壁	コンクリート
	建具	—	＜内部に記載＞	
	屋根	—	（欠失）	
	その他	1	外壁付金物	
外観（南面） [保存部分]	基礎	1	布基礎、独立基礎	コンクリート
		1	床下換気孔	コンクリート
	主要構造部	1	壁	コンクリート
	屋根	—	（欠失）	
外観（西面） [保存部分]	基礎	1	布基礎、独立基礎	コンクリート
		1	床下換気孔	コンクリート
	主要構造部	1	壁	コンクリート
	屋根	—	（欠失）	
外観（北面） [保存部分]	基礎	1	布基礎、独立基礎	コンクリート
		1	床下換気孔	コンクリート
	主要構造部	1	壁	コンクリート
	屋根	—	（欠失）	



写真Ⅱ－弾1 内部

表Ⅱ－弾2 弾薬庫 部位の設定（内部）

部分	部位	基準	現状（仕様）	
			部材名称・形式	材料、仕上げなど
内部 [保存部分]	床	—	（欠失）	
	壁	1	壁	コンクリート
	建具	—	（欠失）	
	天井	—	（欠失）	

第3節 管理計画

1 管理体制

桶川市が管理者として管理する。

2 管理方法

(1) 保存環境の管理

1) 清掃・整頓に関する事項

定期的に敷地及び建造物の清掃を行い、日頃より整頓することに努める。

2) 通風の確保に関する事項

定期的に窓等の開閉を行い、通風に配慮する。

3) 蟻害・虫害・腐朽防止に関する事項

定期的に目視による点検を行い、必要に応じて防虫・防腐処理を行う。

4) 風水雪害に関する事項

台風や降雪などの荒天の際には、目視による点検を行い、き損などを発見し次第、破損状況や応急修理について協議調整する。

5) き損・盗難・防火などの事故防止

本計画の防災計画に基づき、防火・防犯対策を行う。

(2) 建造物の維持管理

1) 基礎

建造物周囲の地盤が雨水の流入により湿潤化しないよう、排水施設を設置し、定期的な清掃を行う。

2) 外壁

日常目視により、外壁の破損・腐朽などの点検を行う。

3) 内壁

日常目視により、亀裂や雨漏りなどの点検を行う。

4) 床、畳及び土間

日常目視により、破損・腐朽などの点検を行う。床板や畳、土間などの上は、物を引きずることで破損することのないよう注意を払う。床板や畳は定期的に拭き掃除を行う。

5) 屋根及び雨樋

日常目視により、屋根材の亀裂や欠落、雨漏りなどの点検を行う。また、雨樋の機能を維持するため、清掃とともに破損や脱落などの発見に努める。

6) 建具

引戸などを開閉する際は、丁寧に取扱い、敷居や鴨居の清掃を行う。また、日常目視により、障子やガラスの破損などの点検を行う。

第4節 修理計画

1 当面必要な維持修理の措置

本計画策定後、保存修理を想定していることから、それまでは適切な維持管理に努める。

2 今後の保存修理計画

当該建造物5棟のうち、木造の4棟は破損・腐朽が進んでいることから、本計画策定後に保存修理を実施する。なお、保存修理にあたっては、現行法に適合しない資材は使用しないものとする。

また、『文化財建造物の地震時における安全性の確保に関する指針』（平成8年1月17日文化庁）に基づき、構造補強を行うものとする。

(1) 守衛棟・車庫棟・兵舎棟・便所棟

全解体修理を実施し、痕跡調査に基づいた復原整備を実施する。

(2) 弾薬庫

コンクリートの補修などを実施する。

第3章 環境保全計画

本章では、文化財建造物の適切な管理を行うとともに、歴史的風致や景観などを維持・形成するため、環境保全の現状、課題及び方針について整理する。また、敷地全体の防災上の課題と対策について整理する。

第1節 環境保全の現状と課題

計画区域全体を対象として、当該建造物と一体をなして価値を形成するものについて一体的な保存を図る観点から、その現状と課題を整理する。

1 現状

(1) 建物跡

当該建造物のほかに、建物跡が車庫棟の南・西、兵舎棟の東・南及び便所棟の西に存在している。いずれも建物用途は不明である。

(2) 境界標

計画区域の境界に、陸軍省表記のある境界標が設置されている。

(3) コンクリート造工作物

兵舎棟の北及び南西の2か所にコンクリート造工作物が存在する。昭和22年(1947)の航空写真でも、この工作物の存在が確認できる。

(4) 井戸

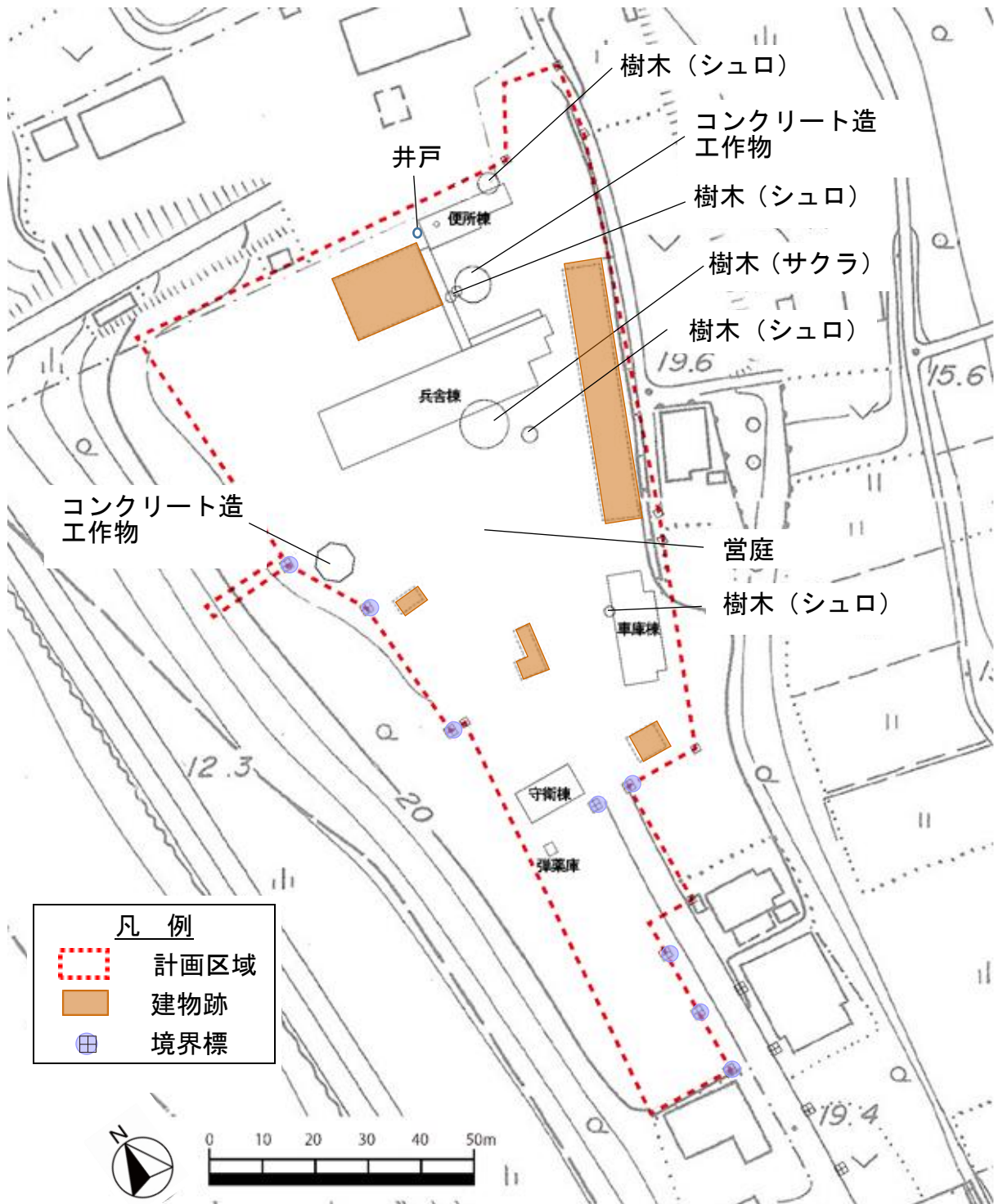
便所棟の西に井戸が存在する。この井戸は、桶川飛行学校時代の手洗場の施設の一部であったと考えられる。

(5) 樹木(シュロ、サクラなど)

計画区域内にシュロ、サクラが植栽されている。シュロについては、昭和初期に撮影された旧桶川飛行学校の写真でも確認できる。

(6) 営庭

兵舎棟南側に営庭が存在する。昭和初期に撮影された写真から、桶川飛行学校時代、兵舎棟の前面に広がる庭は訓練場としても使用されていたことが判る。



図Ⅲ－１ 一体をなして価値を形成するもの

2 課題

建物跡、境界標、コンクリート造工作物、井戸、樹木及び営庭について、文化財建造物と一体的な保全を図る観点から保護する必要がある。これらの来歴について不明なことが多いため、今後調査を進めることが望ましい。

第2節 環境保全の基本方針

環境保全の基本方針は、次のとおりとする。

当該建造物と一体をなす環境を適切に保全し、旧熊谷陸軍飛行学校桶川分教場建物の価値と景観を損なうことのないように環境保全を図る。

第3節 区域の区分と保全方針

1 区域の区分

計画区域を、次に示す区分に準拠し、「図Ⅲ－2 区域区分図」のとおり区分する。

(1) 保存区域

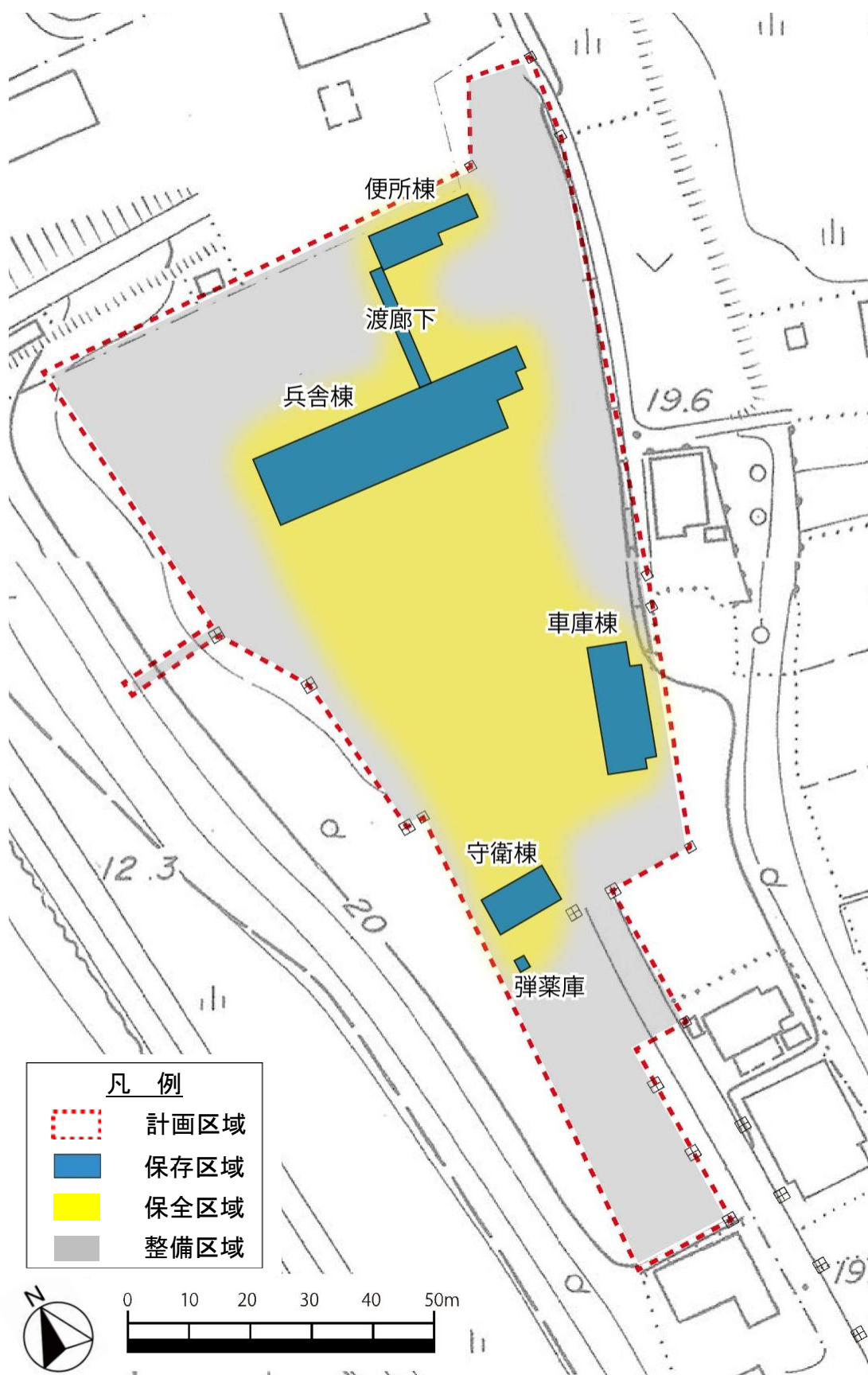
保存区域は、当該建造物（守衛棟、車庫棟、兵舎棟、便所棟及び弾薬庫）の設置されている区域とする。

(2) 保全区域

保全区域は、歴史的な景観や環境を保全する区域であり、当該建造物の周囲及び営庭を含む区域とする。

(3) 整備区域

整備区域は、保存区域及び保全区域以外の区域とする。



図Ⅲ－2 区域区分図

2 各区域の保全方針

(1) 保存区域

保存区域内では、原則として新たな建造物などを設けず、土地の形質の変更は防災上必要な場合に限る。

(2) 保全区域

保全区域での建造物などの新築・増改築及び土地の形質の変更は、原則として当該建造物の管理若しくは防災上必要な場合に限る。樹木の管理や新たな植栽をする場合は、景観を損なうことのないように配置や樹種に配慮をする。

(3) 整備区域

整備区域では、文化財の活用のために必要な施設の整備を行うことができる。ただし、歴史的な景観や環境を損なうことのないように配慮をする。

第4節 一体をなして価値を形成するものの保護の方針

文化財建造物と一体をなして価値を形成するものについて、次のとおり保護の方針を定める。

(1) 建物跡

建物跡は、桶川飛行学校の全容を明示する遺構であり、貴重な資料として、き損が生じないように管理を行う。



写真Ⅲ－1
建物跡（車庫棟西）

(2) 境界標

「陸軍省」と表記されており、旧日本陸軍に関連する貴重な資料として、き損の生じないように管理を行う。



写真Ⅲ－2 境界標

(3) コンクリート造工作物

桶川飛行学校時代に造られた工作物で、当該建造物に関連する貴重な遺構として、き損の生じないように管理を行う。



写真Ⅲ－３

コンクリート造工作物（兵舎棟北）



写真Ⅲ－４

コンクリート造工作物（兵舎棟南西）

(4) 井戸

桶川飛行学校時代に手洗場として使用されていたと考えられ、当該建造物に関連する貴重な遺構として、き損の生じないように管理を行う。



写真Ⅲ－５ 井戸（便所棟西）

(5) 樹木

シュロは、桶川飛行学校時代の風景・景観を明示するものと考え、適切な管理を行う。また、「旧若宮寮（旧熊谷陸軍飛行学校桶川分教場）跡地整備基本計画書」（平成２６年９月）の「営庭等を広場として、サクラ等を楽しめる場とする。」を踏まえ、兵舎棟前のサクラについても管理を行う。



写真Ⅲ－６ シュロ



写真Ⅲ－７ サクラ

(6) 営庭

「旧若宮寮（旧熊谷陸軍飛行学校桶川分教場）跡地整備基本計画書」（平成26年9月）の整備方針「本部兵舎棟の正面性を活かした景観形成を図る。」を踏まえ、景観を損なうことのないよう配慮する。桶川飛行学校時代を伝える景観や環境を維持するため、樹木の管理や新たな植栽をする場合は、配置や樹種に配慮をする。



写真Ⅲ－8 営庭

第5節 防災上の課題と対策

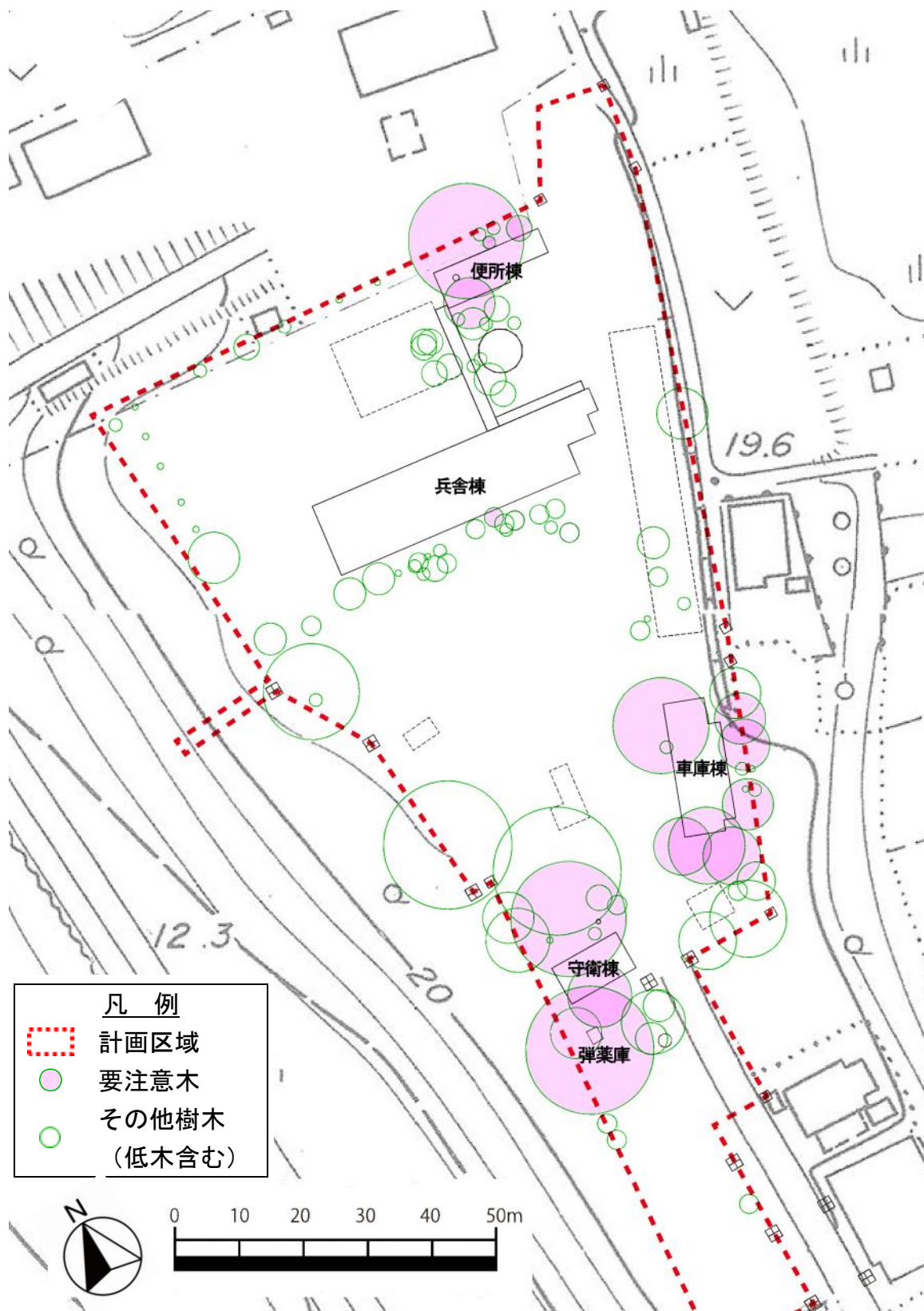
(1) 洪水・土砂災害等

桶川市地域防災計画（平成27年2月）では、当該敷地は、地すべり危険箇所・土石流危険溪流・急傾斜地危険区域などの土砂災害危険箇所として指定された区域ではなく、また、桶川市洪水ハザードマップにおいても、当該敷地は浸水想定区域に含まれていない。今後、上記計画の変更などがあった場合は、改めて対策を検討する。

(2) 要注意木

守衛棟、車庫棟、便所棟及び弾薬庫の周りには、成長した樹木が近接しているほか、敷地に隣接した土地にも成長した樹木が存在する。こうした樹木は、災害によって倒れたり、枝が落ちたりして建物に被害を及ぼすおそれがある。

台風などで倒木した場合に被害を及ぼすと思われる樹木や、日照・通風を阻害し、建物の環境に影響を与えている樹木を要注意木として抽出する。これらの樹木については、日常的な点検を行い、建物に被害を及ぼすおそれが生じた場合には、建物にかかる枝の伐採や剪定などを行う。また、建物の日照・通風を阻害し、影響を与えている場合には、枝の伐採や剪定などを行う。



図Ⅲ－３ 樹木の現状

(3) 排水

計画区域は、北から南の方向及び敷地の中心から東西の方向に勾配がついており、雨水は敷地中心から南及び東西の境界方向へ自然に流下する。守衛棟、車庫棟及び弾薬庫は雨水が流下する先に位置し、悪天候時は湿潤状態になりやすい場所であると考えられる。湿気は、腐朽の直接的な原因となるばかりでなく、シロアリが生息する場所を作り出してしまうおそれがあるため、対策を講じる必要がある。

対策として、計画区域内に排水施設などの設置を検討する必要がある。設置後は土砂や落ち葉などの堆積を防ぎ、また、破損箇所の補修を行うため、定期的に点検をすることが望ましい。

第4章 防災計画

本章では、当該建造物を災害から守るため、防火・防犯対策、耐震対策、耐風対策の視点から、その対処方針を定める。

第1節 防火・防犯対策

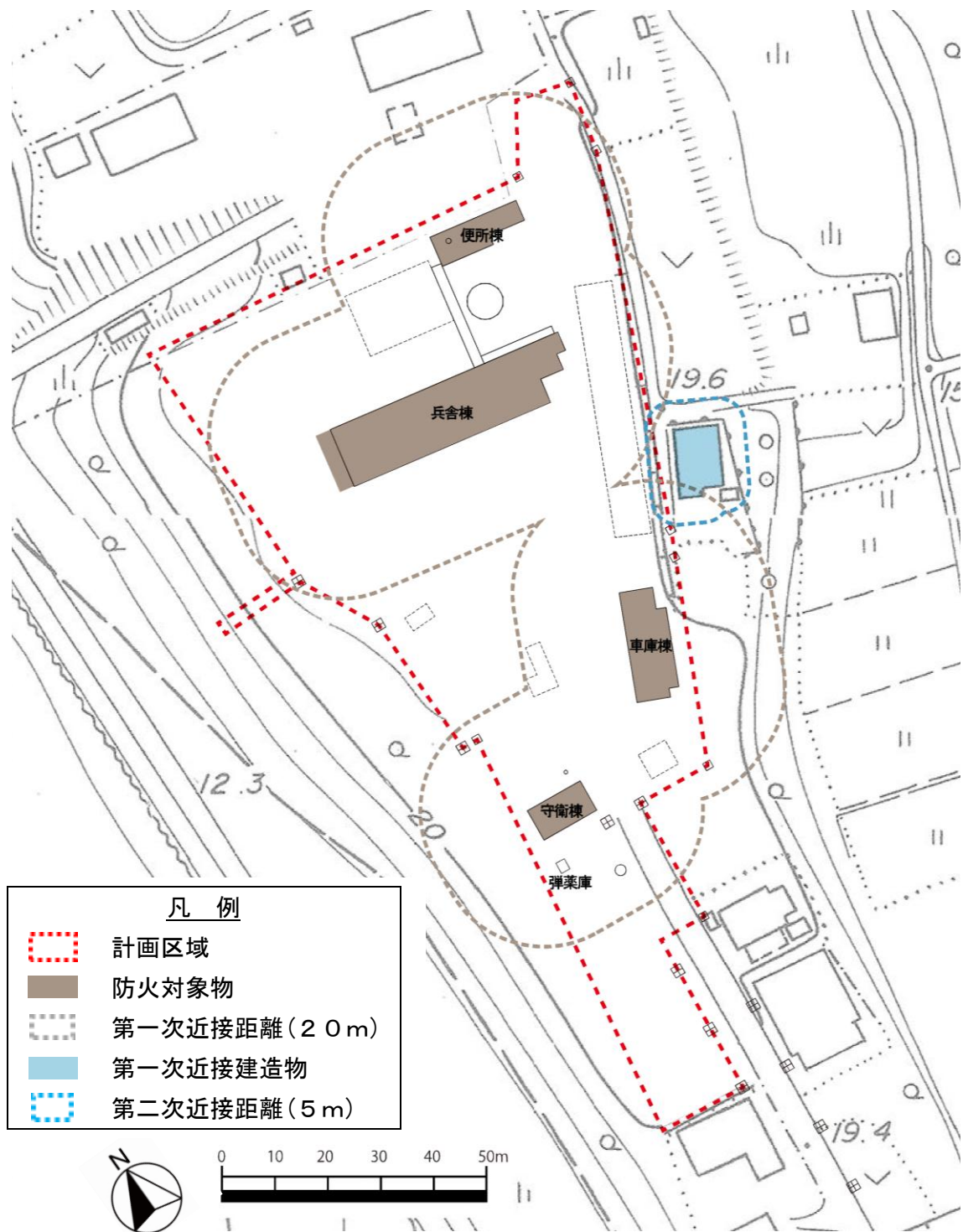
1 火災時の安全性に係る課題

(1) 当該文化財の燃焼特性

弾薬庫を除く4棟（守衛棟、車庫棟、兵舎棟及び便所棟）は木造であり、燃焼性が高い。

(2) 延焼の危険性

計画区域に隣接した建造物があり、延焼を受ける可能性がある。



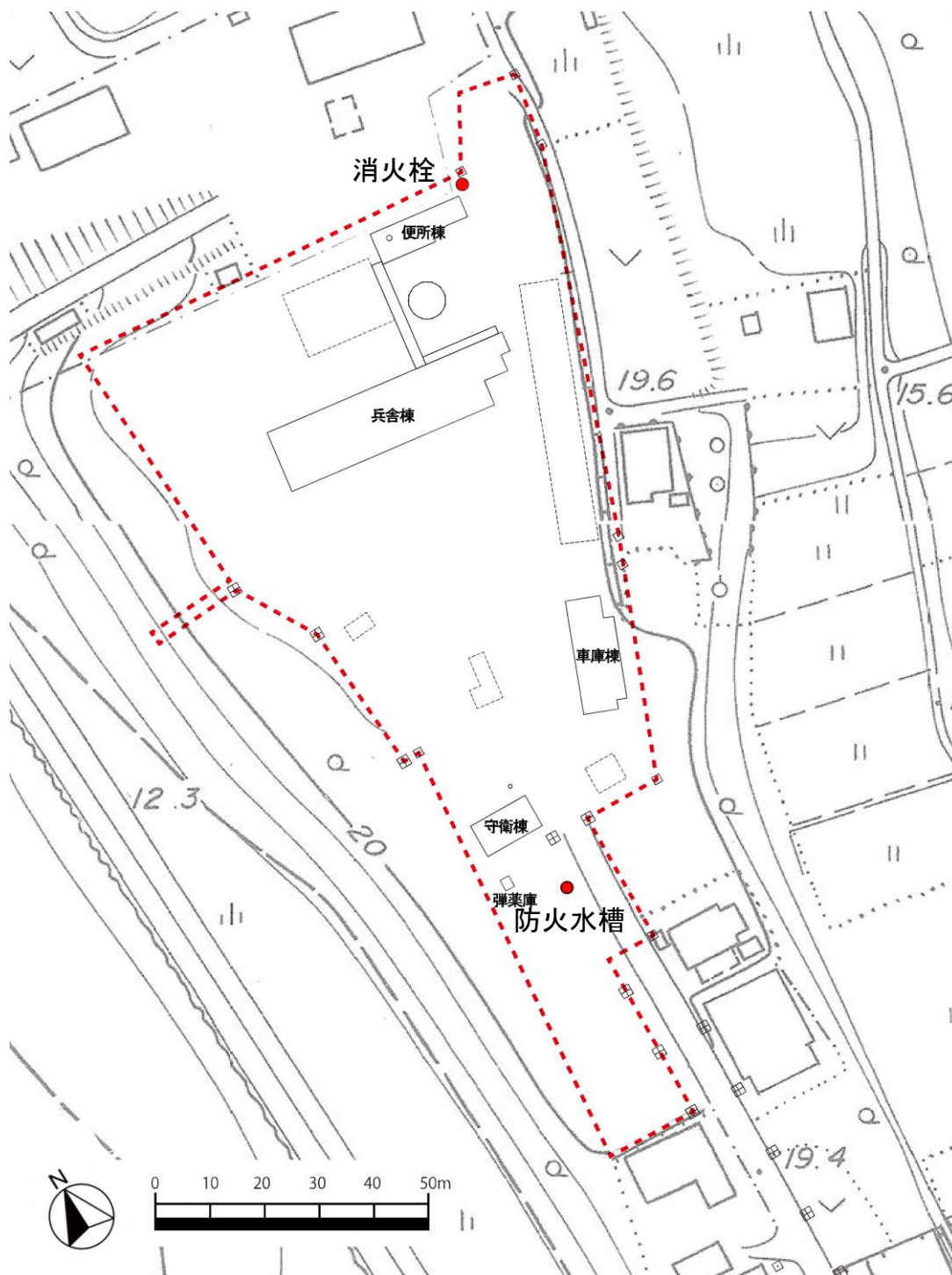
図IV－1 近接建築物の状況

※ 第一次近接建築物とは、文化財建築物との近接距離が20m以下（第一次近接距離）である建築物のことを指す。

また、第二次近接建築物（該当なし）とは、第一次近接建築物との近接距離が5m以下（第二次近接距離）であるもののことを指す。

(3) 防火管理の現状と課題

現状では、当該建築物付近には敷地北側の消火栓 1 基と、敷地南側の防火水槽 1 基が設置されている。これらは、消防法第 20 条第 2 項に規定する「消防に必要な水利の基準」を満たしていないため、今後、建物の活用に応じた防火設備を設置し、防火管理計画を定める必要がある。



図IV－2 消防水利の位置

2 防火管理計画

(1) 防火管理者及び最寄りの消防署

1) 防火管理者

防火管理者については、有資格者を選任し、防火管理を実施するために必要な事項を消防計画として作成し、これに基づき防火管理業務を実施する。

2) 最寄りの消防署

埼玉県央広域消防本部桶川消防署桶川西分署

(2) 防火管理区域の設定

計画区域全域を防火管理区域とする。

(3) 防火環境の把握

敷地内での火気の使用は想定されていない。また、当該建造物の屋根はスレート波板葺となっているが、外壁、軒まわり、開口部など、木部が露出する部分への軒からの回り火などに注意が必要である。

(4) 予防措置

1) 火気等の管理

火気を使用する場合には、細心の注意を払い使用するものとする。

2) 可燃物の管理

敷地内の清掃による可燃物の除去を行い、整理整頓を徹底する。

3) 警備

公開その他の活用時には管理者による監視を行い、夜間については敷地内に可燃物を放置せず、施錠管理を徹底する。また、夜間の照明設備の整備を検討し、当該建造物への侵入・放火の抑止対策をとる。

4) 安全対策

入退者数を把握し、収容人員の管理を行う。また、火災時の避難を速やかに行うために、訓練を実施する。

(5) 消火体制

今後の公開その他の活用においては、消防署への火災通報、初期消火活動を徹底する。そのため、定期的に実践的な消火訓練を実施し、平時から消火体制への意識を高める。

また、地元消防団や地域の自主防災組織と連携し、火災時の通報や消火活動において地域の協力体制を確立する。

3 防犯計画

(1) 事故歴

これまで、き損、放火及び盗難による事故歴はない。

(2) 事故防止のために講じている措置

1日に2回、敷地内の巡回点検を行っている。

(3) 今後の対処方針

公開その他の活用時は、開館時間内においては管理人による巡回を実施する。

4 防火・防犯設備計画

(1) 設備整備計画

当該建造物は、消防法の設備基準に沿って消防用設備を設置する必要がある。

1) 火災警報設備

当該建造物に火災警報設備を整備する。

2) 消火設備

消防法に基づき、屋内には消火器を設置する。また、敷地内には防火水槽を整備する。

3) 防犯設備

敷地には囲いを設置し、侵入や放火などを防止する。また、屋内侵入監視装置及び屋外防犯カメラの設置や、機械警備の導入を検討する。

（２）保守管理計画

消防法に定められた定期点検に加えて、自主的な点検などもあわせて実施し、点検事項に対する消防機関の指導を遵守する。

防火管理者は、消火設備の所在、機能及び使用方法を把握し、点検結果に基づいて故障などを発見した場合は速やかに機能の回復を図り、設備の機能を最良の状態で維持する。

第２節 耐震対策

１ 耐震診断

当該建造物については、「旧熊谷陸軍飛行学校桶川分教場整備事業基本設計図書」（平成２８年３月）の中で、木造建造物４棟については、『2012年改定版木造住宅の耐震診断と補強方法』（（一財）日本建築防災協会）に基づき、コンクリート造建造物１棟については、『2001年度改訂版既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・同解説』（（一財）日本建築防災協会）に準拠して耐震診断を行っており、守衛棟、車庫棟、兵舎棟及び便所棟については「人命に影響を及ぼす可能性があり、即座に不特定多数の出入りを禁止することが望ましい」、弾薬庫については「耐震補強の必要性はない」という結果であった。

今後、公開その他の活用においては、構造補強を行うものとする。

２ 地震時の対処方針

地震発生後に管理者などがとるべき行動として、次の内容について、周知の徹底を図る。

（１）見学者及び施設利用者等の避難誘導

管理者などは、地震時には建物内にとどまり、揺れが収まるのを待ちながら身の安全を確保する。強い地震の後には余震が生じる危険性もあることから、落下物に注意しながら、危険箇所を避け、見学者及び施設利用者などを屋外へ避難させる。その後、指定広域避難場所である城山公園へ避難誘導する。

（２）被災者の救助・関係機関への連絡

地震によって建造物が被害を受け、これにより被災者が生じた場合には、周囲に協力を求め、被災者の救助を優先して行う。また、消防署や桶川市教育委員会などへ連絡する。

（３）火災防止の措置

地震発生時には、自らの身の安全の確保を図ったのち、火災防止のための措置をとるとともに、巡回点検し出火に対しては初期消火活動を行う。

（４）建造物の保護措置

傾斜した柱や落下のおそれのある梁などには支柱を立て、屋根のき損には養生シートを張るなどの応急処置を行う。倒壊した場合には、専門家の立会いの下、建造物の部材を格納する。

第3節 耐風対策

1 被害の想定

台風などの強風時には、窓ガラスの割損のほか、屋根材の飛散、樹木の折損・倒木による建造物への被害が想定される。

2 今後の対処方針

外壁・屋根材については、日常管理において破損状況の点検を行い、損壊箇所については早期の補修を行う。

倒木・落枝などにより当該建造物に被害を生じないよう、周辺の樹木については注意して管理し、必要に応じて樹種の変更などを検討する。

災害の発生が予想される気象条件下では、公開その他の活用を中止し、必要な対策を講じる。建造物や建具などがき損した場合は、部材の確保に努めるとともに、被害が拡大しないよう応急処置を行う。

第5章 活用計画

本章では、当該建造物の公開その他の活用を図るための方針を定める。

第1節 公開計画

文化財保護法では、その目的を「文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献すること」と規定している。文化財の保護は、文化財の価値を維持すること即ち保存することが必要な条件となるが、文化財が価値あるものとして後世に伝えるべきものであることについて理解を広げ、深めるためには、文化財の保存とともに活用を適切に進めることが大切であるとしている。

また、活用の中で最も一般的な方法は文化財の公開であり、文化財を気軽に眺め親しめる存在にすることが、地域における最も有効な文化財の活用の手法としている。

公開については、まず文化財の外観の公開を基本とし、更に建造物内部や広い敷地に所在する文化財を公開する場合は、管理方法などの調整を図る必要がある。

旧桶川飛行学校においては、これらの趣旨に基づき、建造物については、外観を全て公開し、内部は、管理上必要なスペースを除く範囲を公開するものとする。敷地については、計画区域に存在する全ての建造物などを望見できるようにするため、計画区域全体を公開の範囲とする。

1 建造物の公開

(1) 敷地

全ての建造物を望見するために、敷地全体を公開の範囲とする。

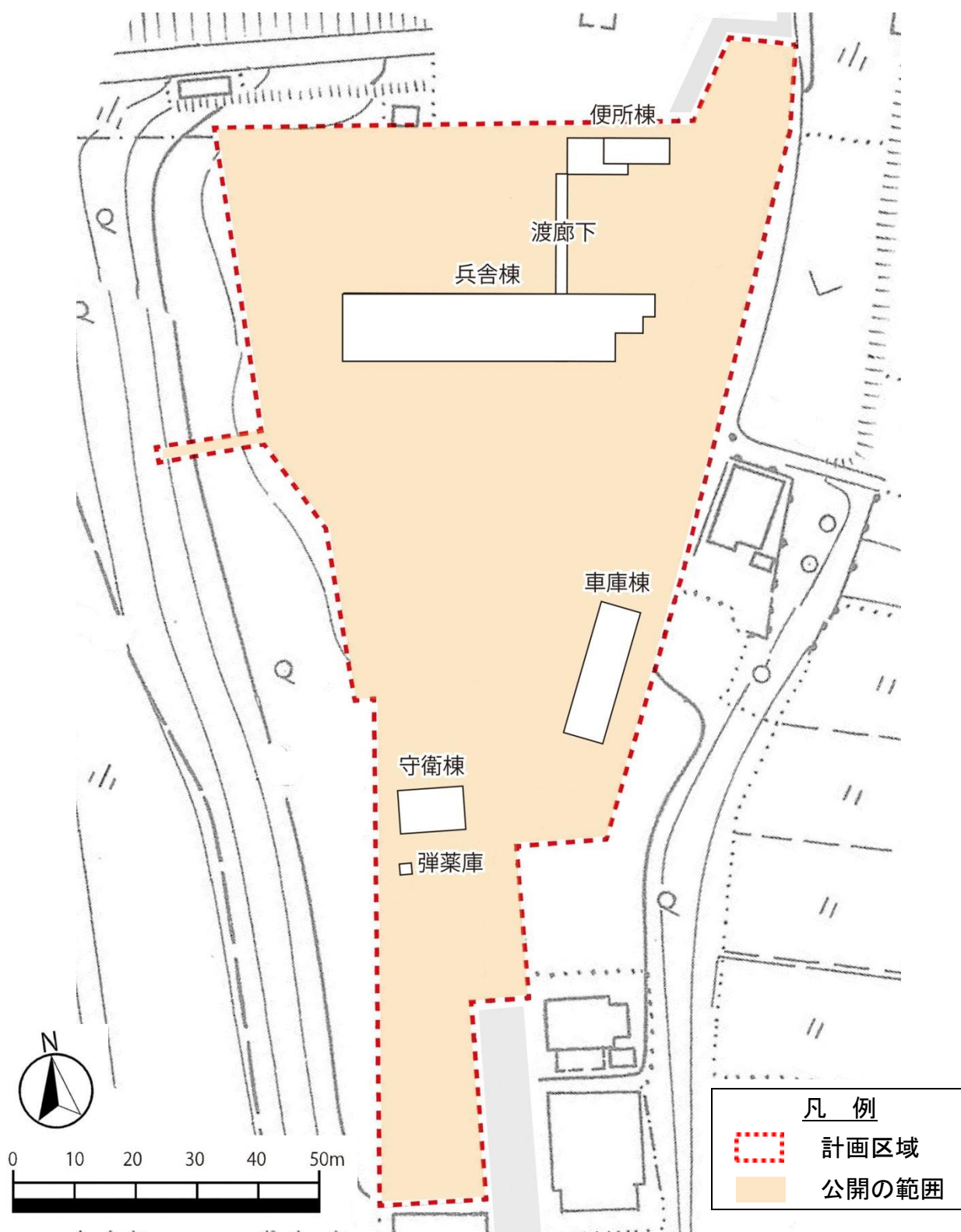


図 V - 1 敷地の公開の範囲

(2) 建造物

建物ごとに、一般来場者に向けた公開部分と管理のために必要となるスペースの非公開部分に区別する。

1) 守衛棟

復原整備を行い、東側の南北軸に並ぶ2部屋を公開部分とする。それ以外の部屋は管理のためのスペースとする。

2) 車庫棟

復原整備を行い、南東の部屋を管理のためのスペースとする。それ以外の部屋は公開部分とする。

3) 兵舎棟

復原整備を行い、南北軸の廊下を挟み西側を公開部分とし、東側を管理のためのスペースとする。

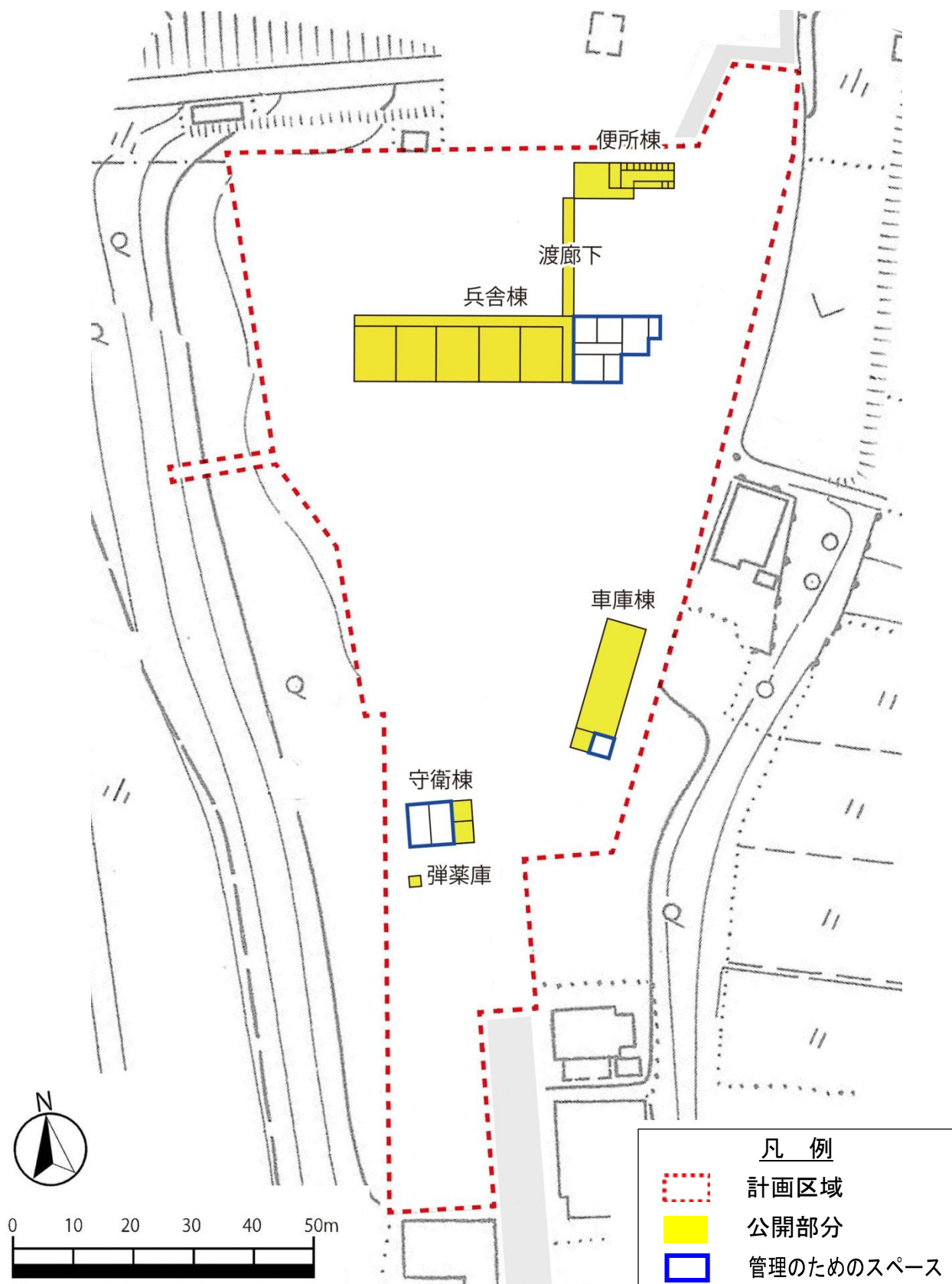
4) 便所棟

復原整備を行い、全ての部屋を公開部分とする。

5) 弾薬庫

必要な修繕を行い、内部を公開部分とする。

※ 文化財保護の観点や実施設計の状況により、立ち入ることができない部屋・建物が生じることがあるため、部屋の公開範囲については変更することがある。



図V-2 建造物の公開の範囲

第2節 活用基本計画

1 計画条件の整理

関係法令は次のとおりである。

文化財保護法、都市計画法、建築基準法、消防法、河川法 など

2 活用の基本的な考え方

(1) 目指す姿

旧熊谷陸軍飛行学校桶川分教場は、昭和12年（1937）6月の設置から昭和20年（1945）の終戦までの間、少年飛行兵や学徒出陣の特別操縦見習士官などの実技教育施設であった。また、戦争末期には特別攻撃隊の訓練場となり、昭和20年4月には、特攻隊員12人を鹿児島県知覧特攻基地に送っている。当該建造物は旧陸軍飛行学校の施設が現存する全国でも希少性の高い遺構であり、その歴史的、文化的価値は極めて高いといえる。

戦後70年以上経過した現在、当時を知らない世代に対し、平和の尊さを伝えることは、「平和都市宣言」をした本市にとって大変重要なことである。このような文化財としての価値を堅実に保存しつつ、その価値や当時の様子に触れることで、誰もが平和の重要性を見つめ直し、平和を尊重する社会づくりのための姿勢を示すものとして、旧桶川飛行学校の目指す姿を次のとおりとする。

旧熊谷陸軍飛行学校桶川分教場の歴史や文化財である建物群から、飛行学校で学んだ若者の姿や当時の飛行技術に触れることで、子どもをはじめとしたあらゆる世代へ平和を発信し、平和を尊重する社会の実現及び地域の振興を目指す。

(2) 活用の基本方針

平成24年度に有識者などで組織された桶川市旧若宮寮跡地活用検討委員会では、旧桶川飛行学校の活用について、敷地の立地特性を活かした整備が望ましいことや、陸軍飛行学校の関連建物の価値を保存しつつ、多様な活用が望ましいことなどが提言された。

この提言や、平成25年度の桶川市旧若宮寮跡地活用庁内検討委員会からの報告をもとに、平成26年9月には「旧若宮寮（旧熊谷陸軍飛行学校桶川分教場）跡地整備基本計画」を策定し、その中で施設の整備方針が示されたところである。

当該建造物の活用については、これまでの既往計画などを踏まえ、平和の推進や文化の保存・継承及び地域資源の活用を図るものとし、「(1) 目指す姿」の実現のために、次の基本方針を定める。



図V-3 活用の基本方針

3 具体的な取組み

「2 活用の基本的な考え方」に基づいた主な取組みは、次のとおりとする。

(1) 「平和」を発信する

旧桶川飛行学校を訪れることで、来場者それぞれに平和に対する思いや考えを深めることができる施設とする。また、過去を知り、現在の平和を感じることで、平和を未来につなげる施設とする。

【主な取組み】

展示、映像視聴、手紙・手記展示、折鶴設置、図書閲覧、
子どもの作品の展示、講話

《イメージ写真》



写真V-1 展示



写真V-2 折鶴設置

(2) 「桶川飛行学校の役割」を伝える

桶川飛行学校が設置された歴史的背景や、施設の使われ方などを知ってもらうことで、当時の世の中の様子を学ぶ施設とする。

【主な取組み】

展示、体験展示、映像視聴、復元展示、研修

《イメージ写真》



写真V-3 展示



写真V-4 体験・復元展示

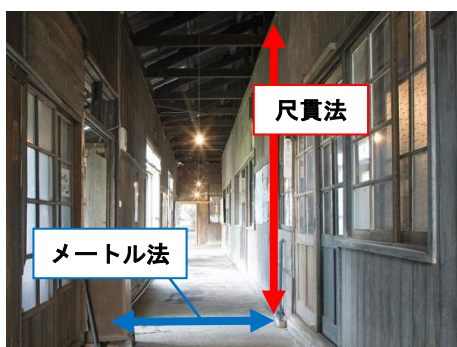
(3) 「建物の文化財としての価値」を伝える

旧桶川飛行学校は、メートル法と尺貫法が組み合わされた建築様式などの特徴を有する、近代史を現す建物群である。当該建造物を訪れることによって、地域の歴史や文化財としての価値を継承する施設とする。

【主な取組み】

展示、建物様式の説明、消失した建物の説明

《イメージ写真》



写真V-5 建物様式の説明



写真V-6 消失した建物の説明

(4) 「飛行技術の平和利用」を伝える

現在、私たちは、飛行機を活用し平和な暮らしをしている。当時の若者の飛行機に乗ろうという思いや、飛行技術の進歩を知ること、飛行と平和の重要なつながりを伝える施設とする。

【主な取組み】

展示、映像視聴、イベントの開催

《イメージ写真》



写真V-7 展示



写真V-8 イベントの開催

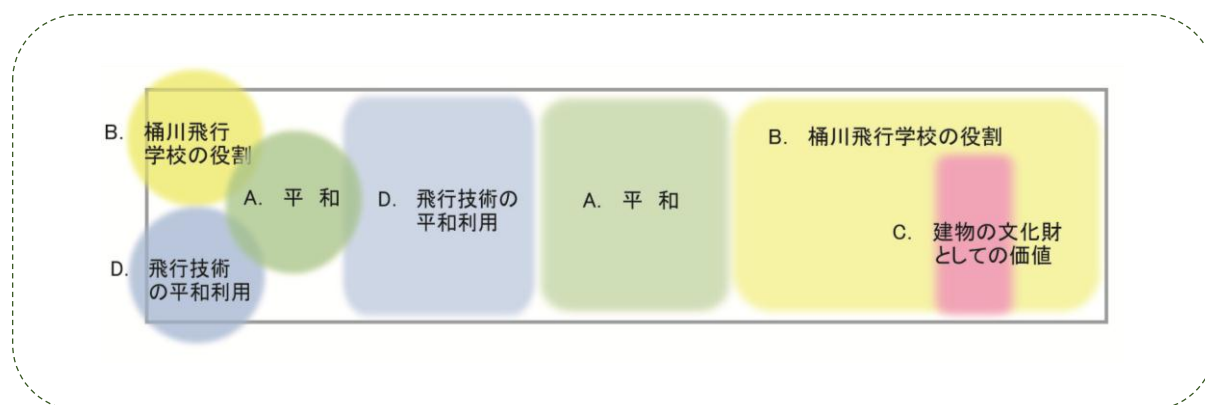
4 建築計画

(1) 建造物のゾーニング及び平面計画

1) ゾーニング（兵舎棟）

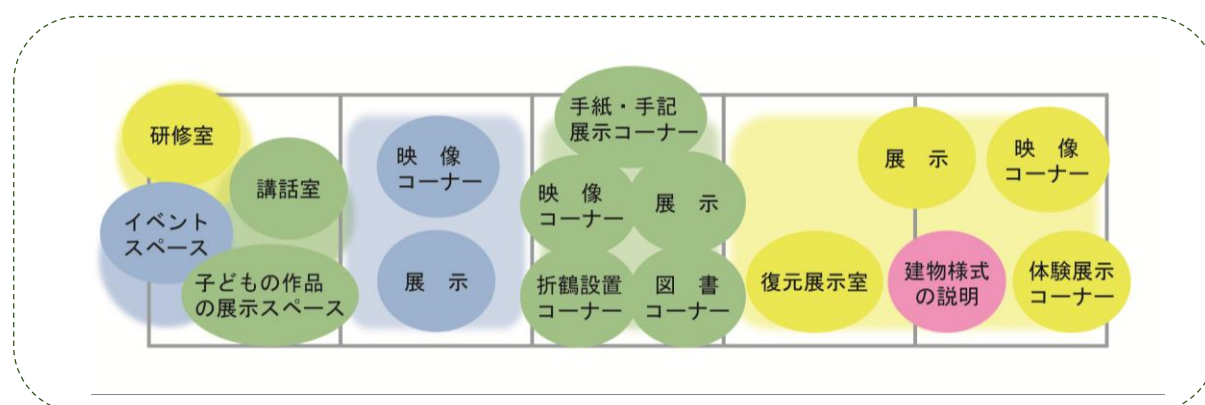
「2 活用の基本的な考え方」に基づき、兵舎棟内部の公開部分を次のとおり4つに区分し、活用を図る。

- A. 「平和」を発信するゾーン
- B. 「桶川飛行学校の役割」を伝えるゾーン
- C. 「建物の文化財としての価値」を伝えるゾーン
- D. 「飛行技術の平和利用」を伝えるゾーン



図V-4 ゾーニング

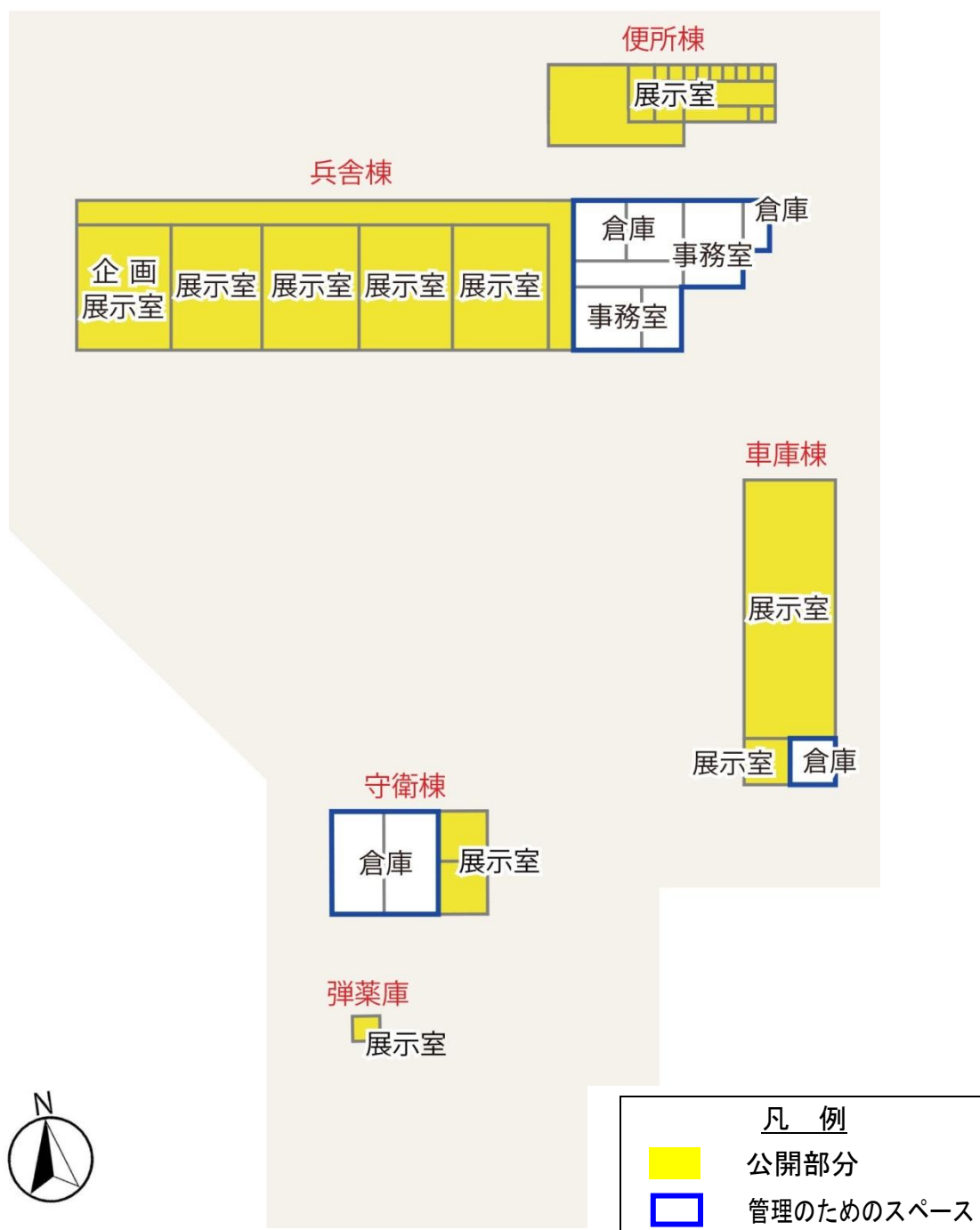
A～Dの4つのゾーンの中に、「3 具体的な取組み」に応じたコーナーなどを配置することとする。



図V-5 コーナーなどの配置

2) 平面計画

「第5章 活用計画」のこれまでの内容を踏まえ、各棟の部屋の用途は次のとおりとする。

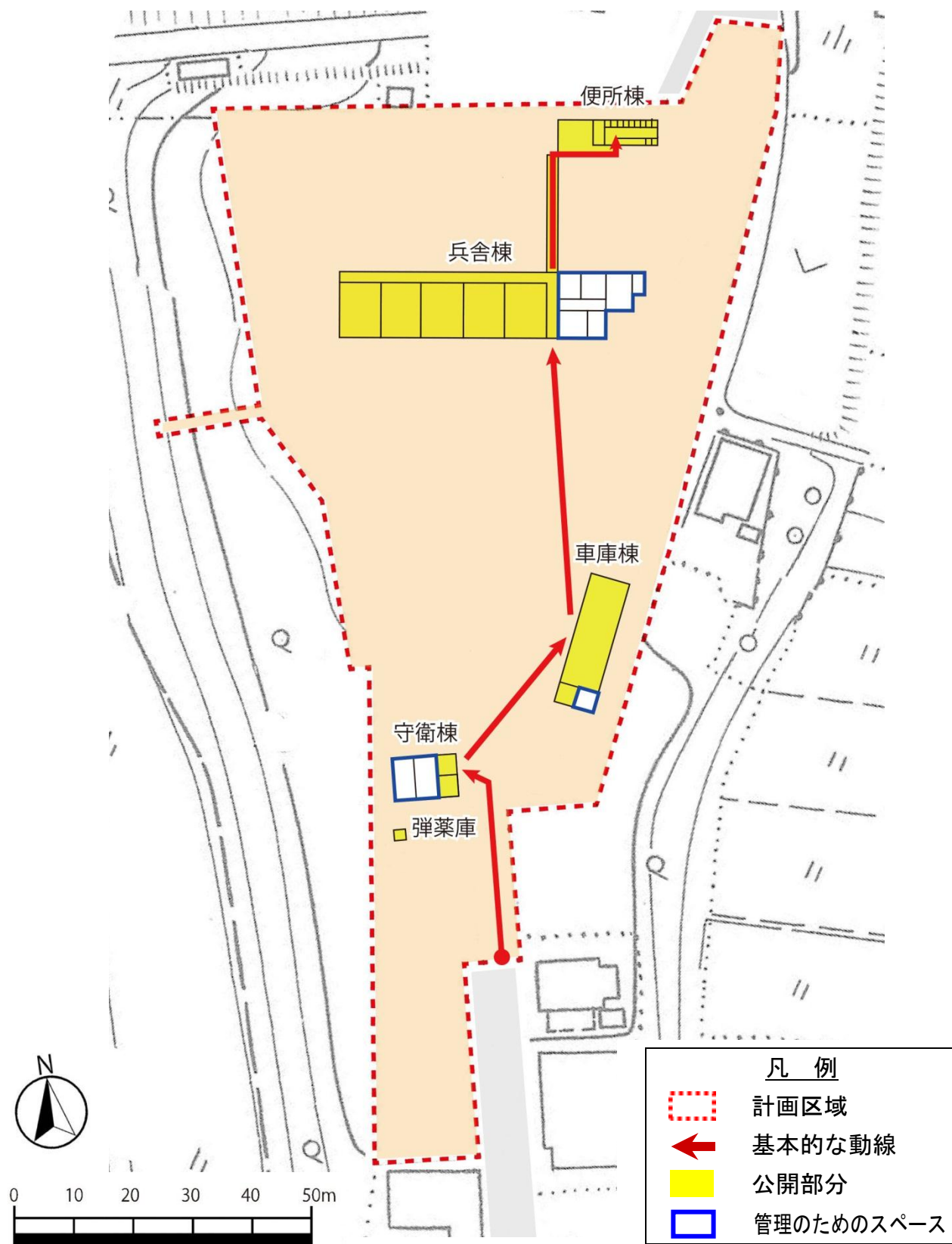


図V－6 各棟の部屋の用途

※ 文化財保護の観点などにより、立ち入ることができない部屋・建物が生じることがあるため、部屋の公開範囲については変更することがある。

(2) 動線計画

計画区域内の基本的な動線は、次のとおりとする。



図V－7 計画区域内の基本的な動線

(3) 施設等整備計画

1) 保存管理、環境保全、防災に係る施設など

公開その他の活用に向けた整備の中で、消防法などの関係法令で定められた施設を設置する。また、第4章で示したとおり、計画区域内には囲いを設置し、侵入や放火などを防止する。

2) 公開その他の活用に係る施設など

公開その他の活用に係る施設については、トイレや駐車場、休憩所、説明板・標識、照明施設などが考えられる。

3) 展示施設の配備に係る施設など

展示施設は、「(1) 建造物のゾーニング及び平面計画」を踏まえて設置することとするが、復原した室内の形態意匠を損なわないものとし、建造物に可能な限り影響を与えないものを設置する。

なお、誰もが利用しやすい施設となるよう、ユニバーサルデザインに配慮する。

5 管理・運営計画

(1) 基本的方針

本計画の内容を十分に理解し、桶川市文化財保護条例をはじめとした関係法令を遵守し、管理及び運営を実施する。

(2) 管理運営方法・体制

公開その他の活用は桶川市が主体となり、管理及び運営に係る対応を行う。また、地域住民などとの連携による管理運営体制の構築を検討する。

第6章 保護に係る諸手続

本章では、文化財に指定されている建造物に関し、必要な諸手続を示したものである。

第1節 予め許可を要する行為

1 現状変更

桶川市文化財保護条例第11条では、市指定文化財の現状を変更しようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならないと定められている。

許可申請を行う行為は、次のとおりとする。

- ① 改造する場合（間仕切りの取り付け又は撤去、窓の取り付けなど）
- ② 構造、形式、規模を変える場合
- ③ 意匠を変える場合
- ④ 復原しようとする場合
- ⑤ 移築又は曳屋をする場合
- ⑥ 建物の建つ地盤の高さを変える場合
- ⑦ その他教育委員会が必要と認める場合

なお、文化財建造物を維持していくための必要な措置として、軽微な小修理、又は災害による損傷及び被害の拡大を防ぐための応急措置は、現状変更に該当しない。

第2節 届出を要する行為

1 所有者及び管理者並びに管理団体の変更

桶川市文化財保護条例第9条では、所有者、管理者又は管理団体が変更したとき、又は名称、住所等を変更したときは、速やかに教育委員会に届け出なければならないと定められている。

2 修理

桶川市文化財保護条例第12条第1項では、市指定文化財を修理しようとするときは、管理者は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならないと定められている。

3 文化財建造物の保存に影響を及ぼす行為

市指定文化財の保存に影響を及ぼす行為をするときは、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

保存に影響を及ぼす行為は、次のとおりとする。

- ① 文化財建造物の敷地内で、その建造物に延焼の恐れのある場所に建物の新築・増築を行ったり、現在ある建物を改築したりする場合
- ② 文化財建造物の敷地内に火気や多量の危険物を扱う施設を設置する場合
- ③ 文化財建造物の周辺における切土、盛土、その周辺の構造耐力を弱めたり、災害を及ぼす恐れのある場合
- ④ 文化財建造物の内部に、お札授与所など防災及び美観上問題を生じやすいような仮設的な施設を設ける場合
- ⑤ 文化財建造物内に、重量物を搬入しようとする場合
- ⑥ 障壁画など、文化財建造物の一部に、直接触れる手法により模写する場合
- ⑦ 文化財建造物から直接型取りを行う場合
- ⑧ 障壁画など、文化財建造物の一部に、強い光線をあてて写真の撮影などを行う場合

4 き損・滅失

市指定文化財がき損、滅失した際は、所有者、管理者又は管理団体はその旨を教育委員会に届け出なければならない。

市指定文化財
旧熊谷陸軍飛行学校桶川分教場建物
保存活用計画（素案）

発行日：平成29年5月

発行：桶川市

編集：桶川市 市民生活部
道の駅・飛行学校跡地整備課

〒363-8501 埼玉県桶川市泉一丁目3番28号

電話：048-786-3211（代表）

<http://www.city.okegawa.lg.jp>